教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**区立中学校の部活動運営委託の公募型プロポーザルによる事業者の選定結果について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	標記事業者選定委員会におけるプロポーザル方式による審議の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したため、報告する。 **１　業務名** 区立中学校の部活動運営委託 **２　業務目的、内容** 外部指導者による部活動の指導及び管理体制整備により、生徒にとって望ましい部活動の活動機会を確保するとともに、教員の負担軽減を図り、部活動の持続可能な運営体制を構築する。 **３　特定した相手方** （１）事業者名 リーフラス株式会社（代表取締役　伊藤　清隆） （２）所在地 東京都渋谷区恵比寿四丁目２０番３号 恵比寿ガーデンプレイスタワー２０階 **４　申込事業者数** ３事業者 **５　提案価格（令和８年度）** ６９，０４３，２６０円（税込） ※　参考 モデル１０校合計３０部活動（内訳は６４ページ）の運営を委託する。 １部活動当たりの費用は、２，３０１，４４２円／年。 **６　業務期間** 令和８年６月ごろから令和９年３月３１日まで ※　履行状況が良好な場合に限り、最長３回（令和１２年３月３１日まで）契約を更新することが出来る。

7　事業者特定の評価ポイント

事業への理解度と実現性	①　責任者の定期巡回、聞き取り等によるハラスメント防止や勝利至上主義に基づかない生徒に配慮した指導、本区と連携した指導者研修、当日の事前出欠確認によるスムーズな欠員代替など、確立された運営体制を提案した。 ②　提案事業者の中で、本事業への理解度が最も高く、部活動運営の方法及び手順は実現性のあるものであった。
業務遂行能力及び実績	①　放課後デイサービス等、子どもと関わる事業で実績があり、日本版ＤＢＳにも積極的に対応する等、対応感度の良さが見られた。 ②　ハラスメント、トラブルといったリスク管理が確立しており、実績を活かした運営体制が期待出来る。
コスト	①　育成を前提とした適正な配置人数、システムの効率的な運用によるコストパフォーマンスの高い提案であり、学校からの個別の要望にも柔軟な対応が可能であると示された。
プレゼンテーションと提案書の総合評価	①　提案書の内容は他の提案者に比べて具体的であり、分かり易いものであった。 ②　プレゼンテーション及び質疑応答時において担当者の説明が的確であった。

8　特定までの経緯

（1）公募期間

令和８年１月２０日から同年２月３日まで

（2）選定委員会

ア　委員会開催状況

	開催日	内容
第１回	令和８年１月１５日	選定方法や評価項目等の確認
第２回	令和８年３月 ※（開催を省略）	第一次選考 提案書提出者の選定：書類選考
第３回	令和８年５月１２日	第二次選考 事業者の特定（プレゼンテーション、ヒアリング）

※　参加表明者が１０者以下であったため、第一次選考を省略。

イ　委員構成（計５名）

種別	氏名	役職等
学識経験者	村本　宗太郎	立教大学 スポーツウェルネス学部助教
	宮本　幸子	（公財）笹川スポーツ財団 シニア政策ディレクター
区民	笠井　健	区立中学校ＰＴＡ連合会
区職員	吉田　一隆	鹿浜菜の花中学校長
	田巻　正義	教育指導部長

ウ　審査項目及び審査結果

Ｐ６５、「区立中学校の部活動運営委託　提案書特定結果（第二次）」のとおり

９　今後の方針

令和８年８月ごろを予定している部活動運営開始に向けて、事業者と調整し準備を進める。

１０　モデル１０校３０部活動の内訳

学校名	委託する部活動	
	運動部	文化部
第一中学校	バドミントン、陸上、卓球	
千寿桜堤中学校	男子バレー、男子テニス、女子テニス	
第四中学校	バドミントン、軟式テニス、硬式テニス	
第七中学校	女子バレー、男子バスケ、 男子バドミントン	
第十一中学校	男子バスケ、男子バレー	演劇
第十三中学校	野球、陸上	吹奏楽
江南中学校	男子テニス、女子テニス	吹奏楽
花畑中学校	バスケ、テニス、陸上	
入谷南中学校	女子バスケ、バドミントン	吹奏楽
六月中学校	女子バレー、サッカー、テニス	

区立中学校の部活動運営委託　提案書特定結果（第二次）

項番	評価項目	評価の視点	指　　標	配点	評価点数		
					リーフラス(株)	A者	B者
1	提案内容の的確性	部活動運営に関する十分な理解があり、方針が明確でかつ適切か	部活動運営に対して精通している事業者で、部活動運営の目的と特性を十分に理解した方針を、適切かつ明確に示しているか。	50	46	44	42
2		部活動運営の実施手順は具体的で実現性があり、適切か	部活動運営の方針を反映させた適切な運営方法、手順で、具体的かつ実現性のあるものか。	75	72	63	57
3		生徒の安全安心の確保	生徒の安全確保に関する方針は具体的に示されているか。	75	66	69	51
4		雇用の方針	事業者として、公共事業を受託するにあたり、適切な人材を採用しているか。	50	46	44	36
5	業務遂行能力	従事する人員の質や体制等は妥当か	十分な業務実績。業務に精通し、業務を総括する統括責任者と指導力の高い部活動指導員の配置計画。担当課との緊急時の連絡体制。	75	72	66	51
6	法令遵守	個人情報保護、ほか契約履行に関する対策を講じているか	各種内部規定の適法性、金銭の適正な管理	50	46	44	40
7	コスト	コスト及び費用対効果は妥当か、部活動指導員の賃金に影響を与えるような不当に廉価な価格を提示していないか	参考見積書	50	44	40	38
8	プレゼンテーション全体	内部情報伝達、資料調整力（発注者の指示等を的確に理解し、資料及びプレゼンテーションを分かり易いものにしているか。誤字、脱字は少ないか。）	ヒアリング内容（プレゼンテーション等） プレゼン等における説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等について	25	23	20	19
9		説明に説得力があるか、論理的か		25	24	23	18
10		冷静に議論できるか		25	24	24	17
合計				500	463	437	369
区内事業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合（5点加算）				0	0	0
	区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合（4点加算）				0	0	0
	区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合（3点加算）				0	0	0
	区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合（2点加算）				0	0	0
総　合　計					463	437	369
選　定　結　果					特定	非特定	非特定

※　配点は、委員５名の合計点

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**「令和７年度第３回学校生活及びいじめに関するアンケート調査」報告と令和７年度いじめ認知・解消の状況について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	

１　いじめに関するアンケート調査結果について

（１）アンケート実施期間

令和８年２月２日から同月２７日までにおいて各学校が定めた期間。

※　（参考）年３回実施

（２）対　　象　全区立小・中学校　全児童・生徒

調査回答数　小学校　２８，２０９名
中学校　１２，３５７名
計　４０，５６６名

回収率　９６．６％（昨年同回：９７．６％）

（３）　アンケート結果概要

ア　小学校及び中学校における前回調査（令和７年１２月実施）と今回実施（令和８年２月実施）との比較。

	小学校			中学校		
	R7.12	R8.2	増減	R7.12	R8.2	増減
在籍数	28,718人	28,689人	▲29人	13,333人	13,326人	▲7人
調査回答数	28,262人	28,209人	▲53人	12,564人	12,357人	▲207人
回答率	98.4%	98.3%	▲0.1ポイント	94.2%	92.7%	▲1.5ポイント
未回収数	456人	480人	＋24人	769人	969人	＋200人
在籍数における未回収率	1.6%	1.7%	＋0.1ポイント	5.8%	7.3%	＋1.5ポイント

イ　学校生活が楽しいかという設問に対して、肯定的な回答を示した児童・生徒の回答率

	小学校	中学校
学校生活は楽しいか	９２．２％ （前回比　±０ポイント）	９１．１％ （前回比　－０.３ポイント）

ウ　「前回の調査から今日までの間に、いじめられたことがある」と回答した児童・生徒の人数

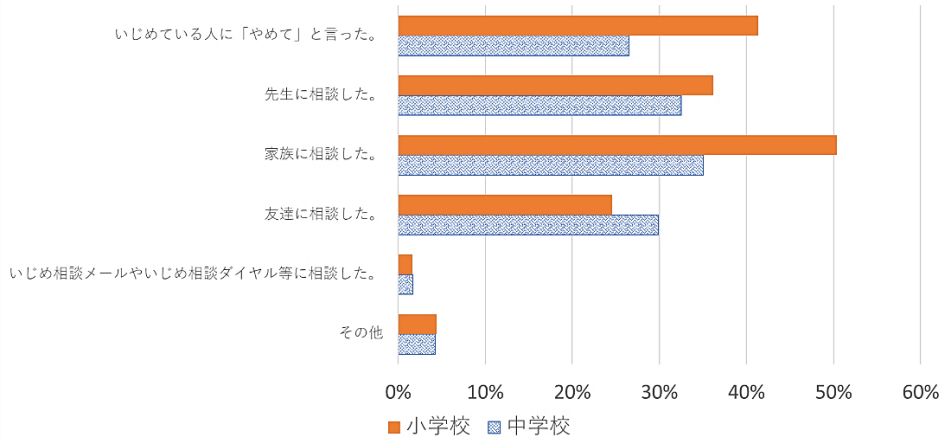
	小学校	中学校
前回の調査から今日までの間に、いじめられたことがある	２，０４１人 （前回比　－１,１１２人）	１１７人 （前回比　－１３０人）

エ　「いじめられたことがある」と回答した者が、どのような行動をとったか

※　複数の選択肢を回答することが可能

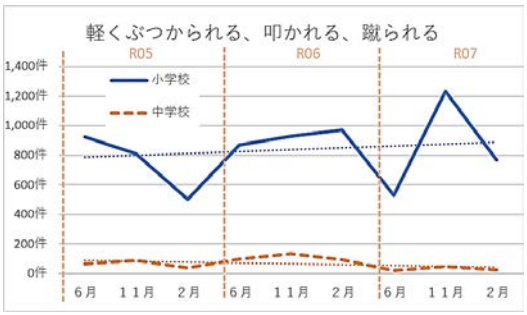
※　比率の母数は（３）ウ「前回の調査から今日までの間に、いじめられたことがある」と回答した児童・生徒の人数

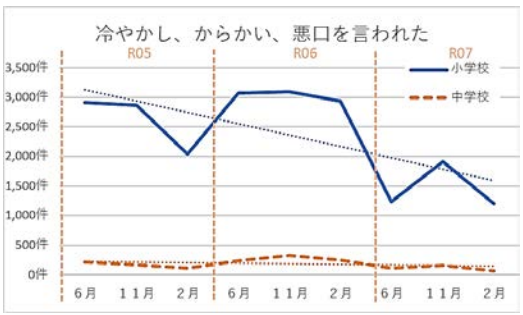
回答	区分	回答数	比率
いじめている人に「やめて」と言った。	小学校	844	41.4%
	中学校	31	26.5%
先生に相談した。	小学校	738	36.2%
	中学校	38	32.5%
家族に相談した。	小学校	1028	50.4%
	中学校	41	35.0%
友達に相談した。	小学校	501	24.5%
	中学校	35	29.9%
いじめ相談メールやいじめ相談ダイヤル等に相談した。	小学校	33	1.6%
	中学校	2	1.7%
その他	小学校	91	4.5%
	中学校	5	4.3%

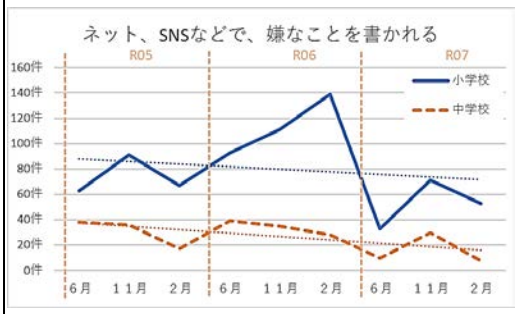


オ　いじめの様態について

		令和５年度			令和６年度			令和７年度		
		６月	１１月	２月	６月	１１月	２月	６月	１１月	２月
軽くぶつかられる、叩かれる、蹴られる	小学校	926件	810件	502件	871件	928件	969件	530件	1,232件	767件
	中学校	66件	91件	37件	97件	135件	92件	19件	48件	25件
冷やかし、からかい、悪口を言われた	小学校	2,917件	2,871件	2,042件	3,069件	3,095件	2,932件	1,235件	1,910件	1,198件
	中学校	217件	174件	117件	238件	329件	246件	115件	161件	70件
ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる	小学校	63件	91件	67件	93件	111件	139件	33件	71件	53件
	中学校	38件	36件	17件	39件	35件	28件	10件	30件	8件
仲間はずれ、無視	小学校	1,170件	1,190件	787件	1,206件	1,277件	1,267件	454件	920件	572件
	中学校	59件	61件	29件	56件	103件	77件	22件	60件	31件









カ　未回収における理由の割合

回答	区分	令和７年６月	令和７年１２月	令和８年２月
学籍のみ	小学校	10.6%	5.8%	5.4%
	中学校	2.5%	2.7%	2.0%
実施期間中に居住地以外に在住	小学校	6.9%	5.6%	9.8%
	中学校	2.3%	1.4%	1.8%
児童相談所等との連携	小学校	6.6%	1.3%	2.1%
	中学校	2.5%	2.6%	1.1%
不登校であり、回収に至らなかった	小学校	54.4%	58.2%	57.1%
	中学校	84.9%	81.4%	75.7%
本人・保護者の判断	小学校	6.6%	3.7%	10.0%
	中学校	1.4%	13.3%	12.3%
病気（入院中も含む）	小学校	6.2%	7.6%	9.6%
	中学校	4.3%	6.1%	5.0%
日本語による読解が困難な状況	小学校	8.8%	8.2%	6.0%
	中学校	2.1%	2.1%	2.2%

（４）アンケート結果の分析

課題	対応
いじめの態様について、「冷やかし、からかい、悪口」「ネット、ＳＮＳなどで嫌なことを書かれる」「仲間はずれ、無視」の項目は、学校が実施する児童・生徒主体のいじめ防止の取組の効果もあり、年を追うごとに低下している。しかしながら、暴力行為に関するいじめは増加傾向にあるため、今後詳細な分析を行う必要がある。	児童・生徒主体の取組に加え、教員による望ましい言語環境作りが実を結びつつある。令和８年度から、いじめアンケート「いじめリスクアセスメントシステム」を導入することにより、詳細な分析が可能になるため、教育指導課が分析結果を基に、対応策を考え各学校に指導体制を構築するよう指導していく。
「いじめられたことがある」と回答した者が、どのような行動をとったかという項目について、最も多かったのは小学校では「家族に相談した」１，０２８人（５０．４%）、中学校では「先生に相談した」３８人（３２．５%）であった。発達段階に応じて、相談する相手	学級担任だけで対応するのではなく、学年に所属する教員、養護教諭、ＳＣやＳＳＷ等と連携を強化し、児童・生徒が相談しやすい環境づくりを推進し、全ての児童・生徒が安心して相談できる体制を構築していく。また、生活指導担当者連絡会等で、法に基づくいじ

が異なることはもちろんのこと、中学生においては、全体の傾向として他者に相談する前に、自分で解決しようとするケースも多く、表面化しにくい傾向がある。	めの定義を改めて確認し、「いじめが発生することが悪い」のではなく、「いじめは誰にでも起こる」という認識のもと、早期発見・早期解決していくことが肝要であることを引き続き指導する。
未回収の理由として、「不登校であり、回収に至らなかった」という項目は、小学校で５７．１％（前回比－１．１％）、中学校で７５．７％（前回比－５．７％）となり、教員の児童・生徒への働きかけもあり前回よりも改善が見られた。しかしながら、依然として日本語による読解が苦手な児童・生徒が回答できていない状況があるため多言語に対応したアンケートが実施できるようにシステムを構築する必要がある。	引き続き、不登校児童・生徒に対して丁寧に働きかけをするよう各学校を指導する。また、令和８年度実施のいじめアンケート「いじめリスクアセスメントシステム（スタンドバイ社）」は、従来のアンケートシステムより児童・生徒にとってわかりやすい画面構成になるとともに、複数の言語にも対応しており、日本語による読解が困難な状況は解消するため、回答率が上昇すると考えられる。

２　令和７年度いじめ認知・解消状況

（１）小中学校別の前年度との比較等

小学校・中学校ともに、認知件数が増加している。また、当年度の未解消件数についても、増加傾向にあり、解消率も低下している。

	小学校			中学校		
	令和6年度	令和7年度	増減	令和6年度	令和7年度	増減
前年度末の未解消件数	1,785	2,036	+251	69	75	+6
新規認知件数	6,410	6,820	+410	283	315	+32
当年度いじめ認知件数合計…①	8,195	8,856	+661	352	390	+38
当年度内に解消した件数…②	6,159	5,437	−722	277	273	−4
当年度未解消件数	2,036	3,419	+1,383	75	117	+42
解消率（②／①）	75.2%	61.3%	−13.9ポイント	78.7%	70.0%	−8.7ポイント
発生割合（①/全児童・生徒数）	28.1%	30.8%	+2.7%	2.6%	2.9%	+0.3%

※　解消件数は、いじめ解消の定義である「３か月の経過観察の後、解消と判断したもの」を指す。（いじめ防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定）【平成２９年３月改定版】）

（２）課題と対応について

課題	対応
小学校に比べ、中学校における認知件数が少ない。法の趣旨やいじめの定義について教員に理解の差がみられるため、中学校教員の意識改革を図る必要がある。	法におけるいじめの定義や「積極的な認知や報告は適切な行動」であるという考え方について、生活指導担当者連絡会で周知し、「見逃さない姿勢」を重視する風土を醸成していく。
未解消件数の増加については、安易に解消と判断せず、一定期間、児童・生徒の状況を丁寧に見守っている結果であると考えられる。一方で、解消している案件の確認不足や教育委員会への報告の失念など学校の理解不足が推察される。	生活指導担当者連絡会で、学校いじめ対策委員会の役割として、関係教職員間での情報共有や児童・生徒への支援方法の検討等、校内におけるいじめの中核的組織として機能させるよう指導していく。

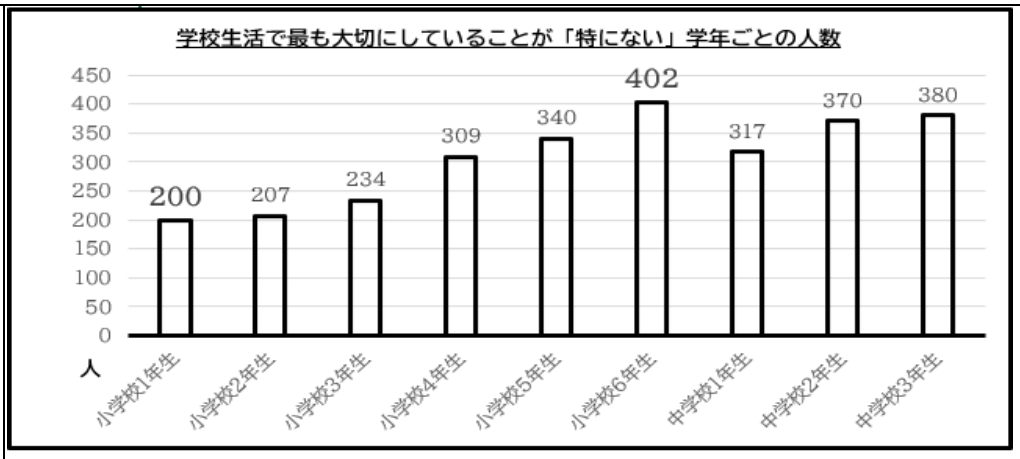
３　令和８年度の取組

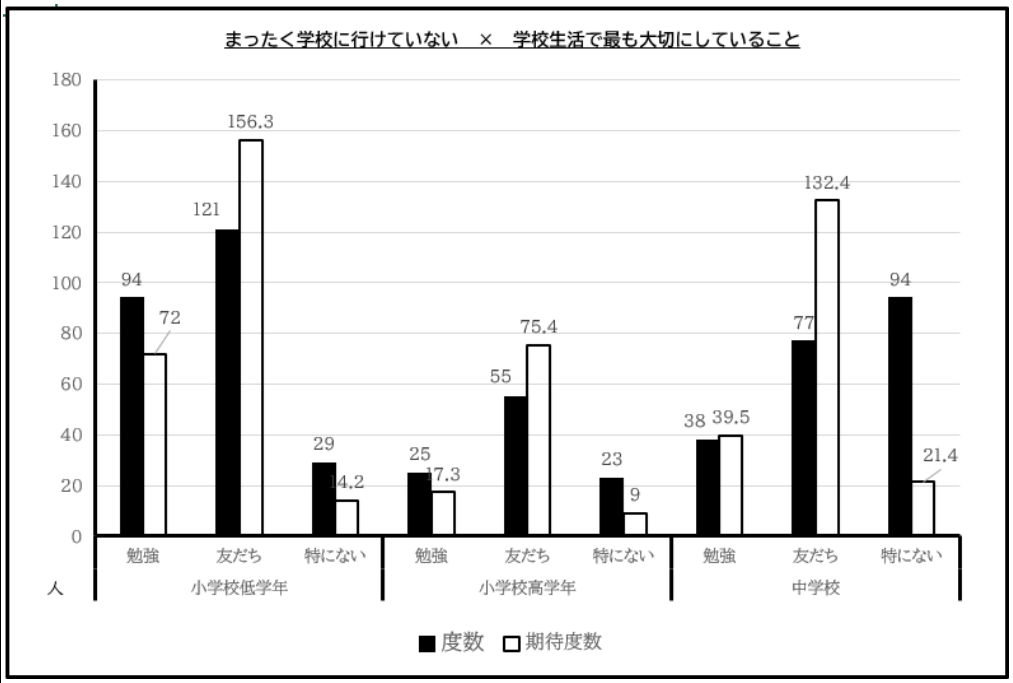
取組	内容
教員研修の改善	教員研修の見直しを図り、職層や経験年数に応じた研修を実施する。 ア　若手教員 いじめ予兆の把握や初動の理解を図る。 イ　中堅教員以上・管理職 いじめ重大事態のリスク把握や、各学校のいじめ対策の体制構築の理解を図る。
いじめリスクアセスメントシステム機能の活用	令和８年度から実施する、いじめアンケートで認知したいじめについては、いじめリスクアセスメントシステム機能を活用し、リスクレベルの高い児童・生徒を把握し、リスクの可視化を図ることで、学校が即時対応できるようにする。
児童・生徒の主体的な活動の充実	「いじめ総合対策【子供版】(東京都教育委員会)」を活用し、いじめ防止に向けた児童・生徒の主体的な取組を充実させる。特に、好事例については、生活指導担当者連絡会や生徒会交流会等で情報共有を図り、好事例を水平展開できるようにする。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**学識経験者による学校生活に関するアンケート調査分析結果について**
所管部課名	教育指導部不登校施策推進担当課
内　　容	不登校の実態と要因を捉え支援策を講じるため、令和７年９月に実施した「学校生活に関するアンケート調査」について、学識経験者による詳細な分析を行い、不登校の未然防止の観点から長期的な視点に立った 提言を頂いた。今後、調査分析結果を踏まえた具体的な取組について、校長会などを通じて検討していく。 **１　分析者** 公立大学法人名古屋市立大学大学院　人間文化研究科 准教授　米川　和雄（専門：こども家庭・学校の包括的支援にかかわる研究） 【選定理由】 足立区の教育振興ビジョンをはじめ、長年足立区の教育行政に携わっている実績があり、区の児童・生徒の状況や教育行政に深い見識を持っているため。 **２　学識経験者調査分析概要** （１）分析の視点 学校が子どもたちにとって「夢や希望を持てる」「ウェルビーイングが向上する」場所であれば、不登校はそもそも発生しないのではないか、発生しても長期化の軽減ができるのではないか、といった視点を持った。 ア　不登校未然防止の観点から、足立区教育大綱の基本理念である「夢や希望を信じ生き抜く人づくり」を目指すあり方について分析。 イ　【夢や希望（将来の楽しみ）を信じる視点】と【子どもたちのウェルビーイング向上の視点】に焦点を当てて分析。 ウ　学校生活で最も大切にしていることが「特にない」と回答した子どもは学年が上がるにつれて増えていき、更に「まったく学校に行けていない」状態と何か特別な関係性があると考えられるため、「特にない」に着目し分析。





【度数と期待度数について】

① 度数

足立区の児童・生徒の実際の回答数

② 期待度数

本分析の期待度数は、足立区の児童・生徒の回答から算出されており、「もし何の偏りもなく確率通りに（あるいは仮説通りに）物事が起きたとしたら理論上カウントされるはずの回答数（データ数）」のこと。

上記表中の「特にない」に着目すると、小学校低学年、高学年、中学校において、それぞれ度数と期待度数に大きなズレがあり、「特にない」は「まったく学校に行けていない」との関係において、何か特別な関係がある、と考えられる。

（２）統計的な分析結果

ア　子どもや子どもを支える大人が「夢や希望」を持て、ウェルビーイングの向上に繋がる学校等の居場所があれば、不登校の未然防止に繋がる可能性が示唆された。

イ　「子どもたちの居場所」を中心として、大人が関わり合いながら、地域社会全体で子どもを育てあげていくことが求められる。

３　学識経験者所見など

（１）総論

総論	分析から示唆された内容	主な所見
総論１ **「大人に求められていること」**	（１）学校生活で最も大切にしていることが「友だち」、が 62.1%と最多。次に「勉強」が 20%であった。 （２）「特にない」が 7.6%と第三群として存在。 （３）「友だち」が学校に行きたいと思える要因に、「特にない」が学校に行きたくないと思える要因となっている可能性がある。	①　学校は教育活動やSC、SSWなどと連携した支援を提供しているにもかかわらず、「学校生活で最も大切にしていることが『特にない』」と答える子どもを生み出している一側面の背景を理解する必要がある。 ②　子どもが学校生活で大切なものを持てるよう「子どもたちの未来の希望のために、大人がどう振舞うべきか」、子どもや大人が議論する必要がある。
総論２ **「学校に求められていること」**		①　教員には、子どもたちの多様性を尊重した「人間関係やクラスを育てる」プロのスキルが必要である。 ②　学校には上記を踏まえた教育活動が円滑に営めるような体制や機能が求められる。

（２）各論

各論	分析から示唆された内容	主な所見
各論１ 「友だちとの人間関係を土台にした教育」	「友だち」との人間関係が不登校予防に寄与する。	「友だちとの人間関係」を土台にした教育が求められる。
各論２ 『学校は「勉強」や「友だち」など大切にできるもの」を求めてよい場所』	学年が上がるにつれて、学校生活で最も大切にしていることが「特にない」子どもが増えていく。	大人同士が連携して「夢や希望を信じられる学校」の在り方を考え直し、子どもが何かを求めたときに、学校が精一杯それに応えられる場所となる必要がある。
各論３ 「学校は子どもが将来の夢や希望を信じるために求められる場所」	学校生活で最も大切にしていることについて、「勉強」「友だち」が将来への楽しみに、「特にない」が将来への不安に関係している可能性がある。	学校が何を子どもたちに提供できるのかを広く発信して、子どもの願いに柔軟に応えられる「安心できる場」「ありのままの自分でいていい場」として学校環境を整えていく必要がある。
各論４ 「大人から子どもたちに対話を求めるアプローチ」	学校生活で最も大切にしていることが「特にない」子どもや将来を「不安」に感じている子どもは、周囲に相談できる人が少ない。	自ら SOS を出せない子どもたちに対し、学校が多様な相談窓口を備えたセーフティネットであることを周知して、相談のハードルを下げる（ICT 含む）環境づくりをしていく必要がある。また、大人から手を差し伸べる（アウトリーチ）姿勢が不可欠である。
各論５ 「チーム学校を中心とした地域との連携」	「チーム学校」が機能していることがうかがえる。 一方で、学校生活で最も大切にしていることが「特にない」子どもは、「チーム学校」から漏れている可能性がある。	学校は「学校内だけの連携」だけではなく、「学校外の地域」（チーム学校）との連携を進めて子どもたちの孤立を防ぎ、子どもたちを中心に据えた（どちらが担当か子どもを押し付け合わない）、相互に気軽に相談できる体制を整えていく必要がある。
各論６ 「学校を子どもたちにとって『安心できるところ』『成長できるところ』に」	学校生活で最も大切にしていることが「特にない」子どもは、学校を「自分を成長させてくれる場所」とも「安心して過ごせる場所」とも思えていない。	学校は、子どもたちが「ここは安心できる」「自分も成長できる」と感じ、「行きたい」と思えるように「個別ニーズに応える居場所」や「現実の生活が楽しいと思える居場所」になる必要がある。

（３）夢と希望の推進モデル

（１）総論、（２）各論を踏まえた上で、足立区教育大綱の基本理念である「夢や希望を信じ生き抜く人づくり」に向けて「夢と希望の推進モデル」の提言を受けた。

夢と希望の推進モデル	分析から示唆された内容	主な所見
子どもたちの「居場所」の構築	子どもたちにとって、「居場所」が将来の楽しみを持つこと、学校生活で最も大切にしていること（勉強、友だち）に影響を及ぼしている可能性が示された。	① 学校に馴染めなくても「自分の将来が楽しみだ」と前向きに捉えられるようになるのは「安心できる居場所」があるからで、「居場所」は子どもが未来を信じて生きていくための「基盤」である。 ② 学校内外に、「学びの場」であると同時に、「子どもが安心していられる場」となる「居場所づくり」を重点的に進めていくことが求められる。

４　区の今後の取組の方向性について（案）

今回の分析及び提言を根拠に以下の改革、改善に取り組んでいく。

（１）意識改革

日ごろの教育活動及び人間関係の構築が不登校未然防止に繋がっていくことを子どもに関わる大人の共通認識とし、その認識の基に教育活動等を実施していけるように、特に教職員の意識改革を図っていく。

【意識改革（方向性の土台）】

	取組	支援内容	関連論点
意識改革	**子どもに関わる大人が提言を学ぶことによる意識改革**	(ア)子どもの教育に関わる大人向けに学識経験者による研修の実施 (イ)不登校支援連絡会を通じた関係機関への研修内容の共有	**総論１** **総論２**

（２）環境改善、体制改善

各校の教育課程に位置付けられている各種取組の再構築とブラッシュアップを図っていく。

【環境改善、体制改善（方向性の柱）】

	取組	支援内容	関連論点
環境改善	子どものウェルビーイング向上に繋がる個々のニーズに合った支援環境づくり	(ア)子どもが「安心」と「成長」を感じられ、「友だち関係」を中心としたクラスづくり (イ) オンライン授業、SSR など子どもの状況に合わせた校内環境創設 (ウ) キャリア教育など子どもたちが「自分がどうありたいのか」イメージを持てるような動機付けの推進 (エ) 上記を踏まえ、進路を自己決定できるよう、不登校生徒への進路指導や進路/進学情報の提供を強化	各論１ 各論２ 各論３ 夢と希望の推進モデル
体制改善	子どもに合った支援を早期に行える仕組みづくり	(ア)担任、養護教諭、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの連携による子どもへの早期アプローチ（予防） (イ)登校しぶりの段階で早期支援に繋がるように、区の不登校関連事業をまとめた一覧を学校が子どもと保護者に周知 (ウ)SSR など「安心」と「成長」を感じられる子どもに合う居場所の創設	各論５ 各論６ 夢と希望の推進モデル
	大人から子どもへのアプローチ方法の改善	(ア)子どもが自分に合った相談相手と相談できる環境づくり (イ)子どもが相談しやすいよう様々な相談機会や相談方法を提供	各論４

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**チャレンジクラス「シエスタ」の運営状況等について**
所管部課名	教育指導部不登校施策推進担当課
内　　容	令和８年４月に開設したチャレンジクラス「シエスタ」（以下「シエスタ」という。）の運営状況について、以下のとおり報告する。 【愛称「シエスタ」について】 生徒たちが複数の候補から選定し、教員へのプレゼンテーションを経て決定。 「一時的な休息（不登校）を経て心のエネルギーを蓄え、希望する進路の実現など、未来への再挑戦に繋げる」との強い想いが込められている。

１　運営状況など

（１）クラス人数　※　令和８年５月７日現在

１年生	２年生	３年生
１人	２人	２人

（２）出席状況

全体的に概ね良好で、昨年登校できなかった生徒も登校できている。

※　具体的な登校率については個人の特定に繋がりかねないため公表はしていない。

（３）学習状況

シエスタ全体で授業を行う教科がある一方で、数学や英語は個々の学習習熟度に応じた授業を実施している。

（４）実施状況

登校後、リフレッシュタイムに教員と生徒がゲームを行って積極的にコミュニケーションを図るなど、教員と生徒の信頼関係が構築されている様子が見受けられた。

２　シエスタ入級生徒の追加募集等について

（１）追加募集等のスケジュール

シエスタが安定的に運営できていることを踏まえ、今後の追加募集等のスケジュールを以下のとおり定めた。

回	入級対象学年	体験入級時期	入級時期
第1回	区立中学校に在籍する中学校１年生～３年生	6/8（月）～6/19（金）	在籍校と第十一中学校が協議して決定
第2回	①区立中学校に在籍する中学校１年生～２年生 ②小学校６年生の不登校（傾向含む）児童	9/1（火）～9/14（月）	①在籍校と第十一中学校が協議して決定 ②令和９年４月以降
第3回		10/1(木)～10/15(木)	
第4回		11/2(月)～11/16(月)	
第5回		12/1(火)～12/14(月)	

※　都の方針として、入級機会を年５回は設ける必要がある。
※　上記の期間外に入級の相談があった場合は、可能な限り柔軟に対応していく予定。

（２）募集方法

保護者案内（Ｐ８０～８１参照）を添付し、学校から C4thHome&School でメール配信を行った。

配信時期：令和８年５月２２日（金）

（３）定員

シエスタ全体で３０名程度

３　今後の方針

都が実施するシエスタ利用者アンケートと併せて、区独自のアンケートを実施するなど利用している生徒の意見を聞きながら、運営等にかかる課題の抽出と改善を図り、登校に不安を抱える生徒が利用したくなるシエスタとしていく。

【参考】チャレンジクラスについて

（１）チャレンジクラスの定義

都内公立中学校等における不登校生徒を対象として、その実態に配慮した教育を実施する学級をいう。

（２）特徴

ア　学習指導要領に準じた教育課程の作成が可能
※　チャレンジクラス単独で修学旅行や移動教室の実施が可能

イ　ゆとりある授業時数の設定が可能

ウ　正規教員４～６名の配置

（３）設置校

第十一中学校

住所：足立区弘道一丁目３８番１５号

（４）対象者

足立区立中学校に在籍する生徒（次年度足立区立中学校に入学予定の児童を含む。以下同じ。）のうち、次のア、イいずれかに該当する者とする。

ア　年間 30 日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因・背景により、登校しない又は登校したくてもできない状況にある者。ただし、疾病、経済的な理由等による者を除く。

イ　断続的な不登校又は不登校の傾向が見られる者。
※　特別支援学級の該当者は対象外

（５）入級方法

ア　保護者は在籍校長に面談の上、申請

イ　２週間程度の体験入級を実施

ウ　教育委員会は、入級審査会を実施

	【入級審査の条件（案）】 ① 体験期間中６割以上参加すること。 ② 生徒及び保護者が入級に同意していること。 ③ 生徒が通学に意欲的であり、学習に取り組むことができること。 ④ 原則、自力で通学が可能なこと。 エ 入級決定 ※ 第十一中学校以外の生徒は、第十一中学校に転校となる。

令和８年４月開設

学校に行きづらい－その気持ちに寄り添うクラス－
「シエスタ」で一緒に学びませんか？

第十一中に誕生！ 区内全域から通える少人数クラス

「学校に行きづらい…」「でも、勉強はどうしよう」「学校生活も経験してみたい… 」。
そんな思いを持つ子どもたちが、安心して学校生活を送れるよう、足立区立第十一中学校にチャレンジクラス「シエスタ」を開設しました。ゆとりを持った時間割で、専任教員が対応。少人数でコミュニケーションが取りやすく、自分のペースで学ぶことができるクラスです。



場所

足立区立第十一中学校（足立区弘道1－38－15）
「五反野駅」「青井駅」より徒歩10分／「西新井駅」「綾瀬駅」からバス、第十一中学校バス停より徒歩1分

入級対象者

足立区立中学校に在籍し、以下のいずれかを満たす生徒

・年間30日以上欠席し、何らかの理由で登校しない、または登校したくてもできない生徒
・学校を休む日が増えている、または登校しづらさのある生徒
※特別支援学級に該当する方、疾病、経済的な理由等で欠席している方は入級できません。

注意事項

❶ 入級と同時に、**現在の在籍校から第十一中学校へ転校**となります。
❷ 徒歩、または公共交通機関を利用し、一人で登校してください（慣れるまで付添可）。
なお、自転車は利用できません。
❸ 学習意欲を持ち、**毎月6割以上**の出席を基本としています。

時間割

学年ごとに決まっていますが、個々のペースに合わせて学習するため、学ぶ内容は各々異なります。通常級に比べ**登校時間が1時間遅く**、授業は**2時間目から最大で5時間目まで**。友人や先生と話しながら、授業に向けて気持ちを整える**「リフレッシュタイム」**を設けています。

■ 例：今年度の中学3年生の時間割 ■

時間		月	火	水	木	金
～9：30		登校				
9：30～9：35		朝の学級活動				
9：35～9：45		リフレッシュタイム（自主活動）				
9：50～10：40	2時間目	学活	国語	道徳	保健体育	技家
10：50～11：40	3時間目	英語	数学	社会	理科	理科
11：50～12：40	4時間目	保健体育	美術	数学	社会	国語
12：40～13：10		給食				
13：10～13：30		昼休み				
13：35～14：25	5時間目	総合	音楽		英語	総合
14：30～14：40		清掃				
14：40～14：50		帰りの学級活動				
15：00～		下校				

※ 個別指導を基本としながらも、クラス全体で進行する授業もあります

Q & A

Q. 入級を検討したいです。どうしたら良いですか？

A. 在籍校の担任の先生へ、その旨をお伝えください。
その後、在籍する学校長と面談を行っていただき、**シエスタの授業体験**と審査会を実施します。授業体験で、クラスの雰囲気などもご確認いただけます。
審査の結果、お入りになれない場合もあります。

Q. いつでも入級できますか？

A. 面談や授業体験、審査会、学校間の調整を経て入級となります。
授業体験と審査会は6、9、10、11、12月の**年5回**（3年生は6月のみ）です。入級時期は、ご相談のうえ決定します。

**Q. 出席日数が6割に満たない場合はどうなりますか？
学習意欲がないと、入級は難しいですか？**

A. 6割に満たない場合でも、引き続きシエスタを利用できます。
ただし、それが長期間続く場合は退級となることがあります。その際は、第十一中内のSSR（スモール・ステップ・ルーム）を活用しながら、再度「シエスタ」への通級を目指すなど、本人に寄り添いながら考えていきます。
学習の場であるため、学ぶ気持ちを持って通う方をお受けしています。

問い合わせ 足立区教育委員会事務局 不登校施策推進担当課
電話：03-3880-0784
Mail：f-toukou@city.adachi.tokyo.jp

＼不登校支援一覧は／
足立区不登校支援ポータルサイト 検索

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**足立区インクルーシブ教育グランドデザイン策定の方向性について**
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
内　　容	「足立区のインクルーシブ教育グランドデザイン」策定の方向性について、以下のとおり報告する。

１　策定の目的

中央教育審議会は、次期学習指導要領（令和１２年度に小学校で全面実施予定）に「多様性の包摂」という新たな考え方を加える方向で進んでいる。足立区としても、将来の教育環境を見据え、インクルーシブ教育の**「教職員と区教委の理念」**となる本グランドデザインを令和８年度中に策定する。

２　グランドデザインで目指す ３つのアップデート（案）

次期学習指導要領の考え方に沿い、今まで進めてきたインクルーシブを大きく３つに分けてアップデートできるよう描く。

３つのアップデート	課　題	アップデート
考え方	多様な子どもたちがいることが全教職員・区職員に浸透していない	教職員のみならず区職員も、**多様な子どもたちが当然に教室にいる**ことを前提に、教育の在り方を考えるようアップデートする
環境	一部の教室で多様な子どもたちが学習しやすい環境となっていない	ＩＣＴやユニバーサルデザインの考え方を積極的に活用し、学習環境を**より多様な個性が共生しやすい環境**にアップデートする
支援	国の方針である柔軟な教育課程に要対応	「障がい等の特性に合わせた個別支援（※）」だけでなく、**他の児童・生徒と一緒に学ぶための柔軟な支援ができるよう**アップデートする。

※　情緒障がいのある児童・生徒が通常授業とは別に特別支援教室で指導を受ける等

３　今後について

令和８年度末の完成を目指して以下のとおり進める。

（１）足立区特別支援教育検討委員会（以下、検討委員会）の開催

７月に検討委員会（校長会、区教委、アドバイザー等）を実施し、グランドデザインの目指す方向性について確認する。以後、定期的に委員会を開催（年４回程度を予定）し、詳細をつめていく。

（２）アドバイザーの活用

検討委員会のアドバイザーである野口晃菜氏（のぐちあきな：中教審委員）から意見を伺いながら進める。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

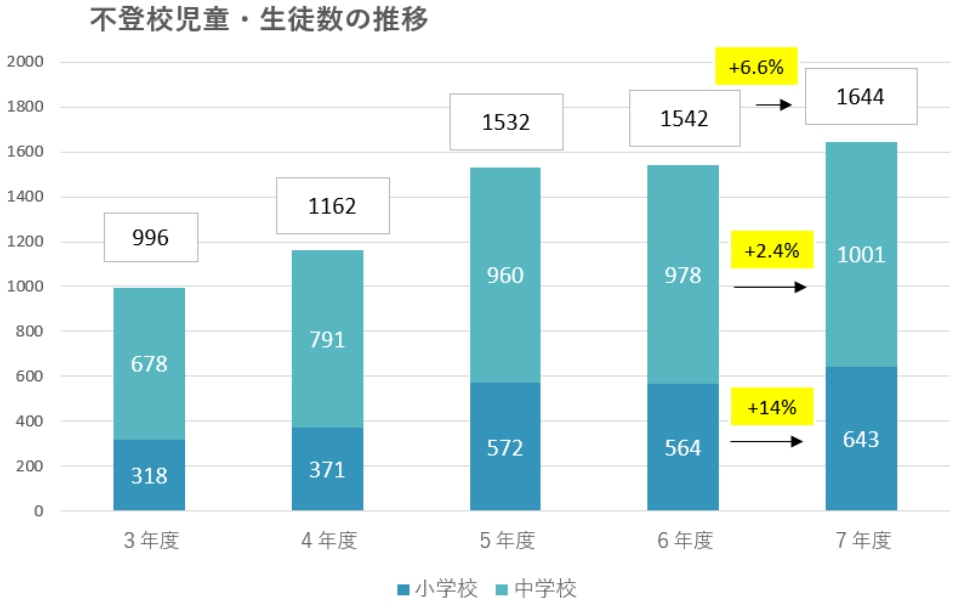
件　　名	**令和７年度の不登校児童・生徒数及び支援について**
所管部課名	こども支援センターげんき　教育相談課 教育指導部　不登校施策推進担当課
内　　容	毎月区が独自に実施している「長期欠席児童・生徒状況等に関する実態調査」に基づき、令和７年度の不登校児童・生徒数を報告する。

１　令和７年度不登校児童・生徒数（※）

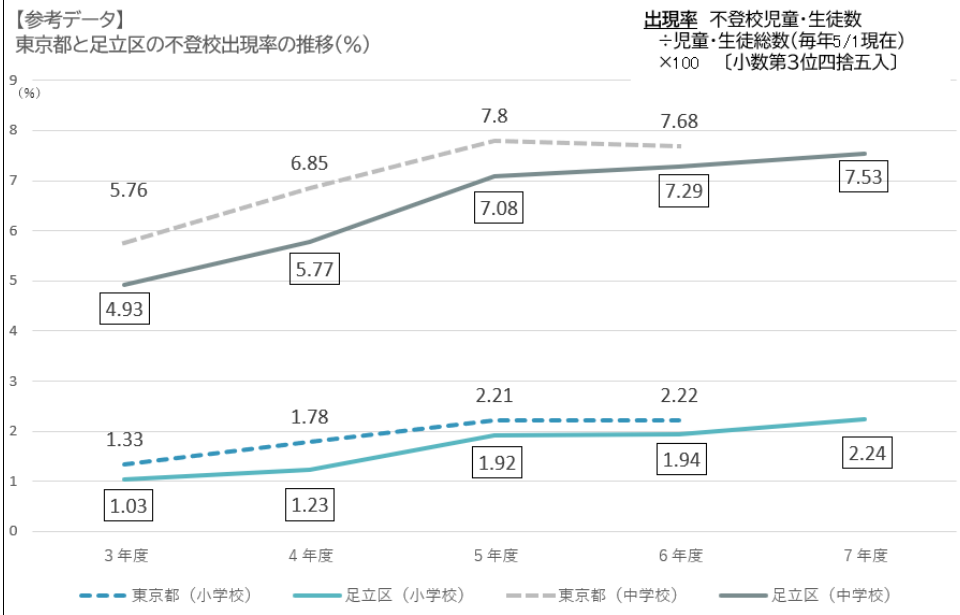
	３年度	４年度	５年度	６年度	**７年度**	**前年比（%）**
小学校	318	371	572	564	643	+79 (+14%)
中学校	678	791	960	978	1,001	+23 (+2.4%)
合計	996	1,162	1,532	1,542	1,644	+102 (+6.6%)

※　文部科学省による定義「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間３０日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」に基づき集計

（１）直近５年間の推移



【参考データ】
東京都と足立区の不登校出現率の推移(%)

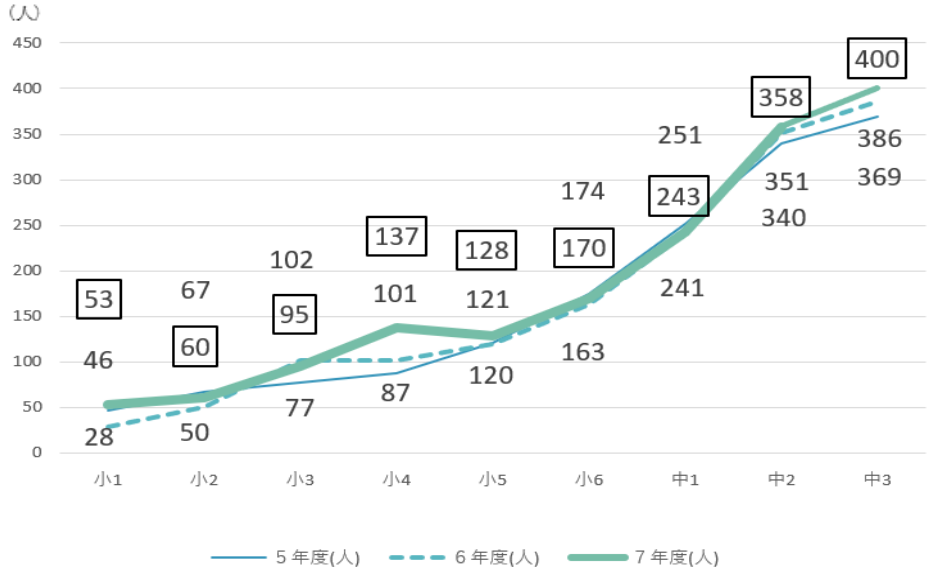


区の不登校出現率は、令和３年度以降上昇傾向にあるが、令和３～６年度は小学校・中学校とも東京都平均を下回っている。

※　令和７年度の東京都の不登校出現率は秋ごろ公表される予定

（２）学年別不登校児童・生徒数

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計
５年度(人)	46	67	77	87	121	174	572	251	340	369	960
６年度(人)	28	50	102	101	120	163	564	241	351	386	978
７年度(人)	53	60	95	137	128	170	643	243	358	400	1001
R6前年比	25	10	-7	36	8	7	79	2	7	14	23
R6増加率(%)	89.3	20.0	-6.9	35.6	6.7	4.3	14.0	0.8	2.0	3.6	2.4



同一学年の増減率を比較すると、小学校低学年から不登校人数が増加している。特に小学校１年生は５３人（前年度２８人）と２５人増加しており、不登校の低年齢化がすすんでいる。

（３）同一集団（入学年度別）の不登校児童・生徒数の推移

小学校 入学年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
平成29年度	小4 57	小5 74	小6 119	中1 251	中2 351	中3 400
前年比増加率	－	**30%**	**61%**	**111%**	**40%**	**14%**
平成30年度	小3 46	小4 71	小5 88	小6 174	中1 241	中2 358
前年比増加率	－	**54%**	**24%**	**98%**	**39%**	**49%**
令和元年度	小2 23	小3 36	小4 70	小5 121	小6 163	中1 243
前年比増加率	－	**57%**	**94%**	**73%**	**35%**	**49%**
令和2年度	小1 13	小2 24	小3 44	小4 87	小5 120	小6 170
前年比増加率	－	**85%**	**83%**	**98%**	**38%**	**42%**
令和3年度		小1 11	小2 28	小3 77	小4 101	小5 128
前年比増加率		－	**155%**	**175%**	**31%**	**27%**
令和4年度			小1 22	小2 67	小3 102	小4 137
前年比増加率			－	**205%**	**52%**	**34%**
令和5年度				小1 46	小2 50	小3 95
前年比増加率				－	**9%**	**90%**
令和6年度					小1 28	小2 60
前年比増加率					－	**114%**
令和7年度						小1 53
前年比増加率						－

ア　平成２９年度～令和４年度入学者の令和６・７年度における不登校の増加は鈍化している。

イ　直近３年間に入学した低学年層は、不登校の増加傾向が高まっている。

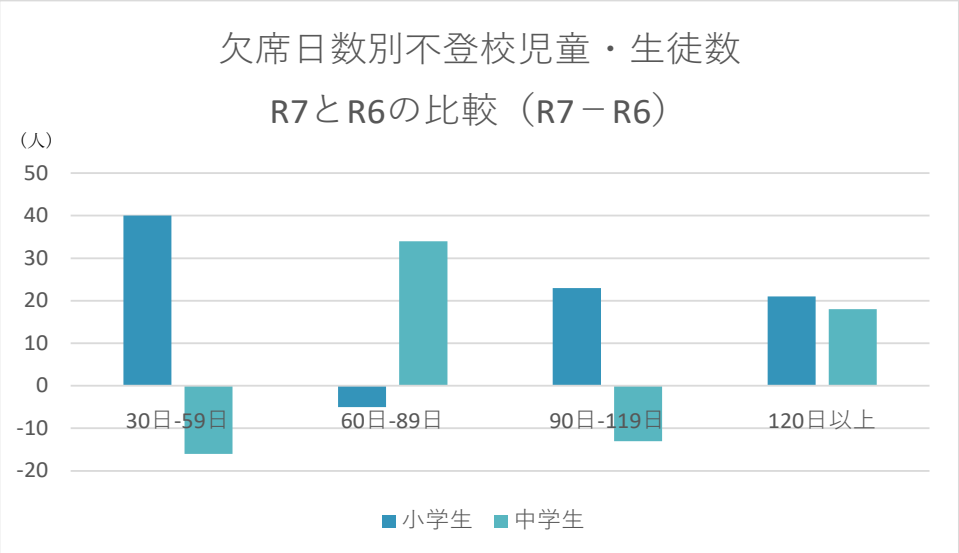
（４）欠席日数別不登校児童・生徒の学年別人数内訳

【令和７年度】　〔小計・中計の（下段）は前年度比〕

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計
30日-59日	29	22	34	46	46	47	224 (+40)	56	47	42	145 (-16)
60日-89日	12	9	22	32	18	40	133 (-5)	54	56	45	155 (+34)
90日-119日	8	12	19	24	23	22	108 (+23)	39	42	61	142 (-13)
120日以上	4	17	20	35	41	61	178 (+21)	94	213	252	559 (+18)
合計	53	60	95	137	128	170	643 (+79)	243	358	400	1001 (+23)

【参考：令和６年度】

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計
30日-59日	14	18	38	39	33	42	184	56	57	48	161
60日-89日	7	13	23	28	34	33	138	38	41	42	121
90日-119日	3	10	12	11	21	28	85	43	53	59	155
120日以上	4	9	29	23	32	60	157	104	200	237	541
合計	28	50	102	101	120	163	564	241	351	386	978



ア　小学校

ほぼすべての欠席日数区分において不登校者数が増加している。特に「30 日-59 日」の層が大幅に増加しており、新たに不登校の状態または初期段階の児童が増えている可能性が示唆される。

イ　中学校

「60 日-89 日」が急増している。欠席が数か月（３～５か月）継続している生徒が令和６年度に比べて増えている。

ウ　小・中学校ともに「120 日以上」の長期不登校層が増加しており、不登校の長期化・固定化が進んでいる状況がうかがえる。

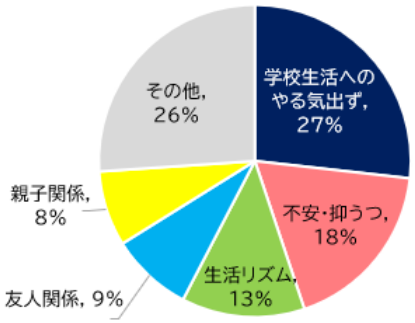
２　主な不登校の要因

「長期欠席児童・生徒状況等に関する実態調査」に基づき、令和７年度の不登校児童・生徒の小・中学校それぞれの要因について、上位５項目を比較する。

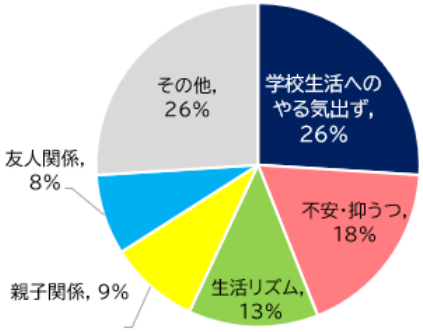
※　学校が把握している要因を入力

（１）小学校

令和６年度



令和７年度

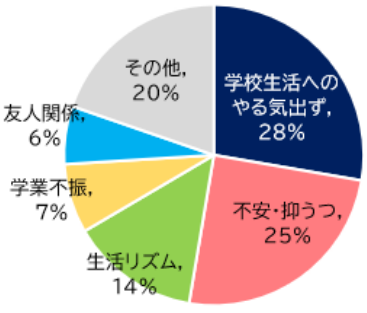


【小学校での主たる要因】

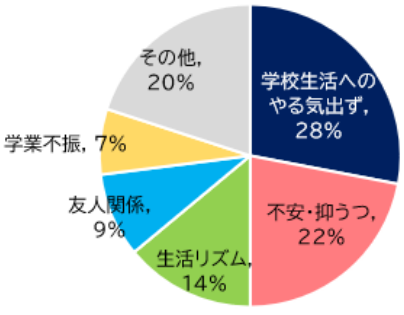
上位を占める主たる要因は、「学校生活へのやる気が出ない」「不安・抑うつ」「生活リズム」であり、「親子関係」と「友人関係」が続いている。

（２）中学校

令和６年度



令和７年度



【中学校での主たる要因】

ア　小学校同様、「学校生活へのやる気が出ない」「不安・抑うつ」「生活リズム」が多くを占めているが、「不安・抑うつ」の割合は前年度より低下している。

イ　上位５つの要因の中に「学業不振」が入ることが、小学校の主たる要因と異なる。

３　チャレンジ学級・あすテップの実施状況

〔正式通級生のみ。( )内は令和６年度実績〕

（１）チャレンジ学級

ア　支援人数（定員：西新井 70、綾瀬 30、竹の塚 20）

	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３	計
西新井	0 (0)	0 (0)	3 (1)	1 (5)	2 (5)	18 (16)	30 (30)	54 (57)
綾瀬	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (1)	4 (7)	8 (12)	13 (21)
竹の塚	1 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (5)	3 (3)	3 (9)	13 (13)	20 (32)
合計	1 (1)	0 (0)	3 (2)	1 (11)	6 (9)	25 (32)	51 (55)	87 (110)

イ　支援結果

	支援結果	人数	進学等の状況
小学３年生 ～ 中学２年生	学校復帰	8 名 (17)	学校への完全復帰、または別室部分登校につながった。
	チャレンジ学級への通級が定着	29 名 (46)	自分の決めたペースで通級が継続できた。
中学３年生	高校進学	51 名 (55)	全日制高校、チャレンジスクール、定時制高校、通信制高校等への進学が決まった。

（２）あすテップ

ア　支援人数（定員：なでしこ 20、はなほ 20）

	中１	中２	中３	計
なでしこ （第十中内）	6 (0)	3 (5)	5 (3)	14 (8)
はなほ （花保中内）	1 (1)	2 (1)	1 (3)	4 (5)
合計	7 (1)	5 (6)	6 (6)	18 (13)

イ　支援結果

	支援結果	人数	進学等の状況
中学１年生 ～ 中学２年生	学校復帰	4 名 (3)	別室部分登校につながった。
	あすテップへの通級が定着	12 名 (5)	自分の決めたペースで通級が継続できた。
中学３年生	高校進学	6 名 (6)	全日制高校、チャレンジスクール、定時制高校、通信制高校等への進学が決まった。

4　不登校児童・生徒への支援委託事業の実施状況

（1）ＮＰＯと連携した居場所を兼ねた学習支援事業

家庭や学校以外の「安心して過ごせる居場所」と「学習環境」を提供している。　〔( )内は令和６年度実績〕

ア　支援人数（定員：中部 20、西部 20、東部 20、北部 10）

	小５	小６	中１	中２	中３	計
中部地区	0 (1)	2 (0)	0 (1)	2 (4)	5 (4)	9 (10)
西部地区	1 (1)	2 (3)	6 (1)	5 (9)	9 (8)	23 (22)
東部地区	0 (0)	1 (1)	0 (5)	7 (7)	7 (5)	15 (18)
北部地区	1 (0)	0 (2)	2 (3)	3 (1)	2 (2)	8 (8)
合計	2 (2)	5 (6)	8 (10)	17 (21)	23 (19)	55 (58)

イ　支援結果（中学３年生は進路等）

	支援結果	人数	進学等の状況
小学５年生 ～ 中学２年生	居場所支援等が定着	26 名 (32)	学校復帰、チャレンジ学級通級につながった。
	継続通級困難	6 名 (8)	教育相談、SSW 等の個別支援を継続した。
中学３年生	高校進学	19 名 (15)	チャレンジスクール、定時制高校、通信制高校等への進学が決まった。
	その他	4 名 (3)	足立福祉事務所の若年者向けの生活支援事業につながった、利用辞退等

（2）家庭学習支援事業

長期不登校児童・生徒へのアウトリーチ支援として、スクールソーシャルワーカーや学校との連携のもと家庭への働きかけを行い、家庭への講師派遣による個別指導、ＩＣＴを活用した学習支援など多様な学習機会を提供している。令和５年度から対象を中学生にも拡大し、令和７年度から対象の欠席日数を６０日以上に緩和し、対象人数を１００人に拡大した。

ア　支援対象

長期欠席状態（概ね欠席日数が６０日以上(*)）にあり、外出が困難な児童・生徒

＊　令和６年度までは１２０日以上

イ　支援人数　小学生 34 人（24）　中学生 43 人（25）

〔( )内は令和６年度実績〕

小１	小２	小３	小４	小５	小６	小計	中１	中２	中３	中計
0	4	5	9	11	5	34	9	15	19	43
(0)	(2)	(1)	(6)	(4)	(11)	(24)	(2)	(14)	(9)	(25)

ウ　支援結果

（ア）講師派遣回数：延べ１，３９６回（808）

（イ）主な改善状況：

チャレンジ学級に繋がった	０人　(0)
フリースクール・療育支援に繋がった	２人　(1)
居場所を兼ねた学習支援等に繋がった	２人　(0)
別室等に部分的に登校できた	２人（15）
教室復帰した	８人　(6)

（３）仮想空間を活用したオンラインによる支援事業

外出が困難な長期不登校児童・生徒を対象に、仮想空間（メタバース空間）を活用し、オンラインによる学びの場・居場所を提供している。

	東京都バーチャルラーニングプラットフォーム	room-k
内容	都がオンラインの仮想空間を構築し、アバターによる不登校児童・生徒の居場所を提供	オンラインでの高い伴走支援と学びの場づくり
運営	都のシステムを各自治体が運営	ＮＰＯ法人カタリバ
開始時期	令和６年８月 ※　令和８年度は都のシステムが変更になったため、６月から運用開始の予定	令和６年１月 ※　令和７年度末で事業終了
対象	不登校が長期化し、対面による個別支援が難しい児童・生徒	
定員	５０名（利用者３２名）	３名（利用者３名）
支援内容	ア　学習教材(AI ドリル等)を用いた個別学習 イ　支援員とのチャットによる交流 ウ　バーチャル空間内でのコミュニケーションを図ることを目的としたイベント実施	ア　学習支援 イ　メンターの面談 ウ　コーディネーターの保護者支援

５　今後の方針

令和７年度の調査結果より、①不登校の状態が長期化している傾向、②小学校低学年から不登校初期段階の児童が増えている傾向がみられたため、以下の取組を実施する。

（１）学校生活に関するアンケート調査分析に基づく施策立案

「学校生活に関するアンケート調査」を令和７年９月に実施した。学識経験者の調査分析結果を踏まえ不登校未然防止の取組について、校長会と協議しながら検討していく。

（２）不登校の未然防止と早期発見・早期支援

ア　校内での支援

①　小学校の別室常時開室を見据え、登校サポーター制度の見直しを進めていく。

②　学校以外の支援についての教員への情報提供実施と、教員・ＳＣ・ＳＳＷ間の情報共有に基づくチーム支援体制強化

イ　児童・生徒に合った多様な学びの場の利用促進

①　家庭学習支援事業では、履行日を平日に加えて土曜日も実施できることとする。

②　オンライン学習の活用も推進し、自宅からでも学習機会を確保できる環境を整備

（３）保護者への支援と情報提供

ア　不登校に対する理解促進

教育機会確保法で明記された「個々の不登校児童生徒の休養の必要性」の趣旨を保護者にも適切に伝えつつ、保護者が求める情報や、活用できる支援策（校内教育支援センター、フリースクール等）に関する周知を徹底する。

また、不登校支援ポータルサイトや登校支援ガイド、相談窓口など不登校に関する支援内容を毎月定期的に C4thHome&School でも情報発信していく。

イ　保護者を孤立させない取組

例年開催している「子どもの登校のことで悩む保護者のための講演会・交流会」について、保護者が抱える孤立感や不安に寄り添い、不登校支援に関する情報を広く届けられるよう、内容と実施方法を工夫する。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**令和７年度スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）活動実績等について**
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課

内　　容

１　ＳＳＷの役割

社会福祉等の専門知識を活かし、不登校や家庭環境など様々な事情を抱える児童・生徒とその世帯の環境に働きかけ、課題の改善・解決に向けた支援を行っている。

２　令和７年度の活動概要

（１）校内会議（課題を抱える子どもの情報を関係者で共有する場）への出席等を通じた学校関係者及び関係機関との情報共有及び支援連携

（２）アセスメント（見立て・評価）及び支援計画の策定

（３）面接、家庭訪問等による児童・生徒、世帯の状況確認及び生活保護等福祉関係機関へ繋ぐなどの直接支援

【ＳＳＷの令和７年度体制及び主な役割】

	R7 定数	R7 実人数	役　　割
常勤 福祉職	1	2	**ＳＳＷのマネジメント** １　ＳＳＷ全体の方針決定やリスク管理 ２　ＳＳＷ人事（任用）・服務管理
統括 ＳＳＷ	3	3	**チーム*1 内の一般ＳＳＷへのコーチング等支援** １　研修等実施による一般ＳＳＷの人材育成 ２　一般ＳＳＷのケース進捗管理
一般 ＳＳＷ	19	19	**現場でのソーシャルワーク活動** １　学校訪問による情報共有及び関係機関連携 ２　家庭訪問等による児童・生徒及びその世帯支援

＊1　ＳＳＷのチームは、教育相談課の登校支援係（西新井）、綾瀬教育相談係及び竹の塚教育相談係の３か所で編成している。

【担当校数】

全校（小学校６７校、中学校３５校）にＳＳＷが巡回

ＳＳＷ一人当たり平均、小学校２～４校、中学校２校程度

３　令和７年度の活動実績

（１）訪問回数及び内容

訪　問　先	回　数	前年度比	内　容
学　校	3,176	+13%	校内委員会等
家　庭	2,283	+29%	家庭訪問・面談
関係機関（医療機関・行政機関等）	234	- 20%	通院・生活保護申請同行

（２）学校への訪問頻度及び滞在時間

小学校：月２回以上、１回２時間程度

中学校：週１回以上、１回３時間程度

（３）相談件数と解決又は改善した件数

相談件数は支援の対象となった児童・生徒数である。

令和７年度の相談件数は前年度比約 18%増の 651 件となった。

	解決*1		次年度継続		その他	総件数
	短期*2	長期*3	改善*4	支援中	(転校・卒業)	
小学校	80	39	19	198	33	369
中学校	44	22	7	121	88	282
合　計 (R6 年度)	124 (127)	61 (45)	26 (39)	319 (288)	121 (106)	651 (605)

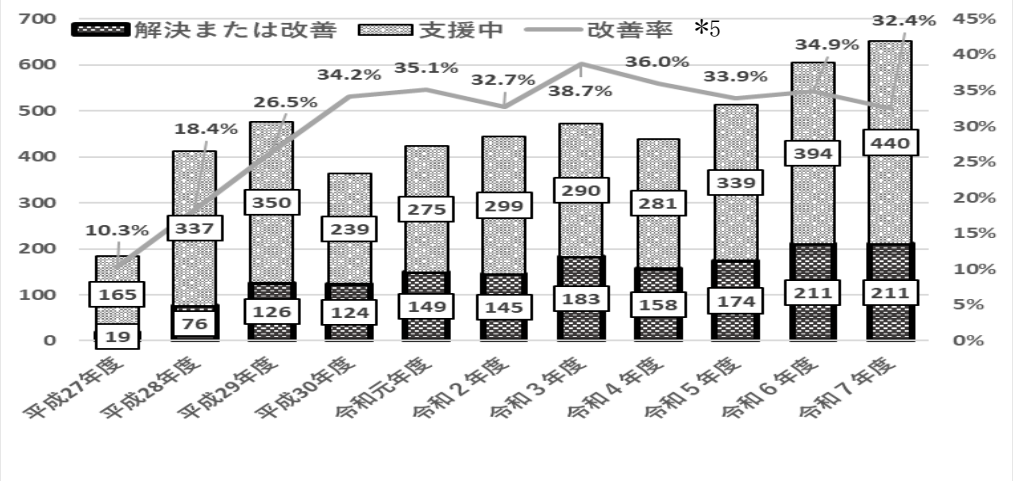
*1　「解決」は主たる要因が解決されたもの

*2　「短期」は３か月程度で解決したもの

*3　「長期」は解決までに４か月以上を要したもの

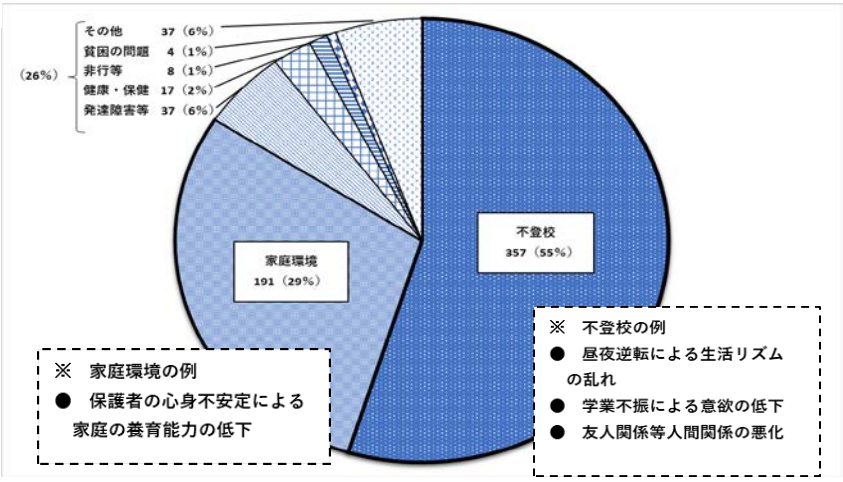
*4　「改善」は複数の要因のうち、いくつかの要因が解決された場合や主たる要因が解消に向けて進展したもの

改善率*5 が 30%台で推移している主な要因は、支援する世帯が抱える課題が複雑かつ長期化し、「支援中」の件数が増加しているため。



（４）主訴別相談件数

１件の相談で最も課題となる内容を主訴としている。



※　主訴別相談件数の過去５年間の推移は不登校が 55%前後、家庭環境が 30%前後となっており、割合として大きな変化はない。

４　対応困難ケースのうち、特筆すべき成果があった事例

（１）医療機関や教育支援センター等と連携し、生活の安定を促した。

①　成果

自殺企図を表出した生徒に対し、医療・教育機関等の連携により、病状や生活が安定し、教育支援センターで相談・学習支援を受けながら前向きに生活ができるようになった。

②　成果を生み出したＳＳＷの介入

ＳＳＷが調整役となり、入院中から医療機関ケース会議を実施し、退院後を見据えた切れ目のない支援体制を構築した。

（２）外国籍の多子世帯で複数の関係機関と連携調整した。

①　成果

生活保護申請や就労支援、居場所支援等につなげたことで、家庭生活基盤が整い、子どもたちの生活環境改善につながった。

②　成果を生み出したＳＳＷの介入

ＳＳＷが学校・福祉・保健等の関係機関をつなぎ、家庭訪問や同行支援を通じて、生活困窮や養育課題に対する包括的支援を継続した。

５　ＳＳＷ活動に関するアンケートの集計結果について

令和７年度はＳＳＷの「人材育成による実践力向上」と「効果的な活用」を図るため、ＳＳＷと各小・中学校の管理職を対象に「ＳＳＷ活動に関するアンケート」を実施した。

（１）アンケートの概要

ア　実施時期：年２回（９月・１２月）

イ　実施内容

「活動の頻度」「専門性」「コミュニケーション」に関する項目について、担当校の評価及びＳＳＷの自己評価を行った。

（２）ＳＳＷ活動の成果について

学校評価「適切～十分に適切」９・１２月比較			
小学校		中学校	
９月	１２月	９月	１２月
８６．７％	８７．１％	９１．７％	９２．４％

ア　学校評価では２回の調査いずれも「適切～十分に適切」の評価が約９割となり学校満足度は高い傾向であった。

イ　満足度が高い主な理由として、こまめな報告・連絡・相談（訪問・電話・C4th）、チーム支援方針の共有により、学校の課題整理や校内の強みを活かした支援体制の構築につながったことが考えられる。

（3）ＳＳW活動アンケート結果を踏まえた課題と対応

課題	対応
一部の学校とのコミュニケーション不足による学校ニーズの把握不足や積極的介入不足等のＳＳＷ個々の課題がみられた。	ア　同行支援やＯＪＴを通じて実践力向上を図り、学校とのコミュニケーション強化を図った。 イ　評価結果を基に統括ＳＳＷと振り返りを実施、各ＳＳＷが取り組む活動目標を設定した。
学校によって、滞在時間や訪問頻度に不足が見られた。	効率的な巡回支援についてＳＳＷへの周知を徹底した。

６　令和８年度の方針

課題	方針
課題が複雑かつ長期化する相談対応のための人材育成の強化	（1）人材育成の取組の強化 ア　ＳＳW活動に関するアンケートを実施し、ＳＳW一人ひとりが目標を設定し、実践を振り返る取組を継続する。 イ　課題に応じたＳＳＷの専門性・質の向上を図るため、年間研修体制・研修計画に基づき着実に実施する。 （2）シニアスクールソーシャルワーカー（シニアＳＳW）の設置 ア　ＳＳＷの定着率向上と一般ＳＳＷへの育成強化を図るため、令和８年度からシニアＳＳＷの職を新設した。 イ　統括ＳＳＷとシニアＳＳＷによる一般ＳＳＷの個別人材育成計画の作成と、実践的な人材育成体制および支援強化体制の構築を図る。
学校とのコミュニケーション不足による学校ニーズの把握や支援方針の提案と積極的介入不足の課題 学校滞在時間・訪問頻度の課題	学校訪問及び家庭訪問の強化 効率的な巡回により、学校訪問及び家庭訪問を増やし、学校との情報共有や連携、支援対象者との関係構築や支援をさらに強化していく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**「（仮称）小学校版ＳＳＲ」全校整備と登校サポーター事業の拡充について**
所管部課名	こども支援センターげんき　教育相談課 支援管理課
内　　容	小学校の不登校児童数が増加傾向にある現状を踏まえ、不登校の未然防止をねらいとして、①「(仮称)小学校版ＳＳＲ」の全校整備、②登校サポーター事業の拡充を進めていく。 **１　別室支援の現状と課題** 小・中学校で運用されている「別室」の運用実態について、アンケート調査を行い、以下の結果が得られた。 **（１）「別室支援」や「ＳＳＲ」が「学校・学級復帰」に効果あり。** ア　「別室のある日は朝から登校できる」「教室復帰ができた」「生活リズム改善」等の事例あり。 イ　学校と児童生徒との繋がりも継続できている事例もあり。 **（２）別室の「常時開設」や「専門人材の常駐化」を望む声が多い。** ア　現在は別室の担当者は「登校サポーター」他、「空いているスタッフ」で運営している。 イ　「個々の児童がもつ特性や家庭状況などを配慮して対応するためにも、専門の教員が必要と感じる」との意見があった。 ウ　小学校から、人材や教室が確保できれば、ＳＳＲの開設を希望する意見があった。 **（３）開設していない１５校の理由は「場所がない」「人手が足りない」** ア　空き教室がなく、別室を開設できない小学校が８校 イ　別室支援の人材確保に課題のある小学校が８校 **２　今後の方針** **（１）「(仮称)小学校版ＳＳＲ」の全校整備** 常時開設し、小学校内の「居場所」機能をもつ「(仮称)小学校版ＳＳＲ」を順次整備していく。 ア　人員不足・空き教室不足により、現在別室を開設できない学校の実態調査を行う。 イ　中学校のＳＳＲを参考に、居心地の良い環境整備のための予算を計上する。

（２）登校サポーター事業の拡充

ア　勤務時間上限を拡大

イ　ＳＳＲの環境整備、教材準備、教職員との情報共有等を明確に業務と位置づけ、一日の開室時間の中で利用する児童が不在の時間帯があっても勤務可能とすることで、ＳＳＲの常時開設を維持できる体制とする。

３　小学校版ＳＳＲ整備のスケジュール

時　期	内　容
６～７月	別室を開室していない１５校の調査（空き教室やエアコン工事の有無等）と課題整理
～１２月	１５校のうち可能な小学校でＳＳＲ整備・開設（８校程度）
Ｒ９年度	全小学校で環境整備実施 ※　当初予算（案）計上

４　小学校版ＳＳＲのインクルーシブ教育との関連について

小学校版ＳＳＲの位置づけを、令和８年度中に策定する「インクルーシブ教育グランドデザイン」に組み込んでいく。

（１）発達特性のある児童にとってのＳＳＲの位置づけ

ア　不登校児童・生徒は、自閉症・情緒障がいの児童・生徒と重複する場合がある。

イ　ＳＳＲは発達特性や障がいの有無にかかわらず、すべての児童・生徒が利用可能。

ウ　在籍学級（普通学級）、特別支援教室、ＳＳＲの３教室のいずれかが校内の居場所となるため、学校環境及び教室環境への適応につながる。

（２）情緒固定級の設置に関する今後の方向性

特別支援教育検討委員会にて（１）を報告・協議し、自閉症・情緒障がいの児童・生徒については特別支援学級（情緒固定級）の設置ではなく、まずは在籍学級（普通学級）、特別支援教室、ＳＳＲを柔軟に利用できるようにして対応していく（知的障がいのある子どもたちについては、学習スピードを十分配慮する必要があるため、固定学級での支援を行う）。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**区立中学校吹奏楽部における楽器の整備方針の検討について**
所管部課名	学校運営部学校支援課
内　　容	区立中学校吹奏楽部については、公教育の観点から以下の整備方針を検討する。

１　区立第十四中学校吹奏楽部の楽器の整備状況

（１）令和７年１１月、区立第十四中学校保護者の会が、吹奏楽部の楽器が足りていないというチラシを配っていた。

令和８年３月１８日、区立第十四中学校を現地調査した結果、部員数以上に使用できる楽器（修理すれば使用可も含む）があることを確認した。

ア　調査内容

音楽専科及び吹奏楽部員が中心となり計１６２台の楽器を「使用可能」「修理可能」「使用不可」へと分類分けを行った。

※　当日使用していた打楽器などは未確認

イ　調査結果

「使用可能」及び「修理可能」を合わせると９９台あり、調査した楽器台数だけで、吹奏楽部員（７８人）以上の楽器があった。

状態	台数	備考	
使用可能	**４８台**	使用可能	**９９台**
修理可能	**５１台**	修理すれば使用できる	

使用不可	６３台	使用不可
合計	１６２台	

【使用可能】



【修理可能】



【使用不可】



【参考】チラシに記載の不足楽器について

チラシには不足する楽器数の記載があったが、実際は以下表（打楽器・フルート除く）のとおりであった。

楽器名	チラシ記載の使用可能数	使用可能	修理後使用可能	使用不可	合計
トランペット	0	9	0	9	１８
ホルン	0	１１	8	9	２８
サックス	3	1	4	9	１４
クラリネット	0	2	１６	１７	３５
ユーフォニアム	0	5	1	6	１２

（２）保有楽器について、学校として正確な把握ができていなかった。

今回の調査において判明した楽器の中には、吹奏楽部として使用するに適していないような楽器も含まれている、との意見だが、保有している楽器を最大限活用していく。

２　区立中学校吹奏楽部における楽器の整備方針（案）の策定

以下の項目を盛り込んだ「区立中学校整備方針（案）」を令和９年３月までに策定する。

修繕費が不足する場合は、追加の予算配付も含め、対応を検討する。

	項目	令和７年度まで	令和９年度から
1	保有楽器の確認	正確な数を把握していない学校もあった。	年１回（６月頃迄に）各学校で楽器の保有数を確認する。（令和８年度から実施した。）
2	楽器修繕と更新（購入）	令和４年９月、楽器修理における判断基準を作成し学校へ周知していたが、活用が徹底されていない学校もあった。	(1) 可能な限り修繕をして使用する。 (2) 定期的なメンテナンス、かつ生徒の担当楽器を優先的に修繕する。 (3) 更新（購入）は、修繕に耐えない楽器を対象とする。 (4) 購入楽器は、公立校での一般的な部活動レベルでの使用を想定した楽器の品質を基本として整備する。
3	標準的な楽器の編成	担当者判断の学校もあった。	部活動で必要とされる標準的な楽器の種類や数を確立する。
4	担当楽器の割り当て		「標準的な編成」に基づき、各校の個々の楽器の保有状況に応じ、部員の担当楽器を選定する。
5	楽器の貸し借り		学校間で楽器の融通ができるような体制を構築する。
6	高品質な楽器の整備		全国大会出場等の活動実績がある学校に対し、上位大会などで求められる水準の品質である楽器を購入するか、今後検討する。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**小・中学校の校庭における金属探知機を用いた安全点検結果の報告について**
所管部課名	学校運営部学校施設管理課
内　　容	令和７年６月の区内小学校における児童負傷事故を受け、令和７年度に校庭が土の小・中学校を対象に、専門業者による金属探知機を用いた安全点検を実施したので報告する。

１　点検結果

（１）撤去した金属物数（合計７８８本）

	撤去した金属物数（※）	学校数
小学校（２６校） 計 400 本	０本	１校
	１本以上１０本未満	９校
	１０本以上３０本未満	１３校
	３０本以上	３校
中学校（３３校） 計 388 本	０本	４校
	１本以上１０本未満	１８校
	１０本以上３０本未満	８校
	３０本以上	３校

※　主な撤去した金属物はフックや釘が中心

（２）最も多く撤去した学校

小学校　５７本



中学校　７１本



２　点検概要

（１）対象校

校庭が土の学校５９校（小学校２６校、中学校３３校）

（２）点検委託期間

令和８年１月１６日から同年３月３１日まで

	（３）主な点検内容 ア　転圧層表面から１０ｃｍ以上の深度が測定できる金属探知機を使用して埋没している金属物等を調査 イ　転圧層表面から金属物等が発見された場合の除去、整地 （４）委託事業費 ９，０２０，０００円（税込） **３　今後の方針** （１）今後、２年に１度を目安に、専門業者による安全点検を定期的に実施していく。 （２）校庭が土の小学校の早期人工芝化と適切な維持管理により、再発防止に努めていく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**竹の塚地区の適正規模・適正配置実施計画案（第２版）の関係者説明の結果について**
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課

内　　容

令和８年３月に策定した「竹の塚地区の適正規模・適正配置実施計画案（第２版）」の関係者説明の結果について報告する。

１　計画（案）の関係者説明の結果

（１）関係者

ア　竹の塚地区町会・自治会連合会（令和８年３月１３日）

イ　竹の塚中学校、渕江中学校

（ア）開かれた学校づくり協議会

（令和８年５月２０日竹の塚中学校、令和８年５月２１日渕江中学校）

（イ）保護者（近隣小学校の保護者含む）

回数	保護者説明会日程	会　場	参加者数（うち保護者）
1	令和８年６月１日（月） 午後７時～午後８時	スイムスポーツセンター 会議室	２１人 （１２人）
2	令和８年６月３日（水） 午後７時～午後８時	渕江中学校 体育館	１４人 （５人）
3	令和８年６月６日（土） 午前１０時～午前１１時	スイムスポーツセンター 会議室	９人 （２人）
4	令和８年６月６日（土） 午後２時～午後３時	渕江中学校 体育館	３８人 （３０人）

（２）主な質疑要旨

質問	回答
渕江中、竹の塚中、第十四中の３校で統合したら良いのではないか（地区町会・自治会連合会）。	小規模校を適正規模化する事業であり、大規模校を作りたいわけではないため、３校統合は検討していない。
統合は決まりなのか（開かれた学校づくり協議会）。	まだ素案。「統合地域協議会」で承認されて成案化となる。
小規模校の良さはある。残すべき（保護者説明会）。	小規模校には目が行き届きやすい等のメリットが一部あると認識している。一方で、

	子どもが切磋琢磨し社会性を身に付けるには、適正な規模がより重要と考えている。
両校の校風が異なる。良さが無くなってしまう（保護者説明会）。	両校の良さをどのように残していけるかについては、「統合地域協議会」や学校間でもよく検討していきたい。区も事務局として入り支援していく。
学校が減ると避難所が無くなり困る（保護者説明会）。	どういった対策ができるか、引き続き担当所管と情報共有していく。
仮校舎期間は望ましい通学距離を超える地域が出てくる。スクールバスや自転車通学の導入は検討しないのか（保護者説明会）。	望ましい通学距離はあくまでも目安の距離のため、スクールバス等の導入は考えていない。
学区域の隣接校に優先入学する制度はないのか（保護者説明会）。	優先入学はないが、統合等を理由に、学区域入学者の次位にできる措置はある。活用してほしい。
統合後の部活、委員会はどうなるのか（保護者説明会）。	良いものは残せるよう、「統合地域協議会」や学校間でも検討していきたい。

（3）その他ご意見

ア　地域や子どものことをお互いが考えて調和を目指していきたい（開かれた学校づくり協議会）。

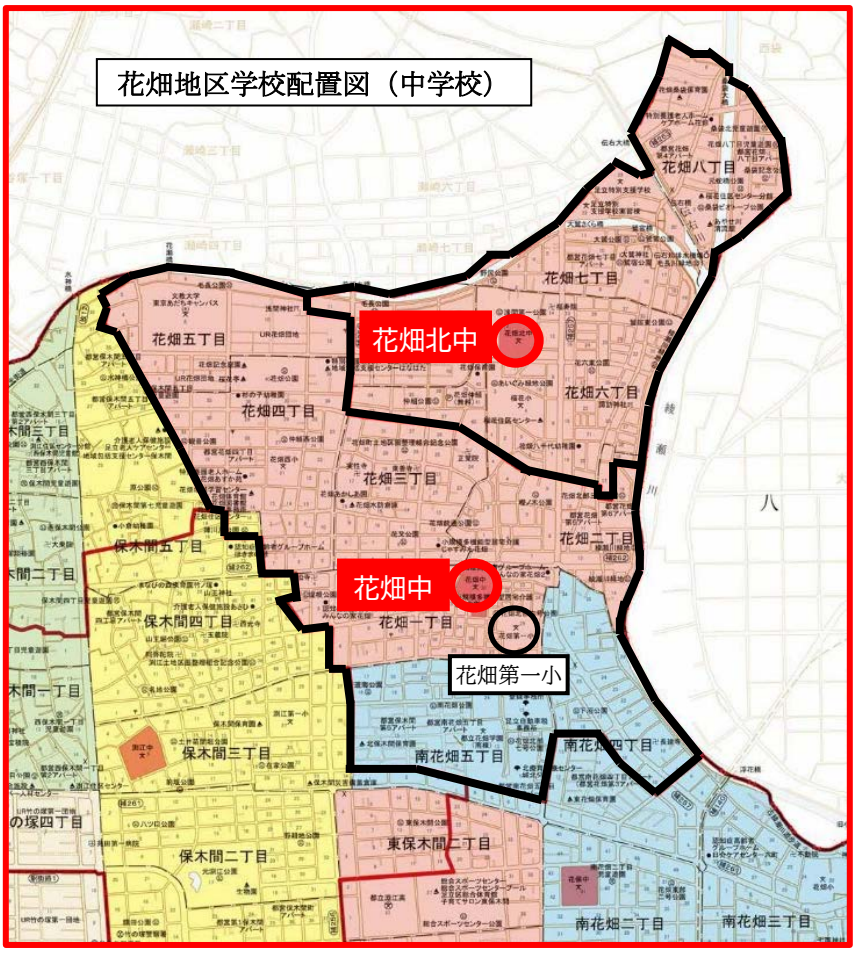
イ　児童・生徒数の減少や施設の老朽化等を総合的に踏まえれば、統合はやむなしと考えている（開かれた学校づくり協議会）。

2　今後の方針

関係者の理解が得られるよう、引き続き丁寧に説明しながら、統合地域協議会の設置と実施計画の成案化を目指していく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**花畑地区の適正規模・適正配置実施計画案（第２版）策定について**
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課
内　　容	令和８年１月に策定した「花畑地区の適正規模・適正配置実施計画案（第１版）」を踏まえ、統合後の仮校舎や新校の配置等をまとめた同計画（案）第２版について報告する。 **１　計画（案）等** （１）中学校 ア　適正規模・適正配置実施計画（案）（第２版）【別添資料２】 イ　資料編【別添資料３】 （２）小学校 ア　適正規模・適正配置実施計画（案）（第２版）【別添資料４】 イ　資料編【別添資料３】 **２　計画（案）概要（中学校）** （１）統合対象校 花畑中学校と花畑北中学校 

（２）統合後の学校配置等

ア　花畑中学校を改築し、統合校の新校舎とする。

イ　「花畑地区学校統合に伴い、魅力ある公教育、教育環境を実現し文教地区・花畑を目指すことを求める請願（平成２９年６月に区議会で採択）」を踏まえ、花畑第一小学校を併設し、「施設一体型」として整備する。

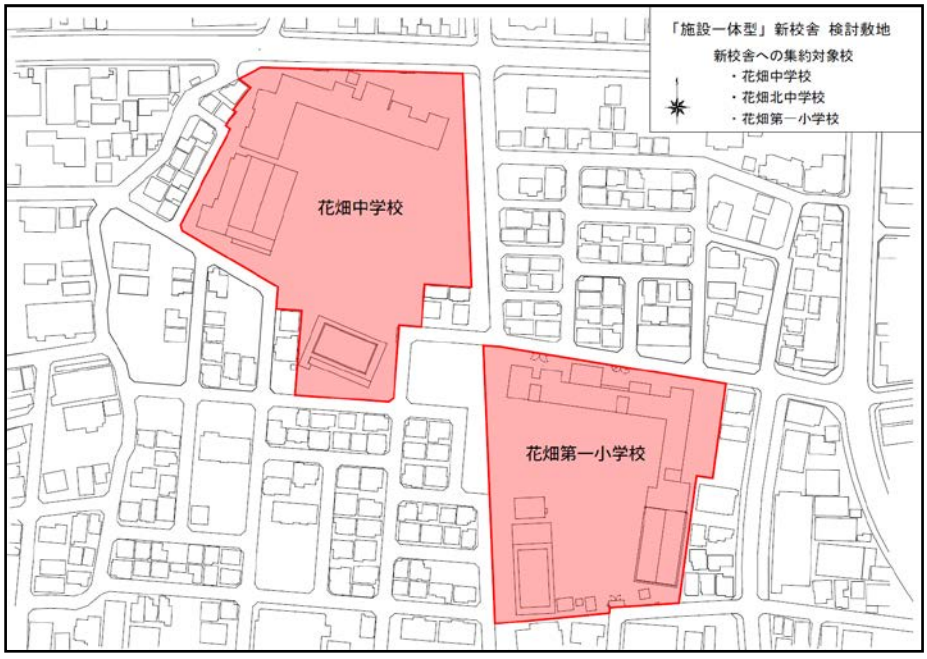
（ア）「施設一体型」により期待される効果

① 隣接する花畑中学校と花畑第一小学校の両敷地を活用した多様な施設整備

② 花畑第一小学校（築後６０年以上経過）の施設更新に伴う教育環境の充実

③ 小中連携のさらなる強化に伴う、児童・生徒の学力や教員の指導力向上

（イ）学校配置図



（ウ）敷地面積

学校名	建築年	敷地面積（㎡）	延床面積（㎡）
花畑中学校	昭和３８年	１４，１２２	６，７６９
花畑第一小学校	昭和３８年	１０，４８０	６，１５５

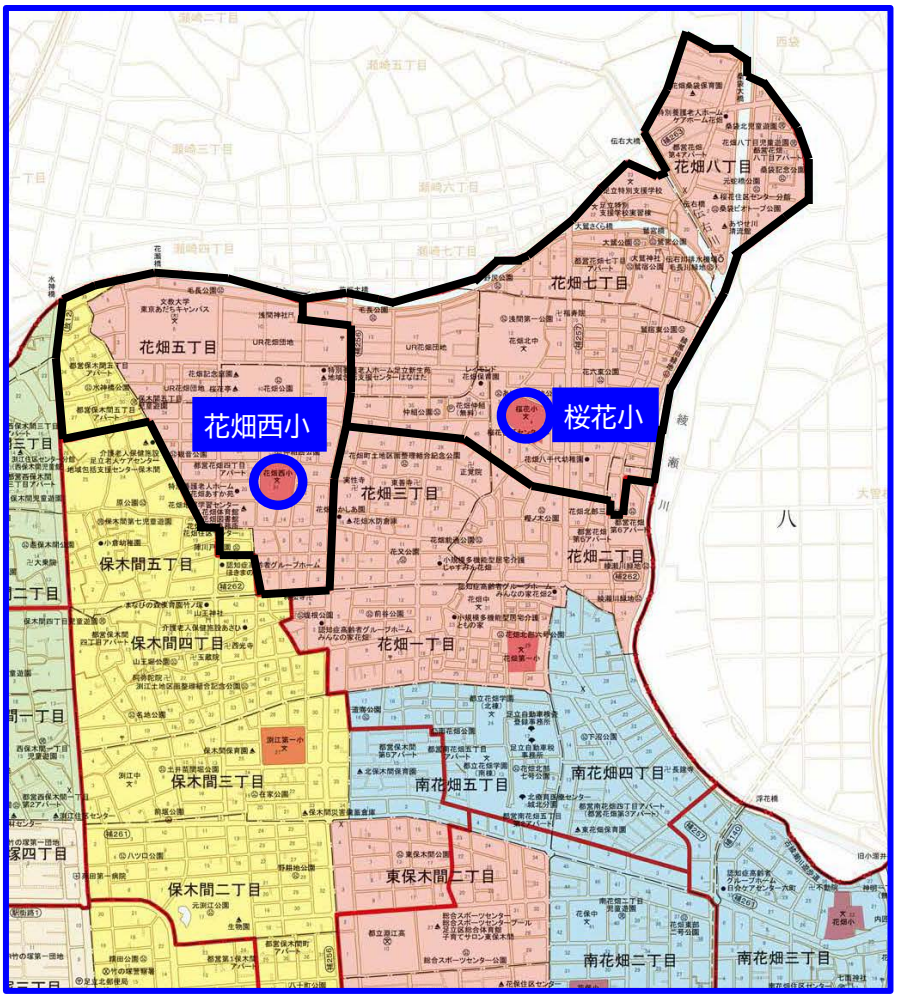
ウ　改築期間中は、花畑北中学校を仮校舎として活用する。

※　花畑第一小学校の児童は、改築完了後に新校舎へ移動予定

3　計画（案）概要（小学校）

（１）統合対象校

桜花小学校と花畑西小学校



（２）統合後の学校配置等

ア　桜花小学校を改築し、統合校の新校舎とする。

イ　改築期間中は、花畑西小学校を仮校舎として活用する。

（3）主なスケジュール（予定）

	中学校 （花畑北中＋花畑中）	小学校 （花畑西小＋桜花小）
令和　8年　7月	素案（第２版）の議会報告	
	関係者説明 ①　花畑地区町会・自治会連合会 ②　花畑北中、花畑中、花畑西小、桜花小、花畑第一小（開かれた学校づくり協議会、保護者等）	
１２月	統合地域協議会（※）の設置	⇩
令和　9年　2月	⇩	統合地域協議会（※）の設置
令和１２年　4月	学校統合 （仮校舎で学校運営）	⇩
令和１４年　4月	⇩	学校統合 （仮校舎で学校運営）
令和１７年　4月	新校開校	⇩
令和１８年　4月		新校開校

※　統合対象校の「開かれた学校づくり協議会」代表者中心に構成

4　計画（案）（第１版）の関係者説明結果

（1）関係者

ア　花畑地区町会・自治会連合会

イ　花畑中学校、花畑北中学校、桜花小学校、花畑西小学校、花畑第一小学校

（ア）開かれた学校づくり協議会

（イ）保護者（近隣小学校、保育園、幼稚園の保護者含む）

回数	保護者説明会日程	会　場	参加者数 （うち保護者）
1	令和８年５月１日（金） 午後７時～午後８時	桜花住区センター 集会室１、２	８人 （０人）
2	令和８年５月８日（金） 午後７時～午後８時	桜花住区センター 集会室１、２	１０人 （１人）
3	令和８年５月９日（土） 午前９時３０分～ 午前１０時３０分	花畑地域学習センター 学習室１、２	２０人 （９人）
4	令和８年５月１５日（金） 午後７時～午後８時	花畑地域学習センター 学習室１、２	１８人 （５人）
5	令和８年５月３０日（土） 午前９時３０分～ 午前１０時３０分	花畑桜花亭　２階洋室	１１人 （２人）
6	令和８年５月３０日（土） 午後１時３０分～ 午後２時３０分	花畑桜花亭　２階洋室	９人 （４人）

（2）主な質疑要旨

質問	回答
小規模校の良さはある。残すべき（保護者説明会）。	小規模校には目が行き届きやすい等のメリットが一部あると認識している。一方で、子どもが切磋琢磨し社会性を身に付けるには、適正な規模がより重要と考えている。
過去に統合計画は中止になったのではないか（保護者説明会）。	児童・生徒数や就学前人口の減少、学校施設の老朽化等を分析したところ、花畑地域では小規模化が進んでいるため、令和7年度改定のガイドラインで改めて対象地域となった。
統合のメリット、デメリットは何か（花畑地区町会・自治会連合会）。	メリットは部活動や学校行事が活発になる、交友関係が広がりやすいこと等で、デメリットは一部の児童・生徒の通学距離が長くなることが考えられる。
花畑西小の学区域を拡大できないか（開かれた学校づくり協議会）。	仮に隣接する花畑第一小の学区域の一部（花畑三丁目）を加えても、数年で小規模に戻ってしまい、根本的な解決にはならない。

（3）その他ご意見

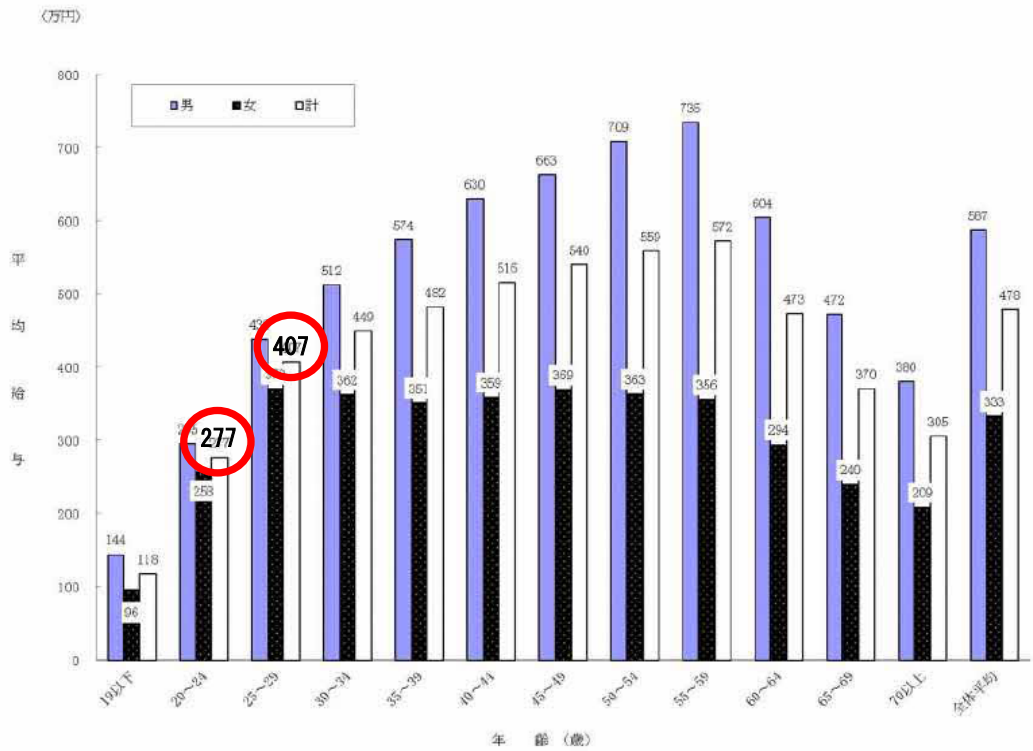
地域の方の想いもあるので、防災や教育環境の向上などについて丁寧に説明すれば理解が得られると思う（保護者説明会）。

5　今後の方針

関係者の理解が得られるよう、引き続き丁寧に説明しながら、統合地域協議会の設置と実施計画の成案化を目指していく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**社会人を対象とした奨学金返済支援助成における「年収基準」の見直しについて**
所管部課名	学校運営部学務課
内　　容	昨年度から開始した「社会人を対象とした奨学金返済支援助成」については、国税庁発行の「民間給与実態統計調査」を参考に「年収基準※」を設定しているが、年度が変わり、この調査の数値に変更があったため、「年収基準」を見直す。 ※　経済的に困窮した社会人を対象とした制度であるため、年収基準を設けている。 **１　見直し理由** 賃上げ傾向を反映させるため。 **２　見直し内容** 【見直し前（R７年度)】単身世帯 330 万円 【見直し後（R８年度)】単身世帯 **340 万円** **３　算出方法** 国税庁発行（R７年９月）の「民間給与実態統計調査」を参考に、算出する。 『20～24 歳の平均給与（277 万円）』と『25～29 歳の平均給与（407 万円）』の平均値を基準とする。 ➡　（277 万＋407 万）÷2 ≒ **340 万円** ※昨年度も同様の方法で算出した。 

	4　今後の方針 （1）令和８年度募集から、新たな年収基準を適用する。 （2）来年度以降も同様の方法で算出し、年収基準の見直しを検討する。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**あだち放課後子ども教室事業における民間委託３校の実施状況及び令和９年度委託検討対象校の協議状況について**
所管部課名	学校運営部　青少年課、子ども家庭部　学童保育課 足立区生涯学習振興公社

内　　容

あだち放課後子ども教室事業においては、令和８年度から３校で民間委託による学童保育室との一体的運用をモデル実施している。その実施状況と、令和９年度委託検討対象校の進捗について報告する。

１　放課後子ども教室の内容

（１）小学校の放課後に、校庭や体育館、教室や学校図書館などで子どもたちが自由に遊んだり、読書や学習活動をする場を提供する教育委員会の事業。

（２）地域の方々により組織された各校の実行委員会（以下、実行委員会）が運営し、子どもたちが安全に過ごせるようスタッフが活動の見守りを行い、足立区生涯学習振興公社がその支援を行っている。

（３）令和８年度からは、千寿第八小学校、東栗原小学校、大谷田小学校の３校において、放課後子ども教室と学童保育室を同一事業者に委託する一体的運用をモデル実施している。

２　放課後子ども教室と学童保育室との違い

	放課後子ども教室	学童保育室
対象者	当該小学校の1～6年生で、参加を希望する児童	保護者が就労等の理由で放課後の保育が必要な区内に在住または在学する小学1～6年生
利用手続	実行委員会あてに「参加登録申込書」を提出。 一度登録を行えば、原則小学校卒業まで自動更新	毎年度、入室申請書を提出し、承認を受ける必要あり。
内　容	自由な遊びと学習、体験の場を提供し、放課後の子どもの安全な居場所を確保する。 ※　実施内容（会場や対象学年など）は、各学校の状況により異なる。	適切な遊び及び生活の場を提供し児童の健全な育成を図る。
運営体制	実行委員会により運営 ※　令和８年度から３校において学童保育室との一体的運用として事業者に委託	区直営、住区センター（委託）、指定管理、民設民営により運営
おやつ	なし	あり
金　額	無料	月額 6,000円
実施日	給食のある日の放課後のうち、実行委員会で開催日を決定 ※　一部実行委員会では、夏休み期間にも実施。	月～土曜日 ※　春・夏・冬休みも実施

３　放課後子ども教室民間委託３校の実施状況
※　令和７年４月と令和８年４月の実績の比較

学校名	年度月	実施日数	利用人数						計	実施状況
			１年	２年	３年	４年	５年	６年		
千寿第八小学校	Ｒ７ ４月	5	0	71	125	71	47	2	316	3･5･6年/水、2･4年/金
	Ｒ８ ４月	**24**	**0**	**165**	**448**	**277**	**245**	**162**	**1,297**	**1～6年/月～土**
	増減	**+19**	**0**	**+94**	**+323**	**+206**	**+198**	**+160**	**+981**	
東栗原小学校	Ｒ７ ４月	9	0	73	69	34	89	18	283	1～2学年ずつ割り振り
	Ｒ８ ４月	**24**	**0**	**417**	**314**	**277**	**96**	**81**	**1,185**	**1～6年/月～土**
	増減	**+15**	**0**	**+344**	**+245**	**+243**	**+7**	**+63**	**+902**	
大谷田小学校	Ｒ７ ４月	11	0	113	183	98	119	44	557	2年/水、3･4年/火木、5･6年/月金
	Ｒ８ ４月	**17**	**0**	**516**	**402**	**326**	**282**	**269**	**1,795**	**1～6年/月～土**
	増減	**+6**	**0**	**+403**	**+219**	**+228**	**+163**	**+225**	**+1,238**	

４　放課後子ども教室令和９年度委託検討対象校

放課後子ども教室と親和性が高い学童保育室との一体的な運営が効果的と考えられるため、校内学童かつ指定管理学童のある放課後子ども教室を対象としている。

（１）検討対象校

令和８年度末に指定管理期間が満了となる学童保育室が存する小学校

千寿小学校、江北小学校、綾瀬小学校　【計３校】

（２）開始時期

令和９年４月１日から

（３）参考

令和８年度委託対象校	令和９年度委託対象校	令和10年度委託対象校	令和11年度委託対象校	令和12年度委託対象校
■千寿第八小学校 ■東栗原小学校 ■大谷田小学校 ※以下２校未実施 ■島根小学校 ■中島根小学校	■千寿小学校 ■江北小学校 ■綾瀬小学校	■鹿浜未来小学校 ■新田学園（第１・２校舎） ■亀田小学校	該当なし	■足立小学校 ■西新井第二小学校

５　放課後子ども教室令和９年度委託検討対象校との協議状況

委託検討対象校の３校について、各放課後子ども教室実行委員会及びスタッフと協議したところ、１校について民間委託化の了承を得 た。その他の学校も含めた状況は、以下のとおりである。

学校名	委託化	実施状況	主な意見
江北小学校	○	・1～6 年実施 ・1 学年ずつ割り振り	①　全学年の受入れや事業の継続性を考えれば、委託化はやむを得ない。 ②　希望するスタッフが雇用してもらえるよう、配慮してもらいたい。
千寿小学校	×	・1～6 年実施 ・曜日による学年を固定せず 1・4・5 年と、2・3・6 年を交互に開催	①　学年分けは、使用できる施設に十分な広さがないためであって、委託化しても改善されるとは思えない。 ②　週５日、全学年同時開催には及ばないが、スタッフは足りており、また地域で子供たちを見てきたという自負があるので、実行委員会で継続したい。
綾瀬小学校	×	・2～6 年実施 月：2～6 年 火：なし 水：2～6 年 木：なし 金：4～6 年	①　開催曜日を増やし、実行委員会形式で教室を続けたい（火曜日も開催とする）。 ②　１年生は 学校のルールを覚えきれていない児童が多いので、これまでも対象外としている。

６　放課後子ども教室の契約方法について

参加児童の利便性や運営の効率性から、学童保育室を運営する事業者と同一事業者へ一体的に委託を行う。

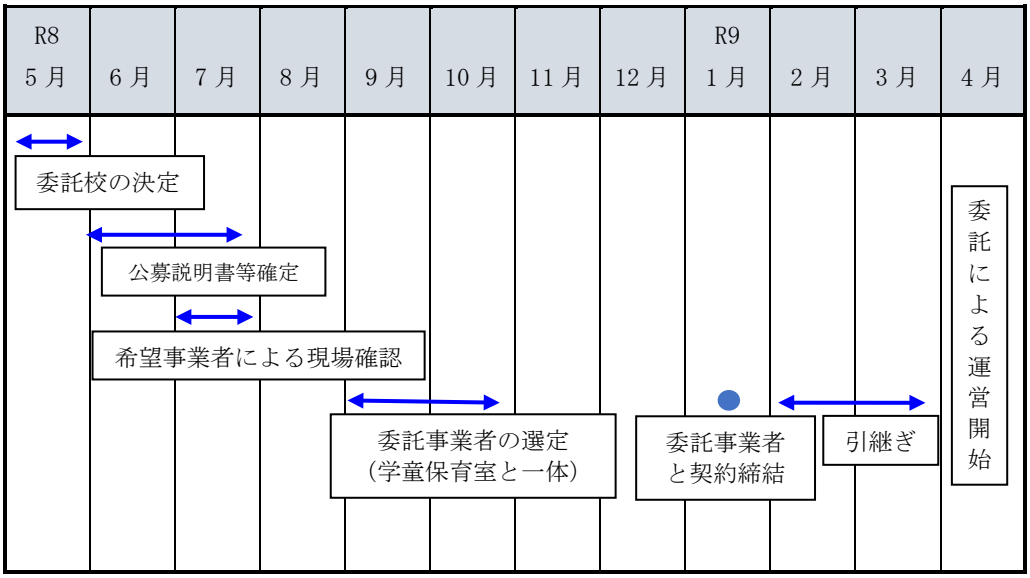
現状

事業	学童保育室	放課後子ども教室
運営者	**指定管理者**	**実行委員会**

変更後

事業	学童保育室	放課後子ども教室
運営者	**委託事業者**	

7　令和９年度事業者選定スケジュール（予定）



8　今後の方針

令和８年度から委託化した３校の運用状況を把握するとともに、令和９年度からの委託に了承いただいた１校について、学童保育室と一体的に運営する事業者の選定を行っていく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**乳幼児を対象とした夏の遊び場確保事業の実施について**
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内　　容	乳幼児を対象とした夏の室内遊び場の確保対策として、以下の事業を実施する。

１　事業名

「夏の遊び場２０２６」

２　目的

猛暑により屋外での遊びが困難な場合においても、子どもたちが安全に室内で遊べる場を提供する。

３　日時及び会場

NO.	日にち	会　　場	時　間
1	7月19日（日）	すこやかプラザ　あだち ３階研修室、１階フロア	10時～ 15時
2	7月20日（月・祝）		
3	8月　1日（土）	勤労福祉会館 ２階ホール他	
4	8月　2日（日）		
5	8月29日（土）	足立区役所 庁舎ホール、ホワイエ	
6	8月30日（日）		

４　対象者

乳幼児とその保護者

５　主な内容（予定）

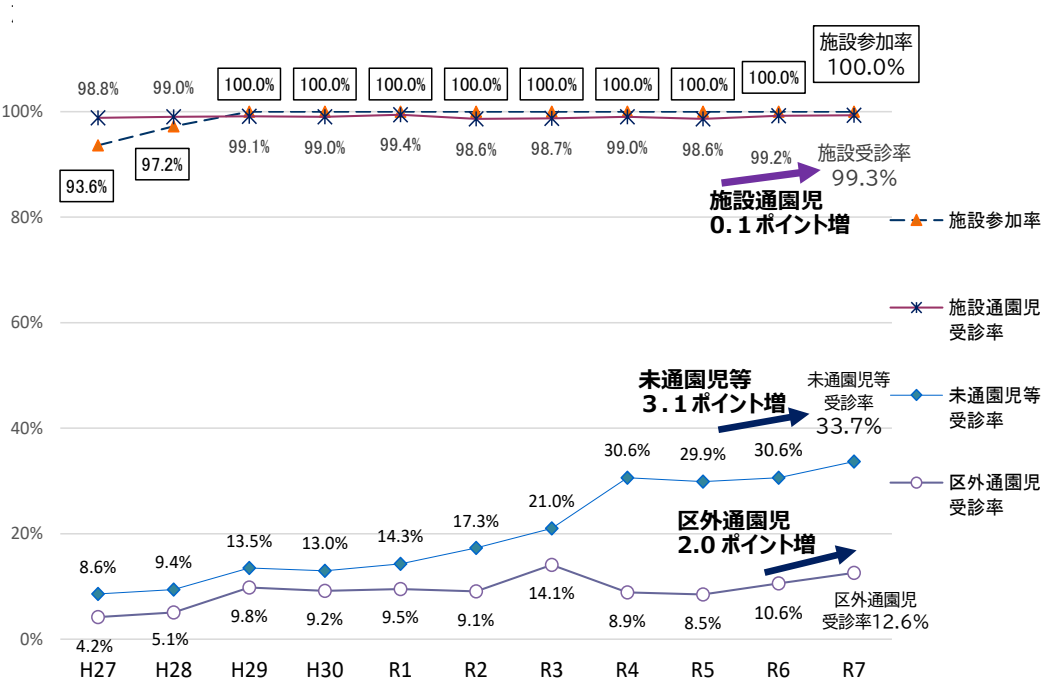
（１）全施設共通の遊び場

NO.	コーナー	内　　容
1	0・1歳	ハイハイコーナー、ウレタン遊具
2	2・3歳	ボールプール、ウレタン積み木
3	4・5歳	段ボール迷路
4	共通コーナー	移動図書館（絵本テント） おはなし会（中央図書館他）

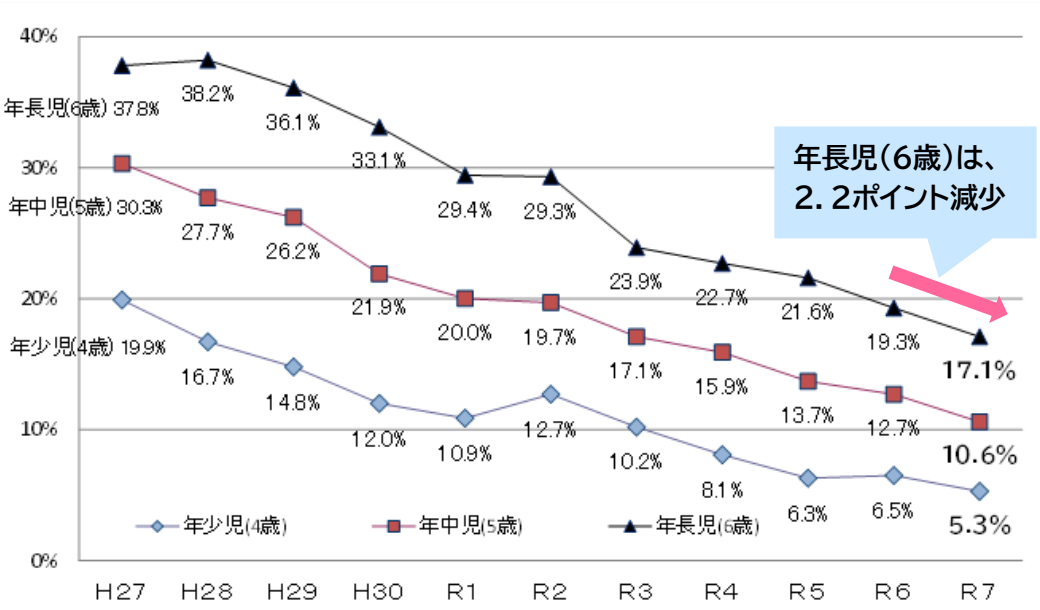
	（２）施設別の特色ある遊び場 ア　すこやかプラザ　あだち １階にある子育てサロンの横に乳児向けスペースを設置し、一体的に遊べる場を提供する。 イ　勤労福祉会館 ２階フロアを貸し切り、部屋ごとに年齢別の遊び場を設置することで、同年齢の子ども同士が安心して遊べるとともに、落ち着いた環境の中で集中して遊べる場を提供する。 ウ　足立区役所 中央図書館と連携し、絵本が自由に読めるスペースの設置や絵本の出張貸出を実施する。さらに、８月２９日にはアトリウムで東京藝術大学連携事業「親子コンサート」を同時開催し、本や芸術に触れる機会を提供する。 **６　主なＰＲ方法** （１）あだち広報６月２５日号、区ホームページ、区公式ＳＮＳ、子育て支援アプリに掲載するほか、区施設内にポスター及びチラシを設置する。 ※　区施設は、本庁舎のほか、図書館、保健センター、子育てサロンなどの子育て関連施設に配布予定とする。 （２）教育・保育施設にポスターとチラシを配付し、園児の保護者に周知する。さらに、保護者連絡用アプリを活用してチラシデータを直接配信する。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**令和７年度あだちっ子歯科健診実施結果報告について**
所管部課名	子ども家庭部　子ども政策課 保育・入園課、私立保育園課、幼稚園・地域保育課
内　　容	むし歯が増えやすい年少児（４歳）から年長児（６歳）の全ての子どもを対象に、むし歯予防及び早期の治療に繋ぐため「あだちっ子歯科健診」を実施している。 令和７年度の健診結果がまとまったので報告する（詳細は別添資料 5 参照）。 **１　施設参加率と健診受診率** **（１）参加率は９年連続１００%、受診率は微増**（図１） ア　全２１２施設実施、１２，７８７名受診（前年比４８８人減） イ　施設通園児の受診率　９９．３%（前年比０．１ポイント増） ウ　未通園児等※の受診率３３．７%（前年比３．１ポイント増） ※　家庭保育及び認可外保育施設、企業主導型保育施設、児童発達支援センター等に通っている子ども（区外通園児は除く） （図１）施設参加率と健診受診率  **２　健診結果及び分析** **（１）乳歯にむし歯がある子どもの割合が減少**（図２） 乳歯にむし歯がある子どもの割合は、全年齢で前年度より減少した。

（図２） 乳歯にむし歯がある子どもの割合（処置済の歯も含む）

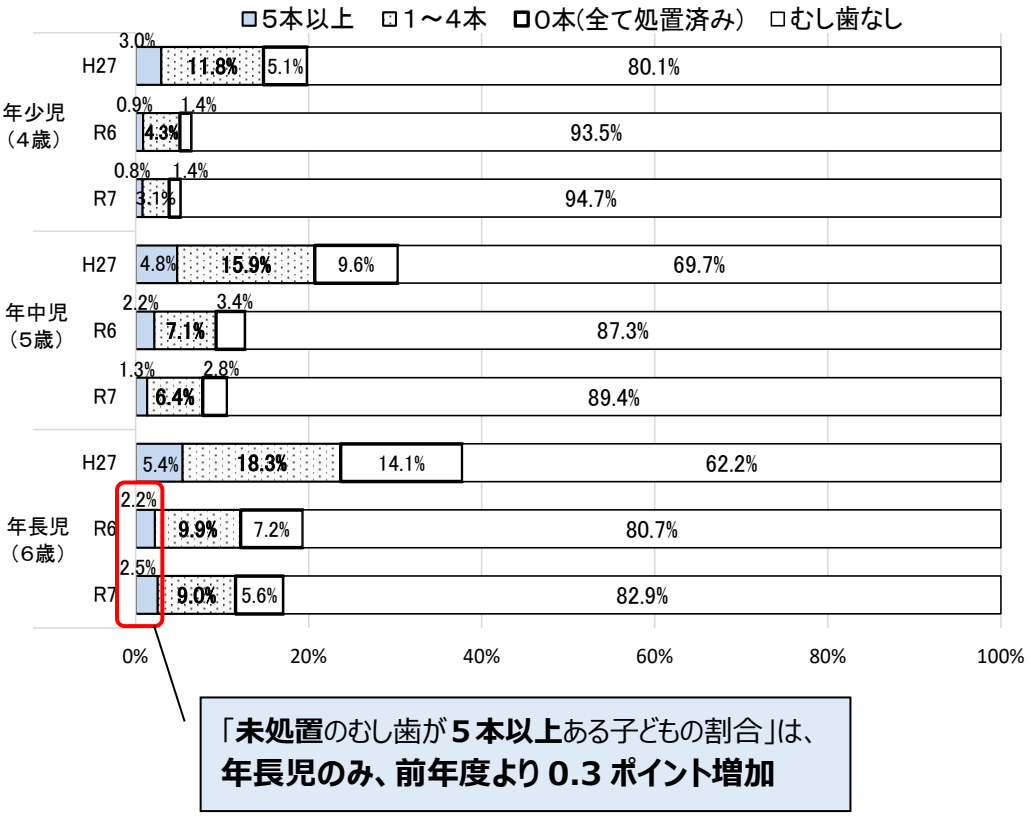


（２）未処置のむし歯が５本以上ある子どもの割合は、年長児で増加

（図３）

全年齢が平成２７年度から半減しているが、年長児（６歳）は前年度より０．３ポイント増加している。

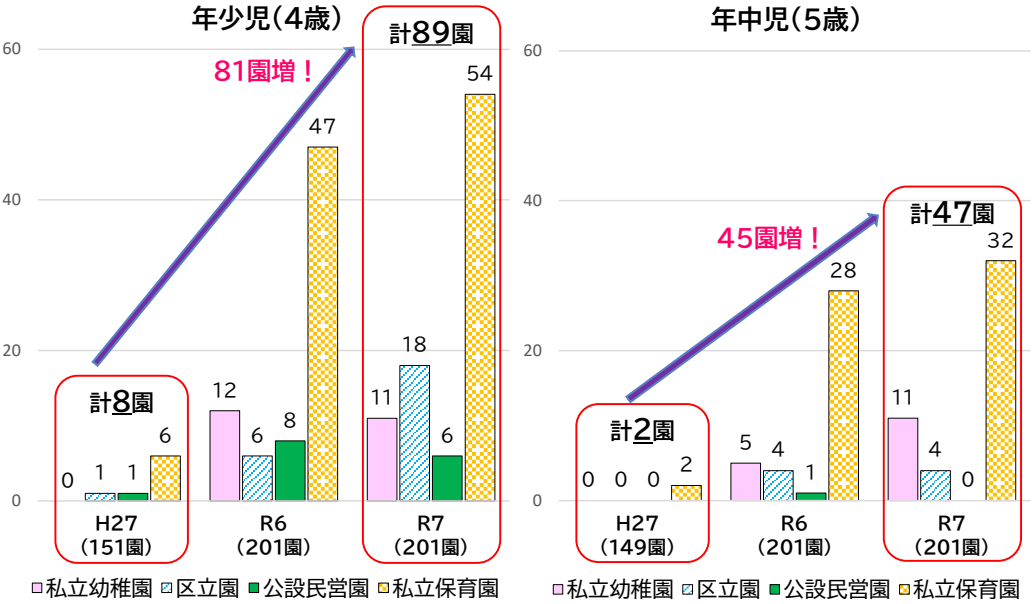
（図３） 未処置のむし歯が５本以上ある子どもの割合



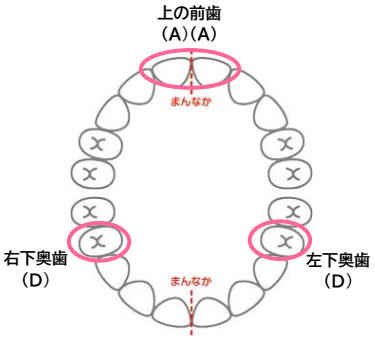
（３）年少児（４歳）の「むし歯ゼロ園」が大きく増加（図４）

むし歯（処置済の歯を含む）がある子どもがいない**「むし歯ゼロ園」**が、あだちっ子歯科健診開始年（平成２７年度）より増加している。

（図４）年齢別「むし歯ゼロ人」の園数







年齢別に、「新たにむし歯になりやすい部位」の傾向も見えた。

年少児→年中児は **上の前歯（A）**

年中児→年長児は **下の奥歯（D）**

対策を強化し、**「むし歯ゼロ園」の増加**を目指します！

【参考】むし歯がある小学１年生の割合（表１）

（表１）

	R3	R4	R5	R6	R7
むし歯がある小学1年生の割合	29.2%	27.6%	26.0%	23.3%	**22.4%**
特別区順位	２２位	２３位 ５年ぶり	２２位	２１位	**２３位** ３年ぶり

※　詳細は、別添資料５のＰ６参照

３　令和８年度の主な取組

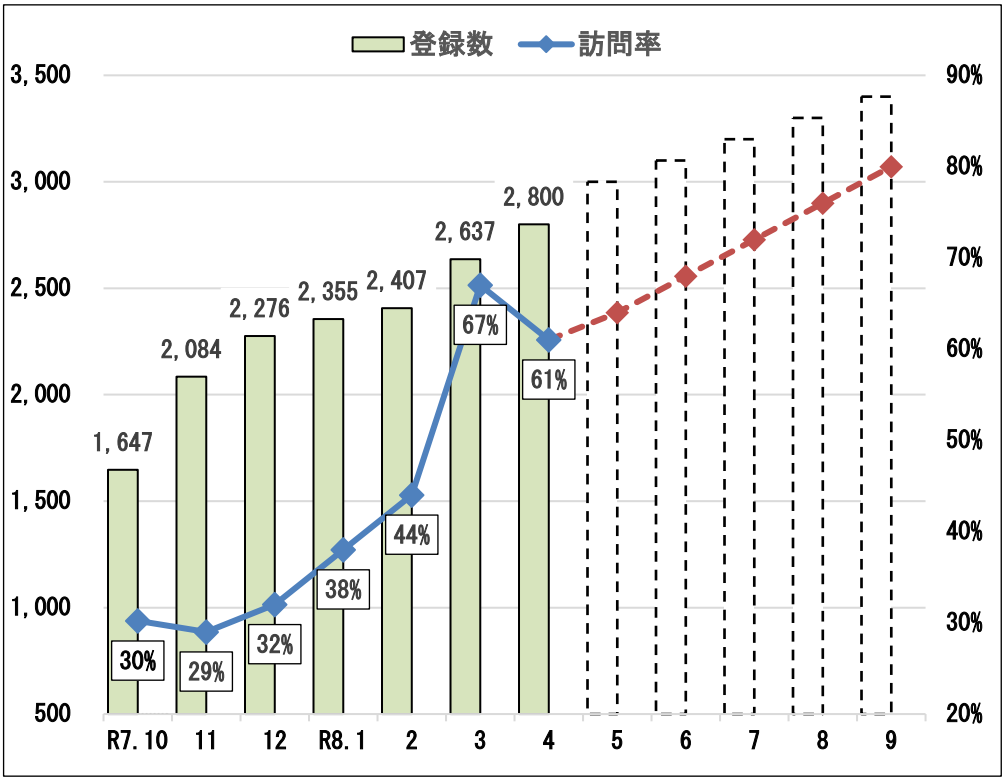
課題	具体策
（１） **「歯科口腔保健」の取組内容が、教育・保育施設により差が生じている（「歯科保健の取り組みアンケート」より）**	**ア　【強化】「はみがきチャレンジカード」の作成・配付** 歯みがき習慣はレジリエンスの向上にも影響する※1ことから、全ての年少児以上を対象に歯みがきカードを配付し、朝・夜の歯みがき習慣の定着を図る。 ※1　第２期第１回 子どもの健康生活実態調査報告書 **イ　【強化】教育・保育施設の取組を支援** 「年少児から給食後の歯みがき実施」並びに歯によいおやつ・よく噛む習慣づくりに取り組む教育・保育施設を増やす。 **ウ　【拡充】園歯科医事業（区立保育園１７園）の推進** 足立区歯科医師会と連携し、「あだちっ子・園歯科医事業」の円滑な運営並びに区立保育園における取組の質・量の向上を図る。 また、令和９年度全園展開に向けて歯科医師会と調整を進めていく。
（２） **歯みがき習慣の定着やむし歯になりにくいおやつの周知が十分でない**	**ア　【新規】「歯みがき・おやつ・フッソ」啓発リーフレットの作成** 教育･保育施設が取組に活用できるリーフレットを作成･配付する。 **イ　【新規】ぶくぶくうがい練習用媒体の作成** ２歳頃から活用できるぶくぶくうがいの媒体を作成・配付する。
（３） **未通園児等における受診率が低く、「受診を希望しないハガキの返信率」も低い**	**ア　【見直し】受診期間の延長** 保護者が利用しやすいよう受診期間を１ヶ月延ばし、約３ヶ月半とする。 **イ　【見直し】案内等送付物の記載内容を見直す** 保護者が「歯科健診受診」又は「受診を希望しないハガキの返信」のいずれかを選択できるよう、送付物を簡略化する。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**子育て家庭訪問事業で実施したアンケート調査結果について**
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内　　容	

１　登録者数と訪問率（実績と予測）



※　令和８年４月までは、実績値を記載し、令和８年５月以降は、目標値を記載。また、対象世帯数は毎月変動しており、令和８年４月までは４，４００世帯前後で推移している。

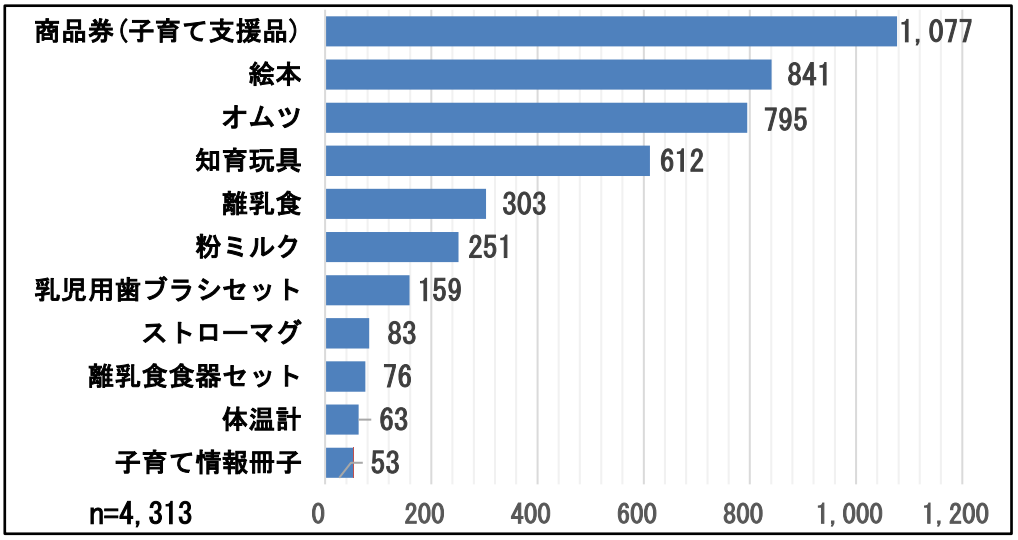
２　調査概要

	調査対象者	実施時期	回答方法	回収件数
1	子育て家庭訪問事業対象者	令和８年 ２月 20 日～3 月 16 日	WEB	808 件
2	区立・私立保育園に通園する保護者	令和８年 ２月 26 日～3 月 15 日	WEB	538 件
3	千本桜まつり来場者	令和８年 ３月 28 日・29 日	聞き取り	350 件

※　2・3 は子育て支援品に関する設問のみ

3　配付を希望する子育て支援品について

「商品券」が最も多く、２割を超え、次いで「絵本」「オムツ」「知育玩具」の順であった。



※　件数（n）は、３つの調査の合計数（複数回答可）

4　子育て家庭訪問事業対象者に行った主な調査結果

※　回収数 808 件のうち、実際に訪問を受けた 756 人からの回答

（１）絵本について

ア　絵本を読む時間について「増えた」と回答した割合は、５割を超えている。

選択肢	件数	割合
①増えた	412	54.50%
②変わらない	310	41.00%
③減った	0	0%
④絵本を申請中または申請予定	34	4.50%
合計	**756**	**100.00%**

イ　絵本の配付が子育て支援につながっているかどうかについて、「感じる」と回答した割合は、９割を超えている。

選択肢	件数	割合
①とても感じる	570	75.40%
②少し感じる	139	18.39%
③どちらともいえない	32	4.23%
④あまり感じない	9	1.19%
⑤感じない	6	0.79%
合計	**756**	**100.00%**

【自由記述抜粋】

① 必需品じゃないからこそ買うのが二の次になってしまう本がもらえるのはありがたい。

② 読み聞かせにより親子の触れ合い時間も増えてとて良い。

③ 絵本は兄弟がいると持っているものも多い。初めは必ず絵本の引き換えで３回目以降は子育ての消耗品も含めて選べるようにすると良い。

ウ　配付物について「絵本のままで良い」と回答した割合は約６割である一方で、「絵本以外が良い」は２割程度

選択肢	個数	割合
①絵本のままで良い	439	58.07%
②絵本以外（オムツや粉ミルクなどの消耗品）が良い	193	25.53%
③どちらともいえない	124	16.40%
合計	756	100.00%

【自由記述抜粋】

① 離乳食やミルクも必要だが、親子のふれあいや、子供のためを思うと消耗品は日常で使い、なくなってしまうものなので、絵本など形に残り長く使えるものが良い。

② 消耗品も良いが、愛着形成という観点では、絵本がいいと思う。生活に余裕のない家庭であまり絵本が買えない場合でも、もらえる機会があるのはとてもありがたい。

③ オムツやミルクは、使用しているブランドが異なる可能性がある。コストをかけてラインナップに入れるよりも、絵本や図鑑などの書籍の種類を増やしてほしい。

（２）事業について

ア　訪問時間は「５～１０分程度がよい」との回答が最も多く、５割を超えている。

選択肢	件数	割合
①５分未満がよい	201	26.59%
②５～１０分程度がよい	400	52.91%
③１０～１５分程度がよい	128	16.93%
④１５分以上がよい	27	3.57%
合計	756	100.00%

イ　「相談できた」「少し相談できた」と回答した割合は６割を超えている。

選択肢	件数	割合
①相談できた	224	29.63%
②少し相談できた	256	33.86%
③どちらともいえない	164	21.70%
④あまり相談できなかった	72	9.52%
⑤相談できなかった	40	5.29%
合計	756	100.00%

【自由記述抜粋】

① 保育園にも通っておらず、身近に相談できる先輩ママも居ないので、貴重な存在だった。

② 初回が育児疲れのピークの時だったのでお話ができて気がまぎれた。

③ 相談する機会と思っていたものの、専門家でもない人物で当たり障りのない回答しか得られず時間の無駄だった。訪問なしのオンライン相談でもよいのでは？

ウ　不安や悩みが「とても解消した」「ある程度解消した」と回答した割合は、４割にとどまっている。

選択肢	件数	割合
①とても解消した	87	11.51%
②ある程度解消した	259	34.26%
③どちらともいえない	225	29.76%
④あまり解消しなかった	84	11.11%
⑤まったく解消しなかった	58	7.67%
⑥相談できなかった	43	5.69%
合計	756	100.00%

【自由記述抜粋】

① 離乳食の食べが悪くなったタイミングだったので、話を聞いてもらい安心できた。

② アドバイスいただける、やり方があってるか、不安な事とかに大丈夫って言ってもらえて安心する。

③ 訪問員のスタンスが話を聞きに来ただけの感じがする。せっかくの機会なので、子育てに精通している方が良い。

エ　区の子育てサービスを「知ることができた」と回答した割合は、約５割である。

選択肢	件数	割合
①十分に知ることができた	102	13.49%
②ある程度知ることができた	274	36.24%
③どちらともいえない	207	27.38%
④あまり知ることができなかった	103	13.63%
⑤まったく知ることができなかった	70	9.26%
合計	756	100.00%

【自由記述抜粋】

① ベビーシッター助成を紹介いただいたことを機に、実際利用に繋がった。

② 子育てサロンや発達に悩んだ際の連絡する場所を教えてもらえた。

③ 訪問の方から紹介いただいた資料は知っているものばかりで、ママ友からの方が情報量が多い。

④ 案内された内容は、既に知っていることばかりだった。

オ　「今後も利用したい」と回答した割合は、約９割である。

選択肢	個数	割合
①とても思う	532	70.37%
②思う	157	20.77%
③どちらともいえない	42	5.56%
④あまり思わない	15	1.98%
⑤全く思わない	10	1.32%
合計	756	100.00%

【自由記述抜粋】

① 子育てについて自分が出向かなくても定期的に相談できる機会があることはとても助かるため。

② 引っ越してきたばかりだったので、色々な情報が聞けてよかった。

③ 玄関先で少し話すだけでは、表面的な話しかできないので、あまり意味がないと思う。

カ 区の子育て支援に「満足している」と回答した割合は約８割

選択肢	件数	割合
①はい	604	79.89%
②いいえ	55	7.28%
③分からない	97	12.83%
合計	756	100.00%

【自由記述抜粋】

① 児童館の赤ちゃんルーム、子育てサロン等、育児中に息抜きとなり、ママ友が出来たり、本当に助かっている。

② 無償化が始まる前に、０歳児が入れる保育園を増やして欲しかった。

５ 今後の方針

（１）子育て支援品の見直し

ア 絵本については、「子ども健康・生活実態調査結果（令和８年３月）」で明らかになったように、幼少期の読み聞かせが子どものレジリエンス向上につながるため、継続して実施する。

イ アンケートで知育玩具を求める声も多く寄せられたことから、しかけ絵本などの知育玩具を拡充し、利用者の選択肢を増やすことで満足度の向上につなげていく。

ウ 商品券は、一定程度希望する声があるものの、東京都による「０１８サポート」や「子育て応援＋」などの金銭的支援があるため、導入を見送る。

エ オムツの宅配は、訪問を受け入れる動機付けになると考えられるが、訪問率が８割に近づきつつある。アンケートからも、希望するメーカーやサイズが多岐にわたり、利用者の希望に沿うことが困難であることから導入を見送る。

（２）各家庭の不安や悩みに寄り添った支援が行えるよう訪問員への研修を拡充し、支援の質の向上を図っていく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

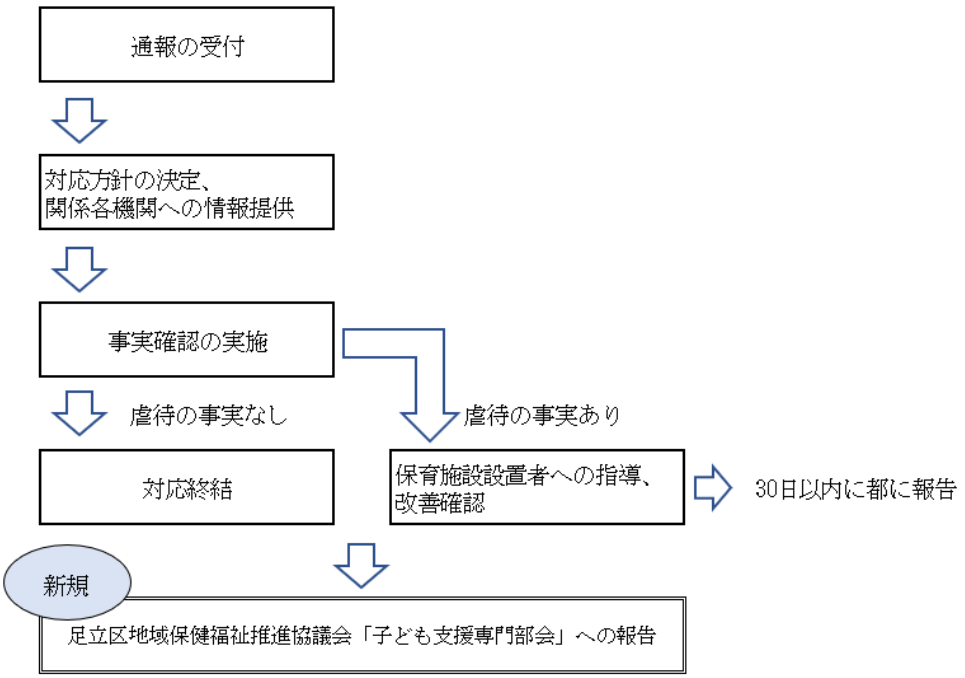
件　　名	**令和７年度 各教育・保育施設の不適切保育の内容及び指導検査の実施結果について**
所管部課名	子ども家庭部　子ども施設指導・支援課 私立保育園課、幼稚園・地域保育課
内　　容	

１　令和７年度不適切な保育の内容

児童福祉法の改正（令和７年１０月施行）により、区が虐待等の通報を受け、事実確認などを行った場合に、審議会等への報告が必要となった。

ついては、以下のとおり事実確認内容を報告するとともに、別途、足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」に報告する。

（参考）不適切保育の対応の概略



（１）不適切保育の事実を確認したもの

２件

	施設種別	内容	対応
1	認証 保育所	故意による部屋への閉じ込め	指導及び改善の確認
2	私立認可 保育所	運動会練習時に腕をひっぱる	指導及び改善の確認、事業者による処分

（２）不適切保育の事実が未確認だったもの

※　通報を受けヒアリングや事実確認等を行ったが、虐待の事実が確認できなかったもの。

８件

２　指導検査の概要（４月１日現在改善件数）

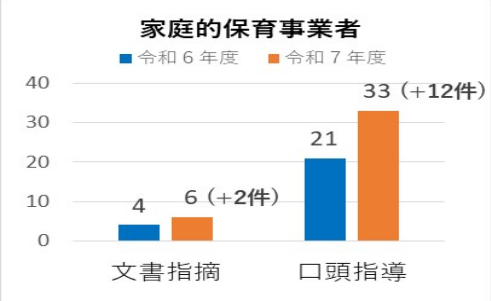
	実施期間（令和７年）	検査周期	実施対象数（全対象数）	文書指摘件数	口頭指導件数
家庭的保育事業者	５月２０日～７月１１日	２年に１回	３９事業者（８６事業者）	６件（６件）	３３件（２５件）
東京都認証保育所	５月２２日～７月１０日	２年に１回	１７施設（３３施設）	１２件（１２件）	２５件（２３件）
小規模保育事業所	７月１５日～８月　５日	２年に１回	１２施設（２６施設）	８件（８件）	１３件（７件）
私立認可保育所	８月２７日～１２月１９日	２年に１回	５３施設（１１３施設）	３３件（３３件）	７０件（５３件）
私立幼稚園・認定こども園	１１月１８日～１１月２８日	３年に１回	６施設（２１施設）	１件（１件）	７件（１件）
認可外保育施設	１０月２１日１０月２４日	２年に１回	２施設（４施設）	０件（０件）	１件（１件）

※　文書指摘は根拠法等に違反する事項に適用
※　口頭指導は根拠法以外の法令等に違反する事項に適用
※　文書指摘は指導検査結果通知到達後３０日（認可外保育施設は６０日以内）に改善報告書で確認

３　文書指摘・口頭指導延べ件数の前年度比較・結果分析及び推移

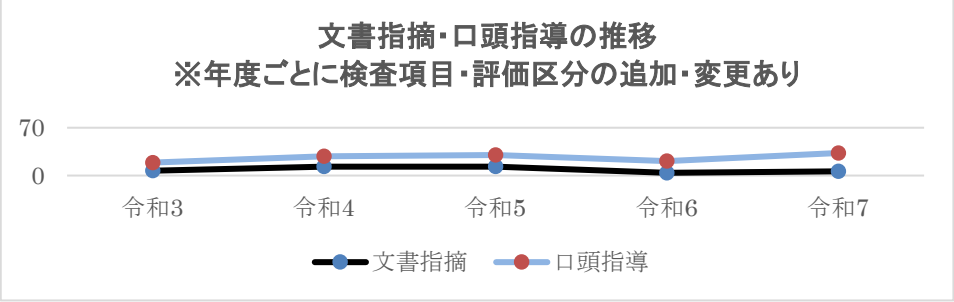
（１）家庭的保育事業者

（前年度比較の図はＰ１３１の文書指摘・口頭指導を参照）



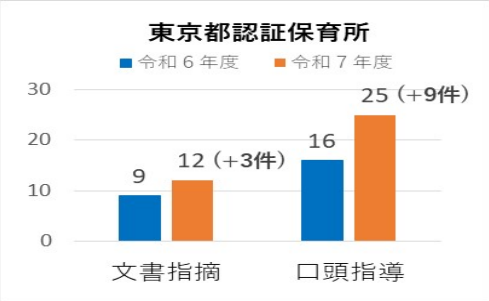
給食情報提供書の書式の変更があったが事業者の認識不足で変更していなかった。

また、令和７年４月１日指導検査基準改正により助言から口頭指導に評価を変更したため件数が増加した。

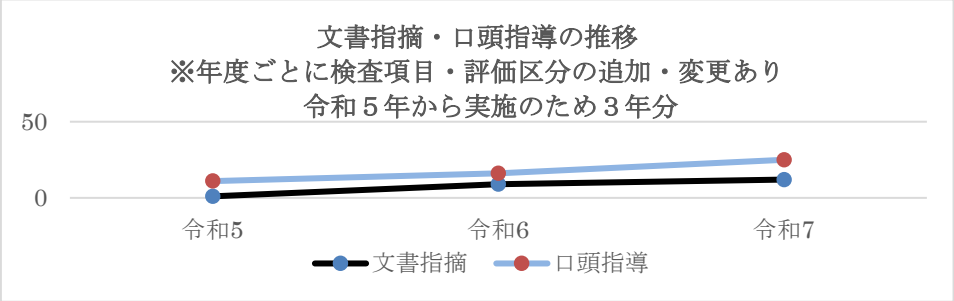


（２）東京都認証保育所

（前年度比較の図はＰ１３１の文書指摘・口頭指導を参照）

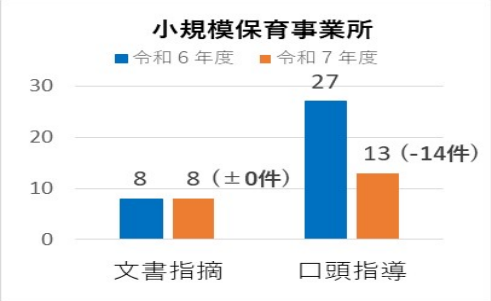


園で発生した事故の記録はあったが、所管への報告案件が報告されていなかった。また園児の健康診断の実施回数不足等の件数が増加した。

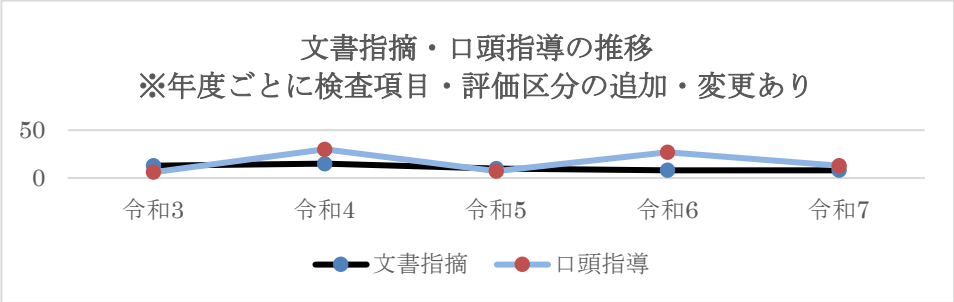


（３）小規模保育事業所

（前年度比較の図はＰ１３１の文書指摘・口頭指導を参照）

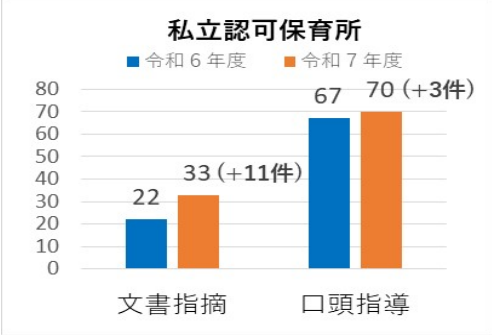


前年度指導件数が多かった水害訓練結果の報告漏れについて、全体説明会や個別に周知徹底を行ったため、件数が減少した。

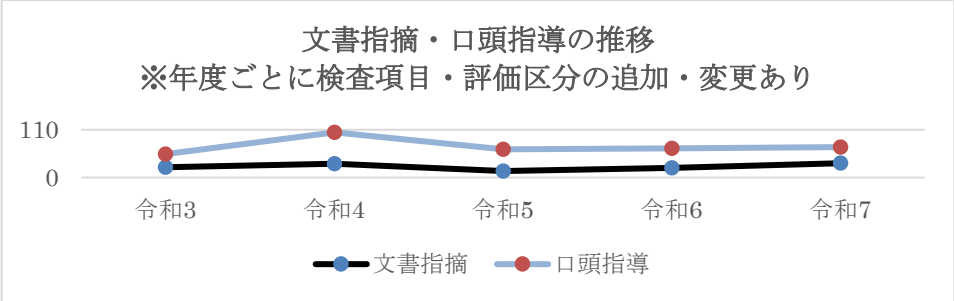


（４）私立認可保育所

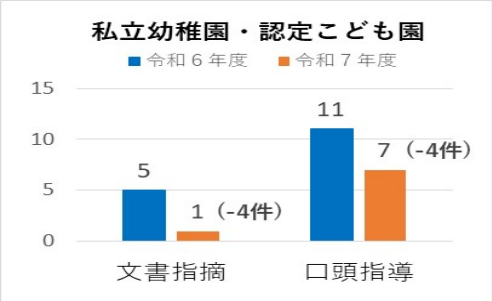
（前年度比較の図はＰ１３２の文書指摘・口頭指導を参照）



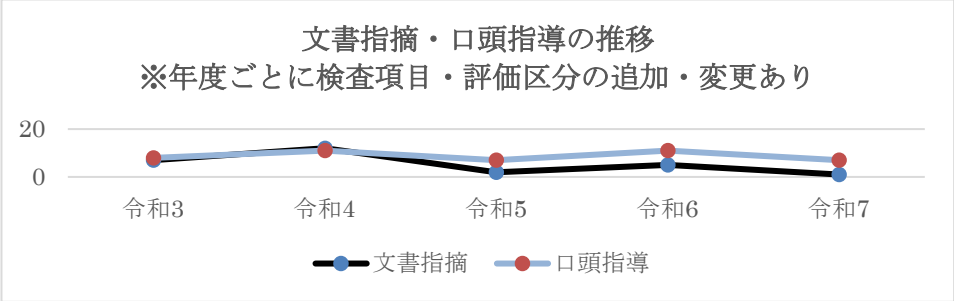
園で発生した事故の記録はあったが、所管への報告案件が報告されていなかったため件数が増加した。



（５）私立幼稚園・認定こども園
（前年度比較の図はＰ１３２の文書指摘・口頭指導を参照）



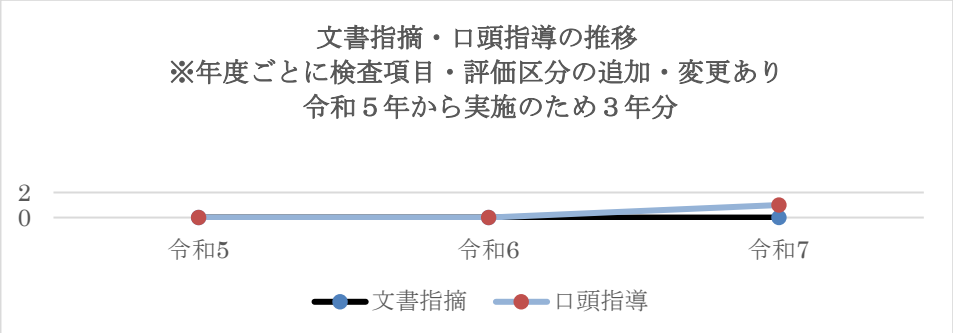
令和７年度は、検査を経験した園が多かったため、評価基準の理解があり件数が減少した。



（６）認可外保育施設



保育日誌の記載内容に一部不備が確認されたため口頭指導の件数が１件あった。



	４　検査結果（文書指摘及び口頭指導の内容）と改善への対応 （詳細はＰ１３１～１３２参照） **５　指導検査の結果への対応** （１）園長会や事業者全体説明会にて指導検査結果を共有し、改善方法を周知徹底した。 （２）巡回訪問時の機会を捉え改善状況を確認し、指導・支援の強化を図った。

資料

検査結果と改善への対応

※文書指摘、口頭指導双方の具体的内容欄の数値は令和７年度検査で確認された件数（括弧書きは令和６年度）

	文書指摘		口頭指導（主な項目）	
	具体的内容	指導内容	具体的内容	指導内容
家庭的保育事業者	①園児（計４名）は年２回の定期健康診断を受診しなければならないところしていない事業者がいた。 ３件（２件）	①受診について規定している保育所保育指針及び条例を周知徹底した。	①睡眠時チェック表の記録により、新入園児が横向きで寝ていると記されていたが、仰向けに直した記録は確認できなかった。 ７件（３件）	①　国や都のガイドライン等に基づき作成した区の通知を示し、仰向けに寝かせるように施設全体で取り組むことを指導した。
	②園児の保護者からの苦情について記録が必要であったが記録をしていなかった。 １件（０件）	②苦情を受けた場合は苦情処理簿に記録し迅速かつ適切に対応するように指導した。	②食物アレルギー等について事前に保護者と確認を行うための給食提供確認書が作成されていなかった。 ６件（０件）	②保護者から給食提供確認書を提出してもらうように指導した。
	③保護者の労働時間及び家庭状況を考慮しないで保育時間を短く設定し受託していた。 １件（０件）	③開所時間内においては保護者の労働時間及び家庭状況を考慮し保育時間を定め、受託するように指導した。	③保育補助者の出勤簿の勤務時間数の記載に誤りがあった。 ３件（５件）	③保育者と保育補助者の双方で記入内容を確認の上、過不足分の給与について調整するよう指導した。
	④保護者からの虐待が疑われる園児について所管課に報告をしていなかった。 １件（０件）	④虐待が疑われた際は所管課に報告して連携を図るように指導した。	④重要事項に関する規定に不足があった。 ３件（０件）	④不足している項目を記入し保護者に渡すように指導した。
東京都認証保育所	①施設内での首から上の怪我など、区への報告が必要な事故について、報告が行われていなかった。 ５件（３件）	①所管課に報告の上、報告書を提出すること、所管課が出した報告対象事故に関する通知を全職員に周知徹底すること、施設の事故対応マニュアルに区への報告を追記するよう指導した。	①睡眠時チェック表の記録により、新入園児が横向きで寝ていると記されていたが、仰向けに直した記録は確認できなかった。 ７件（２件）	①国や都のガイドライン等に基づき作成した区の通知を示し、仰向けに寝かせるように施設全体で取り組むことを指導した。
	②注文していた食材が届かず、あらかじめ作成した献立に従って調理していなかった。 ２件（３件）	②あらかじめ作成した献立内容の変更の際は、その内容を記録するとともに、子どもに提供する前に保護者へ周知するよう指導した。	②履歴書や資格確認書の書類が保管されていない職員がいた。 ３件（１件）	②履歴書・資格確認書の写しを整備して保管するように指導した。
	③園児は事業者の年２回の定期健康診断を受診しなければならないところされていなかった。 ２件（１件）	③受診について規定している保育所保育指針及び条例を周知徹底した。	③不審者マニュアル等が作成されていなかった。 ３件（２件）	③マニュアルを早急に作成し提出すること、マニュアルを全職員に周知徹底し内容の共有を図ることを指導した。
	④特定子ども・子育て支援提供証明書発行の対象となる園児がいたが、施設側が認識出来ていなかったため発行されていなかった。 ２件（２件）	④保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書をすみやかに交付するよう指導した。	④利用料等の支払を求める書面等の内容に不備があった。 ３件（０件）	④特定費用（給食費等）の金額を契約書等に記載するように指導した。
	⑤入所前の健康診断の実施が確認できなかった。 １件（０件）	⑤子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のため、定められている健康診断の実施と結果の記録を行うように指導した。		
小規模保育事業所	①保育に従事することができない管理者である施設長が保育に従事していた。 ５件（０件）	①保育士配置の特例を除き、管理者である施設長以外の保育従事者を基準人数以上配置するように指導した。	①睡眠時チェック表の記録により、新入園児が横向きで寝ていると記されていたが、仰向けに直した記録は確認できなかった。 ５件（２件）	①国や都のガイドライン等に基づき作成した区の通知を示し、仰向けに寝かせるように施設全体で取り組むことを指導した。
	②離乳食について給食日誌（実施献立）を作成する必要があったが作成されていなかった。 １件（０件）	②給食日誌を作成し、給食の実施状況を明らかにする帳簿の整備するように指導した。	②睡眠時事故対応マニュアルの内容が不十分であった。 １件（１件）	②うつぶせ寝の危険については記載があったが、０歳児及び新入園児についての仰向け寝の徹底についての記載するように指導した。
	③施設内での首から上の怪我など、区への報告が必要な事故について、報告が行われていなかった。 １件（３件）	③所管課に報告の上、報告書を提出すること、所管課が出した報告対象事故に関する通知を全職員に周知徹底すること、施設の事故対応マニュアルに区への報告を追記するよう指導した。		
	④保育中、保育士による子どもの人権に対する配慮を欠いた行為（頭部をたたく）が行われていた。 １件（０件）	④速やかに施設として組織的に再発防止に取り組み、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行うように指導した。		

資料

検査結果と改善への対応

※文書指摘、口頭指導双方の具体的内容欄の数値は令和７年度検査で確認された件数（括弧書きは令和６年度）

	文書指摘		口頭指導（主な項目）	
	具体的内容	指導内容	具体的内容	指導内容
私立 認可保育所	①施設内での首から上の怪我など、区への報告が必要な事故について、報告が行われていなかった。 ２２件（１２件）	①所管課に報告の上、報告書を提出すること、所管課が出した報告対象事故に関する通知を全職員に周知徹底すること、施設の事故対応マニュアルに区への報告を追記するよう指導した。	①睡眠時チェック表の記録により、新入園児が横向きで寝ていると記されていたが、仰向けに直した記録は確認できなかった。 ２０件（２３件）	①国や都のガイドライン等に基づき作成した区の通知を示し、仰向けに寝かせるように施設全体で取り組むことを指導した。
	②保育中、保育士による子どもの人権に対する配慮を欠いた行為が行われていた。 ２件（５件）	②子どもの人権について園内で学ぶ機会を設けることを含め、再発防止に向け、運営本部と施設とで組織的に取り組み、その結果をまとめた資料の提出を指導した。	②マニュアルの一部について職員間で内容が共有されていなかった。 １４件（３件）	②マニュアルを全職員に周知徹底し内容の共有を図ることを指導した。
	③施設内に重要事項に関する規定が掲示されていなかった。 １件（０件）	③利用者がいつでも確認できるように施設の見やすい場所に掲示するように指導した。	③誤飲・窒息の可能性のある玩具が保育環境下に置かれていたり、窒息の危険性がある食材（ぶどう等）が提供されていた。 １０件（３件）	③誤飲・窒息の可能性のある玩具は今後の取扱方針、窒息の危険性がある食材についてはマニュアルを使い、職員と対応を共有し確認した記録を提出するように指導した。
	④教育・保育施設の自己評価について実施・公表されていなかった。 １件（０件）	④毎年度施設の自己評価を行い、公表するように指導した。	④園から施設所管課へ提出された職員名簿について、一部が不正確なため施設所管課へ疑義の照会を行った。 ９件（１１件）	④施設所管課の指示に従い適切に処理するよう指導した。
私立幼稚園・ 認定こども園	①事故の発生を防止する委員会が園内に設置されておらず、事故発生を防止するための教職員に対する研修も定期的に実施されていなかった。 １件（２件）	①委員会を設置すること、委員会を定期的に開催すること、他施設で発生した事例を検討するなどの研修を定期的に実施することを指導した上で、委員会及び研修の開催について資料の提出を指示した。	①子どもの人権を擁護し、虐待を防止するための職員に対する研修が実施されていなかった。 １件（３件）	①子どもの人権擁護や虐待防止をテーマにした外部の研修を受講したり、職員会議等で取り上げ問題点を議論するなど、教職員の意識向上を図るよう指導した。
			②マニュアルの一部について職員間で内容が共有されていなかった。 １件（０件）	②マニュアルを全職員に周知徹底し内容の共有を図ることを指導した。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**令和８年４月１日の保育所等利用待機児童の状況等について**
所管部課名	子ども家庭部　保育・入園課 幼稚園・地域保育課

内　　容

１　令和８年４月１日現在待機児童数　１０６人

（単位：人）

			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4･5歳児	計
申込者数［A］（継続利用児含む）			1,155	2,780	2,534	2,413	4,891	13,773
保育施設在園児数	認可保育所		963	2,014	2,220	2,325	4,705	12,227
	認定こども園			29	34	69	159	291
	小規模保育		83	151	148	0	0	382
	家庭的保育		29	147	76	0	0	252
	公設認可外		2	11	14	8	25	60
合　計［B］（保育施設在園児数）			1,077	2,352	2,492	2,402	4,889	13,212
国定義により待機児童から除外した児童数	認証・幼稚園・企業主導型の利用		16	109	19	6	1	151
	私的理由	利用申請が１施設のみ	29	60	2	1	0	92
		自宅近く（概ね半径1km以内）に利用可能で空きがある保育所等※があるが、希望していない	29	124	21	4	0	178
		管外保育所のみ希望	0	0	0	0	0	0
	育児休業希望及び求職活動休止		3	30	0	0	1	34
合　計［C］（除外した児童数）			77	323	42	11	2	455
待機児童数［A］－［B］－［C］			1	105	0	0	0	106

※　「認可保育所」「小規模保育」「給食を提供する家庭的保育（保育ママ）」または「認証保育所」を指す。

２　年齢別待機児童数（各年４月１日時点）

（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和7年	0	7	0	0	0	0	7
令和8年	1	105	0	0	0	0	106
前年との差	1増	98増	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし	99増

３　地域別待機児童数（各年４月１日時点）

（単位：人）

	ブロック	R7	R8
1	千住地域	0	0
2	綾瀬地域	0	20
3	中川地域	0	5
4	佐野地域	0	10
5	中央本町地域	0	10
6	梅田地域	0	1
7	西新井･島根地域	1	1

	ブロック	R7	R8
8	六町地域	0	27
9	竹の塚地域	4	14
10	宮城･小台地域	0	0
11	江北･扇地域	0	6
12	鹿浜地域	0	2
13	舎人地域	2	10
14	新田地域	0	0
	区全体	7	106

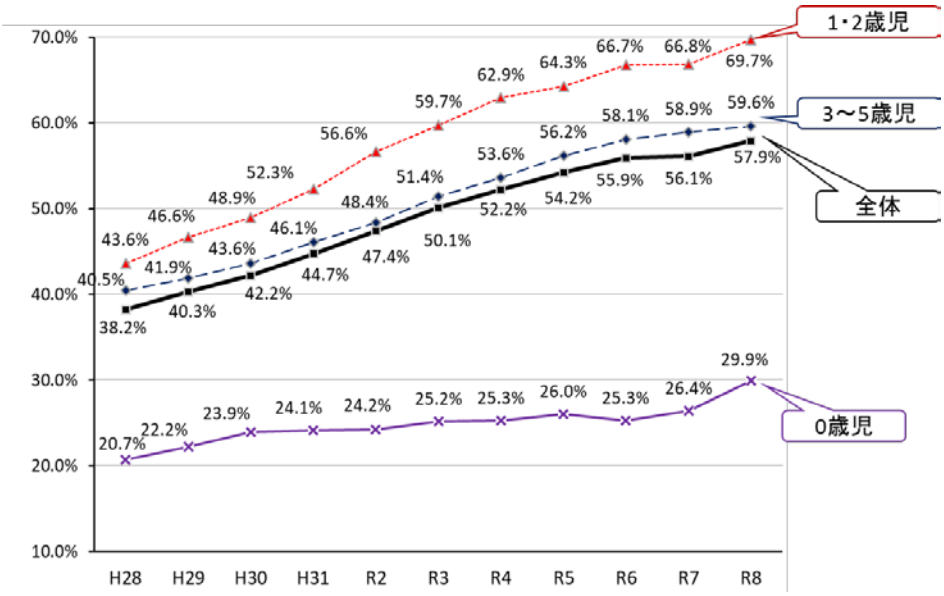
4　保育需要率の推移

保育を必要とする児童が全体に占める割合を示す「保育需要率」は、前年比１．８ポイント増の５７．９％となった。

令和８年４月１日時点

年齢区分	人口 ①（単位：人）	保育需要数②（単位：人）	保育需要率 ③(②/①)	前年比
0歳児	4,292	1,282	29.9%	3.5ﾎﾟｲﾝﾄ増
1･2歳児	8,339	5,813	69.7%	2.9ﾎﾟｲﾝﾄ増
3～5歳児	12,555	7,487	59.6%	0.7ﾎﾟｲﾝﾄ増
全　体	25,186	14,582	57.9%	1.8ﾎﾟｲﾝﾄ増

【参考】保育需要率の推移（各年４月１日現在）

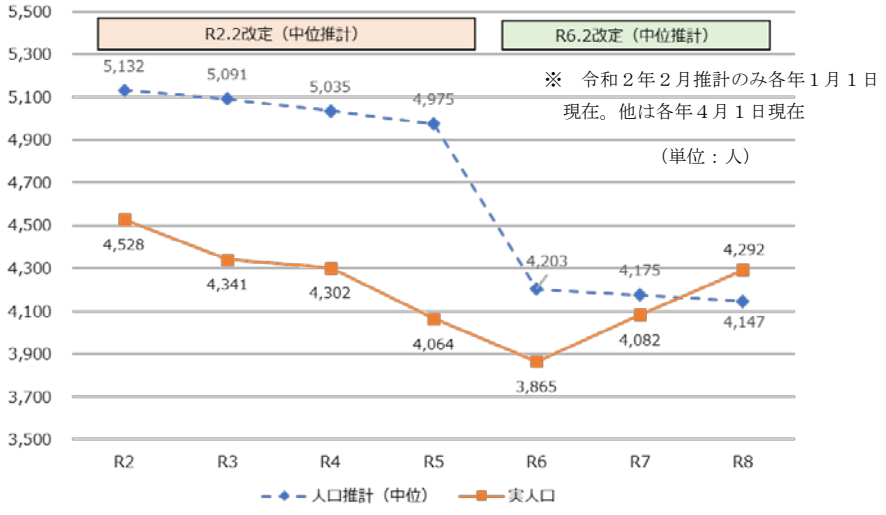


5　０歳児人口の増加について

（１）区の人口推計は、令和２年以降一貫して減少を見込んでいた。

（２）０歳児人口も、令和６年度まで１０年連続で減少していたが、令和７年度以降２年連続で増加した。

（３）短期的な変動かトレンドの変化によるものか、今後注視する必要がある。



６　保育所の利用申請に係るアンケート調査について

令和８年４月入所の申請件数の大幅な増加を受け、新規入所者に対し保育所の利用申請に係るアンケート調査を実施した。

（１）令和７年９月から開始した第一子無償化が「影響した」との回答は約３９．６％であった。

（２）足立区への転入理由で最も多いのは「住宅価格・家賃（５７．７%）」、このうち約２４．３％が「子育て支援に関する取り組み」又は「保育サービスの充実」を選択している。

なお、詳細な結果は別添資料６のとおり。

７　アンケート結果等に基づく待機児童数増加の分析及び推察

（１）東京都が第一子保育料を無償化したことによる保育需要の喚起

（２）不動産価格と子育て支援施策とのバランスで足立区が選択されている

（３）国の育児時短就業給付金の制度開始（入園申請時の窓口対応による）

８　今後の待機児童対策の方針（案）

令和８年９月：（仮称）０・１・２歳保育確保対策プラン策定

短期的な方針

１　一時預かり事業を実施（令和９年４月～）

（１）幼稚園　　約６０人分

（２）公立保育園　　約４０人分

※　いずれも１・２歳児で、人数は想定

２　幼稚園の２歳児預かり保育　　約５０人分

中長期的な方針

１　小規模保育室の新設※１（４園）

令和１０年度　４園

１１年度　保育需要を見ながら増設を判断

※１　令和８年度は０・１歳児で待機児童が発生したが、令和９年度は２歳児でも待機児童発生の恐れがあるため、小規模保育の新設が必要と考えている。

２　幼稚園の認定こども園化（３園程度／年）

令和１０年度　２園が認定こども園に移行

１１年度　２園が移行検討中

その他の対策

１　保育需要予測の更新

２　私立認可保育園に対し０・１・２歳児の定員確保を要請

３　企業主導型保育との調整※２

※２　企業主導型保育施設に意向調査のうえ、区ホームページへ空き定員の掲載を検討

１　令和８年４月１日現在の年齢別入所状況

①特定教育・保育施設（２号認定・３号認定）

（単位：人）

		施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4･5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4･5歳	計	管外委託（再掲）
認可保育所	公立※1	27	125	352	413	497	1,006	2,393	111	338	373	389	847	2,058	8
	公設民営※2	13	81	187	244	263	546	1,321	81	173	237	234	500	1,225	2
	私立※2	114	824	1,497	1,680	1,854	3,756	9,611	771	1,503	1,610	1,702	3,358	8,944	35
	小　計	154	1,030	2,036	2,337	2,614	5,308	13,325	963	2,014	2,220	2,325	4,705	12,227	45
認定こども園	幼保連携型※1	1	－	10	14	22	44	90	－	9	12	14	26	61	0
	保育所型※1	2	－	19	24	25	50	118	－	16	17	19	44	96	0
	幼稚園型※2	3	－	0	6	51	128	185	－	4	5	36	89	134	8
	小　計	6	0	29	44	98	222	393	0	29	34	69	159	291	8
幼稚園		－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	2	0	4	0
合　計		**160**	**1,030**	**2,065**	**2,381**	**2,712**	**5,530**	**13,718**	**963**	**2,043**	**2,256**	**2,396**	**4,864**	**12,522**	**53**
他自治体へ委託[再掲]									0	9	7	7	30	53	
他自治体から受託[別掲]									6	17	31	56	106	216	

※1　入所抑制を反映した入所定員
※2　利用定員数

②特定地域型保育事業（３号認定）

（単位：人）

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4･5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4･5歳	計	入所率
小規模保育	26	131	157	167	－	－	455	83	151	148	－	－	382	83.96%
家庭的保育※3	83	51	142	97	－	－	290	29	147	76	－	－	252	86.90%
合　計	**109**	**182**	**299**	**264**	**－**	**－**	**745**	**112**	**298**	**224**	**－**	**－**	**634**	**85.10%**
他自治体へ委託[再掲]								0	2	4	－	－	6	
他自治体から受託[別掲]								2	5	10	－	－	17	

※3　休業中の事業者の定員を除く

③認可外保育施設

（単位：人）

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4･5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4･5歳	計	入所率
公設民営認可外	2	6	13	19	9	26	73	2	11	14	8	25	60	82.19%
認証保育所	33	199	332	318	88	44	981	158	318	274	61	98	909	92.66%
認証保育所(区外)	－	－	－	－	－	－	－	4	8	5	4	5	26	
企業主導型	－	－	－	－	－	－	－	42	152	104	11	14	323	
企業主導型(区外)	－	－	－	－	－	－	－		1		1		2	
合　計	**35**	**205**	**345**	**337**	**97**	**70**	**1,054**	**206**	**490**	**397**	**85**	**142**	**1,320**	

２　ブロック別定員受入可能数

（単位：人）

	保育施設空き状況 （認可保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、区立認可外保育所、認証保育所）						**受入可能数**
	施設数	０歳	１歳	２歳	３歳	４・５歳	
１ブロック　（千住地域）	39	41	23	75	64	98	**301**
２ブロック　（綾瀬地域）	25	27	1	19	12	66	**125**
３ブロック　（中川地域）	10	5	0	5	3	16	**29**
４ブロック　（佐野地域）	21	10	1	12	36	67	**126**
５ブロック　（中央本町地域）	25	17	1	10	12	27	**67**
６ブロック　（梅田地域）	35	11	4	9	11	43	**78**
７ブロック　（西新井・島根地域）	12	15	1	7	6	24	**53**
８ブロック　（六町地域）	29	1	1	8	29	49	**88**
９ブロック　（竹の塚地域）	33	16	3	13	30	42	**104**
１０ブロック（宮城・小台地域）	4	14	11	6	10	11	**52**
１１ブロック（江北・扇地域）	21	10	2	10	21	47	**90**
１２ブロック（鹿浜地域）	24	14	1	7	32	68	**122**
１３ブロック（舎人地域）	18	3	4	9	14	27	**57**
１４ブロック（新田地域）	8	6	12	16	17	21	**72**
合　計	304	190	65	206	297	606	**1,364**

※　「定員受入可能数」は、各保育施設の「空き定員数」を示す。
※　認証保育所以外は、令和8年5月入園分の募集人数

【参考】施設種別ごと受入可能数

（単位：人）

	施設数	０歳	１歳	２歳	３歳	４・５歳	**合計**
認可保育所	154	89	37	128	267	569	**1,090**
認定こども園	6	0	4	10	18	31	**63**
小規模保育	26	48	5	23	0	0	**76**
家庭的保育	83	7	14	7	0	0	**28**
区立認可外	2	4	2	5	1	1	**13**
認証保育所	33	42	3	33	11	5	**94**
合　計	304	190	65	206	297	606	**1,364**

【参考】待機児童数の集計方法

（単位：人）

項　　目	令和7年 4月1日	令和8年 4月1日
1　不承諾児童数（転園申請・取り下げ等を除いた数）　…A	**403**	**561**
2　待機児童数に含めない児童　…B　［(1)+(2)+(3)+(4)］	**396**	**455**
(1) 認証保育所・企業主導型保育事業・私立幼稚園を利用している	121	151
(2) 「育児休業延長のための申込み」であることを確認した場合、 または、入所できたら復職することの同意書の提出がない場合	6	14
(3) 特定の保育所等を希望し待機している場合（ア＋イ＋ウ）	264	270
ア　保育施設利用申込書に第１希望の施設のみ記入している	155	92
イ　管外の保育施設のみを希望している	0	0
ウ　自宅の近く(概ね半径1㎞以内)に利用可能で空きがある「認可保育所」「小規模保育」「給食を提供する家庭的保育(保育ママ)」または「認証保育所」 があるが希望していない	109	178
(4) 保護者が求職活動を休止していることを確認した場合	5	20
3　待機児童数　…C　［A-B］	**7**	**106**

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**区立保育園・こども園の修繕・保全工事について**
所管部課名	子ども家庭部保育・入園課
内　　容	区立保育施設の修繕及び保全工事について、令和７年度の実績及び令和８年度の予定を報告する（令和８年５月１日基準）。

１　主管課工事〈令和７年度実績・令和８年度の予定〉

	令和７年度（実績）	令和８年度（計画）
建物維持補修	１４７件（３２園）	１５０件（３２園）
給排水	２９件（１８園）	３０件（２０園）
塗装	２３件（１６園）	１５件（１５園）
空調機	９６台（２３園）	１００台（２５園）
湯沸器・給湯器	１２台（　８園）	１０台（　８園）
電気錠	６か所（　５園）	５か所（　５園）
その他電気	５８件（２５園）	５０件（２５園）

※　主管課工事は契約予定金額２００万円未満の工事を指す。

※　建物維持補修及びその他電気設備工事の令和７年度実績は、閉園した旧元宿こども園第一園舎の件数を含む。

※　空調機及び湯沸器・給湯器は修繕、買替又は更新の台数

※　電気錠は新設工事（令和７年度１件・令和８年度１件）を含む。

２　令和７年度営繕工事実績（工事額合計 225,294 千円）

施設園名	件名	工事概要	工事額
千住あずま	トイレ増設	2 階ユニットトイレ設置	14,069 千円
大谷田第一	防災設備改修	自動火災報知機改修	17,974 千円
	電気設備改修	LED 化・コンセント増設	
おおやた（こども園）	屋根改修	屋根劣化部補修	31,350 千円
西保木間	外柵嵩上げ	外柵嵩上げ工事	15,389 千円
保木間	防災設備改修	自動火災報知機改修	19,817 千円
	電気設備改修	LED 化・コンセント増設	
	空調設備改修	空調設備の改修	23,226 千円
五反野（公設民営）	空調設備改修	空調設備の改修	29,194 千円
青井（公設民営）	門塀改修	門塀の改修工事	20,845 千円
水神橋（公設民営）	空調設備改修	空調設備の改修	14,875 千円
竹の塚（公設民営）	空調設備改修	空調設備の改修	32,395 千円
谷在家（公設民営）	外柵嵩上げ	外柵を嵩上する工事	6,160 千円

※　営繕工事は契約予定金額２００万円以上（公設民営園については２５０万円以上）で、施設営繕部が主導で実施している工事を指す。

3　令和８年度実施予定の営繕工事（予定工事額合計 593,036 千円）

施設園名	件名	工事概要
六木	空調設備改修	空調設備の改修
辰沼	空調設備改修	空調設備の改修
中央本町	トイレ改修	トイレの乾式化 衛生機器の更新
梅田	トイレ改修	トイレの乾式化 衛生機器の更新
伊興	外柵嵩上げ その他改修	外柵嵩上げ 通用門の電子錠化 屋上防水塗装
西保木間	空調設備改修	空調設備の改修
中島根	外壁その他改修	駐輪場整備 外壁・屋上防水塗装
伊興大境 （公設民営）	空調設備改修	空調設備改修
五反野 （公設民営）	屋上防水改修	屋上防水塗装
竹の塚 （公設民営）	園庭その他改修	園庭の水捌け対策 プール缶体工事
青井 （公設民営）	トイレ改修	トイレの乾式化 衛生機器の更新

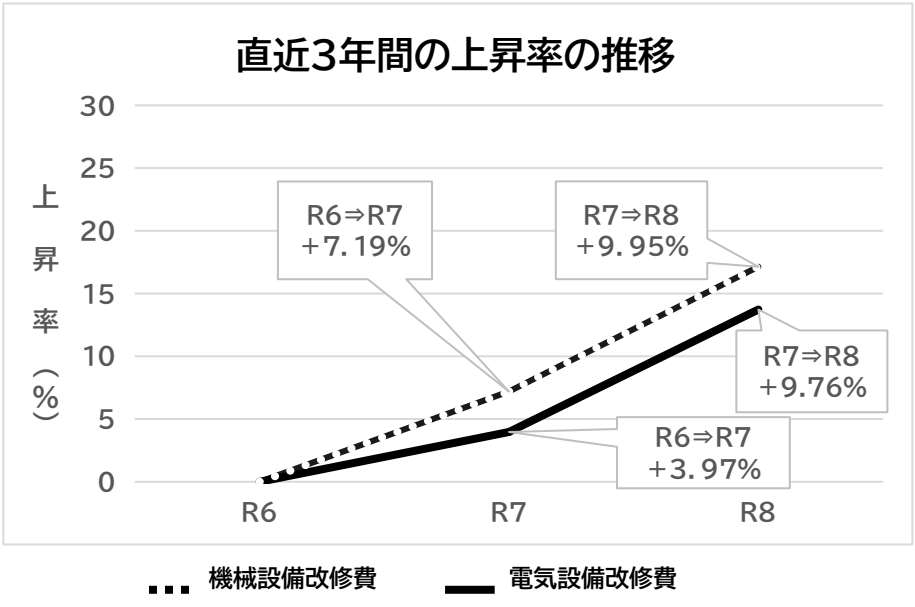
※　令和８年度は、工期が長期間に及ぶ大規模工事を多数予定しているため、工事額の合計が昨年度と比べ高くなる予定

※　同種の工事であっても、施設の規模や構造により工事金額は異なる。

※　上記の外、いりや第一保育園の空調機改修は、施設営繕部と連携しながら主管課契約による賃貸借契約を試験的に実施予定（予算規模：39,600 千円）

4　工事単価の推移（参考）

労務単価や材料費等による工事単価総額が上昇しているため、同種同規模の工事内容でも工事単価が上昇している。



東京都 財務局『標準建物予算単価(改修編)』資料引用

※　上記グラフは大規模改修費の変動率推移である。（区 施設営繕部確認済）

５　トイレ環境整備状況

個別の進捗状況はＰ１４２のとおり。なお、トイレの乾式化は営繕工事対応となるため、引き続き早期整備に向けて調整を行っていく。

６　営繕工事の今後３年間の計画及び方針

	計画件数	対応概要
空調設備	令和　８年度　４件 令和　９年度　４件 令和１０年度　２件	耐用年数１５年を目途に交換実施。 なお、性能維持及び故障率を下げるため、３年に一度、薬品洗浄を実施
電気設備	令和　８年度　０件 令和　９年度　２件 令和１０年度　５件	ＬＥＤ照明化による省エネ化及び令和８年末での蛍光灯製造終了に対応するために工事を実施
防災設備	令和　８年度　０件 令和　９年度　２件 令和１０年度　３件	耐用年数１５年を目途に交換実施。 なお、安定稼働を図るため、毎年度、設備点検を実施
その他設備	令和　８年度　４件 令和　９年度　３件 令和１０年度　４件	園児抜出し防止のための外柵嵩上げや建物保全のための外壁塗装・園庭改修工事等を実施

トイレ環境整備状況　個別進捗一覧

令和８年５月１日更新

No.	エリア	施設名	園児用 トイレ洋式化	職員用 トイレ洋式化	トイレ乾式化	備考
1	1	緑町保育園	済	済	建替え検討中	
2		千住あずま保育園	済	済	建替え検討中	
3		元宿こども園	済	済	済	
4	2	東綾瀬保育園	済	**洋 3 / 和 1**	**R10 改修予定**	R10 乾式化工事予定
5		六木保育園	済	済	**未完了**	
6		辰沼保育園	済	済	**未完了**	
7		大谷田第一保育園	済	済	済	
8		おおやたこども園	済	済	済	
9		あやせ保育園	済	済	済	
10	3	中央本町保育園	済	済	**R8 改修予定**	R8 乾式化工事予定
11		梅田保育園	済	**洋 2 / 和 1**	**R8 改修予定**	R8 乾式化工事予定
12		本木東保育園	**洋 17 / 和 1**	**洋 3 / 和 1**	**未完了**	R8 職員用 洋便器化工事予定
13		本木保育園	済	**洋 3 / 和 1**	**未完了**	
14	4	北保木間保育園	済	済	**未完了**	
15		南保木間保育園	済	済	**未完了**	
16		伊興保育園	済	済	**R10 改修予定**	R10 乾式化工事予定
17		東花畑保育園	済	済	**未完了**	
18		西保木間保育園	済	済	済	
19		中島根保育園	済	済	済	
20		平野保育園	済	済	**未完了**	
21		花畑桑袋保育園	済	済	済	
22		保木間保育園	済	**洋 3 / 和 1**	**R9 改修予定**	R9 乾式化工事予定
23	5	第三上沼田保育園	済	済	建替え工事中	R9 新園舎建替え予定
24		宮城保育園	済	済	**未完了**	
25		いりや第一保育園	済	済	**未完了**	
26		いりや第二保育園	済	済	**未完了**	
27		加賀保育園	済	済	済	
28		上沼田保育園	済	済	済	
29		鹿浜こども園第一園舎	**洋 5 / 和 4**	済	**未完了**	
		鹿浜こども園第二園舎	済	済	**未完了**	
30	6	新田わかば保育園	済	済	**未完了**	
トイレ環境整備済等施設			**29** /31 園	**26** / 31 園	**12** / 31 園	
トイレ環境整備未完了施設			**2** /31 園	**5** / 31 園	**19** / 31 園	

※　乾式化工事は営繕工事対応となるため、引き続き要望を行っていく。

中期的な公立保育施設の修繕計画（予定）
※公設民営園を除く

当資料は『足立区立 保育園・こども園 施設更新計画』に基づき、計画的に修繕を実施するために作成している。令和８年度以降の今後の計画については、現時点での予定を記載しているため、変更の可能性がある。

令和８年５月１日 更新

No	エリア	施設名	拠点園	都住併設園	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037	R20 2038	R21 2039	R22 2040	R23 2041	R24 2042	R25 2043	R26 2044	R27 2045	R28 2046	R29 2047	R30 2048
			実施済み		今後の計画																											
1	1	緑町保育園	○								建替え→		移転																			
2		千住あずま保育園	○					電気	トイレ		建替え→		移転																			
3		元宿こども園		○																			※保育需要を確認しながら在り方を検討									
4	2	東綾瀬保育園	○				空調				屋上防水等	トイレ	※移転場所及び時期を検討の上で施設更新																			
5		六木保育園		○						空調															※併設する都営住宅の建替え計画に合わせて閉園を検討							
6		辰沼保育園	○	○				電気防災		空調		屋上防水等									※併設する都営住宅の建替えに合わせて施設更新を検討										
7		大谷田第一保育園							電気防災														※保育需要を確認しながら閉園を検討									
8		おおやたこども園	○						屋根改修		電気防災園庭																					
9		あやせ保育園											※近隣の東綾瀬保育園を含めて在り方を検討																			
10	3	中央本町保育園	○			空調				トイレ				※移転場所及び時期を検討の上で施設更新																		
11		梅田保育園	○		電気防災			空調		トイレ			※移転場所及び時期を検討の上で施設更新																		
12		本木東保育園									空調	サッシ	※本木保育園を含めて在り方を検討																		
13		本木保育園	○			空調								※本木東保育園を含めて在り方を検討																		
14	4	北保木間保育園		○	空調			テラス庇										※併設する都営住宅の建替えに合わせて民営化を含めて在り方を検討														
15		南保木間保育園		○	門扉		空調						※併設する都営住宅の建替えに合わせて民営化を含めて在り方を検討																			
16		伊興保育園	○							屋上防水等		トイレ					※移転場所及び時期を検討の上で施設更新															
17		東花畑保育園	○	○								空調		※併設する都営住宅の建替えに合わせて施設更新を検討																		
18		西保木間保育園		○					外構	空調		園庭								※併設する都営住宅の建替えに合わせて閉園を検討												
19		中島根保育園	○		防災					屋上防水等	空調										※移転場所及び時期を検討の上で施設更新											
20		平野保育園		○			電気防災空調					屋上防水等							※併設する都営住宅の建替えに合わせて閉園を検討													
21		花畑桑袋保育園	○	○																					※併設する都営住宅の建替えに合わせて施設更新を検討							
22		保木間保育園							電気防災空調		トイレサッシ									※保育需要を確認しながら閉園を検討												
23	5	第三上沼田保育園	○	○					建替え→		移転																					
24		宮城保育園		○	外柵		空調										※保育需要を確認しながら閉園を検討														
25		いりや第一保育園	○	○				テラスシート		空調		電気防災									※併設する都営住宅の建替えに合わせて施設更新を検討										
26		いりや第二保育園		○	外柵	空調		テラスシート				電気防災									※いりや第一保育園の建替えに合わせて在り方を検討										
27		加賀保育園		○				トイレ園庭																		※併設する都住の建替えに合わせて閉園を検討						
28		上沼田保育園	○	○							空調	電気																				
29		鹿浜こども園第一園舎										空調				※保育需要を確認しながら在り方を検討																
		鹿浜こども園第二園舎		○			空調									※保育需要を確認しながら在り方を検討																
30	6	新田わかば保育園	○					空調					※移転場所及び時期を検討の上で施設更新																			

※　建替え工事は、予定地（都住併設園は都住建て替えに伴う創出用地）の検討により時期がずれる可能性がある。
※　営繕工事は、実施の３年前から関係所管に相談し、計画的に実施している。
※　営繕工事に加え、今後も園を定期的に訪問調査し、現場職員から不具合の相談を随時受け付け、都度主管課対応による修繕工事を行っていく。
※　公設民営保育園は、運営法人と調整の上で営繕工事を実施している。

空調設備　：耐用年数１５年を目途に交換実施
電気設備　：ＬＥＤ照明化工事を計画的に実施
防災設備　：耐用年数１５年を目途に交換実施
その他設備：外壁塗装や園庭改修を必要に応じて実施

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**谷在家保育園（公設民営園）完全民営化に伴う事業者公募について**
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内　　容	「足立区立保育園・こども園施設更新計画」において、都営住宅と併設している公設民営園については、都営住宅の建替え時期に合わせて、民営化又は閉園を検討することとしていた。 今回、谷在家保育園に併設する都営住宅の建替えに伴い、地域の保育需要を踏まえ、以下のとおり完全民営化に向けた公募を実施する。 **１　公募に関する方針** （１）民営化対象園 ア　施設名：足立区立谷在家保育園（現定員：７７名） ※　現在は公設民営園として、社会福祉法人わかば会が運営 イ　所在地：谷在家三丁目２２番１０－１０１号 ※　所在地の詳細は、次頁参照 （２）民営化手法 ア　公募により事業者を選定し、都営住宅創出用地について区が仲介の上、５０年間貸し付ける。 イ　新園舎については、事業者が補助金を活用して整備する。 **２　完全民営化時期（予定）** 令和１１年４月１日から **３　今後のスケジュール（予定）**

時期	内容
令和８年 ７月下旬	保護者説明、近隣説明実施
８月１０日	公募開始（あだち広報・ホームページに掲載）
９月下旬	応募申請締切
１１月中旬	第１次選定審査会（応募３者以下の際、省略）
１２月下旬	第２次選定審査会（候補者１者を選定）
令和９年１月	運営予定事業者の公表（ホームページに掲載）
１０月頃	新園舎建設開始
令和１０年度	現指定管理者との引継ぎを実施（約１年）
令和１１年１月	新園舎完成
４月１日	運営予定事業者による保育園運営開始

【谷在家保育園】


皿沼二丁目
西伊興
児童館
佐藤
幼稚園
15
西新井消防署
諏訪木材料置場
諏訪木西公園
諏訪木ぶらしのき公園
西新井第二小
谷在家
保育園
谷在家駅
西新井四丁目
i-保育園
都立足立工業高
諏訪木第一公園
諏訪木第三公園
諏訪木第二公園
谷在家三丁目
みだまえ公園
高道東公園
清水
保育園
高道西公園
谷在家一丁目
アスク西新井
保育園
鹿浜第一小
西中第二公園
あーと&英語が好きに
なる保育園にしあらい
SAKURA
保育園谷在家
西新井みどり公園
西新井五丁目
新西新井公園
谷在家公園
…認可保育所
…幼稚園
…子育てサロン・児童館子育てサロン
…家庭的保育（保育ママ）

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**令和８年度学童保育室待機児童の状況について**
所管部課名	子ども家庭部学童保育課

内　　容

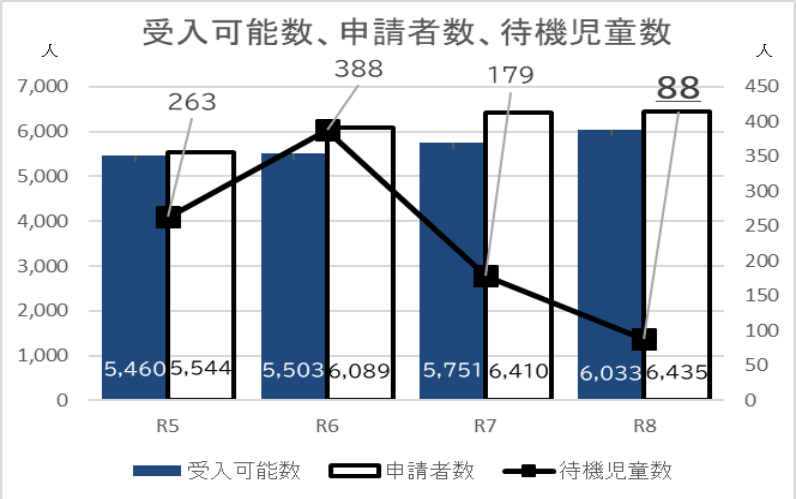
１　令和８年５月１日現在待機児童数　８８人

（１）学年別待機児童数（前年度からの増減）

学年	申請者数（対前年）	待機児童数（対前年）	待機児童率
１年	2,197 人　（−97 人）	18 人　（ ＋5 人）	0.8%
２年	2,014 人　（＋35 人）	20 人　（−14 人）	1.0%
３年	1,425 人（＋162 人）	21 人　（−41 人）	1.5%
４年	578 人　（−25 人）	16 人　（−27 人）	2.8%
５年	166 人　（−34 人）	9 人　（−11 人）	5.4%
６年	55 人　（−16 人）	4 人　（ −3 人）	7.3%
計	**6,435 人　（＋25 人）**	**88 人　（−91 人）**	**1.4%**

（２）地域別・学年別待機児童数　　（人）

地域／学年	１年	２年	３年	４年	５年	６年	合計
千住	2	2	3	2	0	2	11
綾瀬	3	2	1	1	1	0	8
大谷田・佐野	0	1	0	0	2	0	3
中央本町	0	5	1	1	1	0	8
花畑・保塚	3	1	2	2	0	0	8
竹の塚・六月	2	4	1	1	0	0	8
梅島	0	1	1	1	1	1	5
西新井・江北	7	4	4	5	2	0	22
伊興	1	0	1	0	0	0	2
鹿浜・舎人	0	0	7	3	2	1	13
新田・江南	0	0	0	0	0	0	0
計	18	20	21	16	9	4	88



２　待機児童数の集計について

項目		該当人数
不承諾数（年度途中入室、取り下げ等を除いた数）…【Ａ】		586 人
待機児童数に含めない児童…【Ｂ】（１＋２＋３）		498 人
１	ランドセルで児童館及び学童保育室と放課後子ども教室の一体的運用対象校（千寿第八小、東栗原小、大谷田小）での放課後子ども教室利用者	386 人
２	居住地の近隣（500m圏内）に希望する学童保育室以外の学童保育室があるにもかかわらず、第一希望のみを申請している。	92 人
３	個別に意向確認 ・　他の放課後の居場所を利用している。 ・　学童保育室の利用が必要なくなった。	20 人
待機児童数…【Ｃ】（【Ａ】－【Ｂ】）		88 人

３　今後の方針

（１）量の確保

需要の多い地域内の校内学童保育室を最優先に引き続き学童保育室の整備を行っていくほか、学童保育室と放課後子ども教室との一体的運用を推進し、放課後の居場所の拡大に取り組む。

（２）放課後の居場所対策について

放課後児童対策として「放課後子ども総合プラン」を改定し、実情を踏まえた効果的な施策を計画策定し、放課後の居場所対策を総合的に推進していく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**千住本町住区センター学童保育室の閉室及び代替施設の整備について**
所管部課名	子ども家庭部学童保育課
内　　容	千住本町住区センター学童保育室（千住５－６－２／定員４０人）が令和８年度末をもって閉室することとなったため、報告する。 **１　閉室日** 令和８年度末（令和９年３月３１日） **２　閉室理由** （１）人材確保が困難であり、職員の定着が難しいため （２）児童館の利用人数が増えており、活動スペースが狭く、学童保育室部分の閉室により児童館部分を拡大して運用できるため **３　代替地について** これまで、千寿本町小学校内の公共施設内への整備を最優先に調整を行ってきた。しかし、学童保育に必要な広さ、設備等の整備が困難であり、ルミネ北千住内の施設を活用して、民設民営による学童保育室を整備する。 （１）ルミネ北千住概要

活用施設	西口立体駐車場棟２Ｆ　研修室
面積／定員（予定）	８９．７７㎡／４０人

（２）公募方法
令和８年度実施（令和９年４月開設予定）の民設学童保育室の公募地域の一つとしてルミネ北千住施設での運営事業者を募集する。
（３）保護者への周知
現千住本町住区センター学童保育室入室児童の保護者に対して、閉室及び同地域内の整備方針について説明会を実施する。

【ルミネ北千住候補地】



マルイ1階（ミルディス1番館）東側より**駅西口駐車場棟**に入る（2階マルイ連絡通路からも通行可）。



教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**令和７年度学童保育室における実地調査の結果について**
所管部課名	子ども家庭部学童保育課

内　　容

学童保育室における保育の質の維持・向上を目的とし、学童保育マニュアルで定める評価項目チェックリストに基づいて、直営学童保育室等に実施した実地調査について結果を報告する。

１　令和７年度実施学童保育室数

施設種別	施設数
直営学童保育室	２施設　３室
住区学童保育室	３３施設３５室
民設学童保育室	１１施設１１室
合計	４６施設４９室

※　２年に１回、約半数の施設で実地調査を実施。今年度対象の学童保育室は本調査が２回目の実施となる（新規開設室を除く）。

２　令和７年度の主な指摘内容とその対応状況

（１）評価項目チェックリストにおいて指摘が多かった項目

	具体的内容	施設数	対応状況
1	アレルギー対応 ① 保護者と年２回の面談をしていない等	２７ （５５％）	年２回以上の面談実施し、面談の内容は書面にて保護者に確実に渡すよう指導
	② おやつの提供時だけでなく購入時や収納時のダブルチェックや記録が一部できていない	１６ （３３％）	決められたタイミングでダブルチェック及び記録を実施、アレルギー児の食材は別保管にする等、適切におやつの提供ができるよう研修や巡回で指導
2	避難経路上の危険箇所が記載された屋外保育確認表を作成していない	１８ （３７％）	屋外保育確認表を作成し、危険箇所については全職員で確認して安全に避難できるよう指導
3	医薬品や便・嘔吐物処理物品が適切に準備、保管されていない	１６ （３３％）	消毒薬がすぐに用意できる置き場や手順の改善、暗所での保管等、実地調査時に直接指導し巡回の際に準備できたことを確認
4	保護者会の参加が７割に達しない、参加しやすい取り組みができていない等	３０ （６１％）	該当施設のうち８割は、不参加保護者に対し資料配布や保護者会の内容を周知し、改善確認済 参加率向上のための課題や工夫を話し合う交流研修を実施することを、巡回の際に指導

（２）実地調査を実施した学童保育室への今後の対応

ア　巡回訪問にて、提出された事業改善計画の進捗状況を確認、改善に向けて支援する。

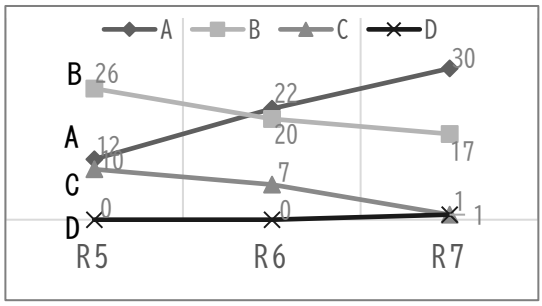
イ　指摘事項が多かった項目については、文書で全学童保育室に周知するとともに、研修等を実施し学童保育室の職員全体の意識改善を図る。

３　実地調査の効果

（１）令和５年度から令和７年度の比較

ＡからＤの４段階で評価を実施。Ａ評価の割合が３年間で１８ポイントアップした。

【評価結果推移（評価基準別）】



【評価基準】
項目点数率
Ａ：９０～１００％
Ｂ：８０～８９％
Ｃ：７０～７９％
Ｄ：６９以下

（２）指摘が多かった項目の改善状況

令和６年度に指摘の多かった項目については、実地調査を実施しなかった施設を含め全施設に対して研修等で周知した。結果、令和７年度の実地調査では、指摘される施設が減少した。

今後は分かりやすい文書での周知や研修の参加率を上げる等、学童保育室全体の保育の質の維持・向上を目指す。

【指摘内容及び対応状況】〔〕内は令和６年度の件数/実施保育室数

具体的内容	対応状況
個人情報の取扱いの理解不足 ７件/４９室〔２６件/５０室〕	令和７年９月に個人情報の重要性や他施設の取組を共有できる研修を実施
家具の転倒防止が不十分である ８件/４９室〔２５件/５０室〕	実地調査時に直接指導し、評価報告訪問等の際に改善を確認
区への報告（３０分ルール）が徹底されていない　３件/４９室〔１２件/５０室〕	

４　令和８年度の実地調査予定

施設種別	施設数	調査周期
直営学童保育室	２施設　３室	２年に１回
住区学童保育室	３５施設３７室	
民設学童保育室	１３施設１３室	
業務委託学童保育室	９施設１０室	毎年実施
指定管理学童保育室	１１施設１８室	
合計	７０施設８１室	

【参考】巡回と実地調査について

（１）巡回

保育の相談、確認等のため実地調査の有無に関係なく年に複数回不定期に学童保育室に赴き指導、助言等を実施する。

（２）実地調査

２年に１回または毎年、学童保育マニュアルに定める評価項目チェックリストに基づいて区の職員が学童保育室を訪問し、事業運営や育成支援等の状況を統一的かつ客観的な基準で評価・助言を行い、学童保育室の質の維持・向上を図る。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**令和７年度児童家庭相談の状況及び今後の方針について**
所管部課名	こども家庭相談室こども家庭相談課
内　　容	

１　児童家庭相談の概要

子育て中の保護者からの子育ての不安や悩み、困っていることや分からないことなどへの相談対応のほか、虐待に気づいたり、虐待が疑われる際の通報に対応している。

（１）相談体制

ア　実施日時　　月曜日から土曜日まで　8：30 から 17：00 まで
※　夜間、休日は児童相談所虐待対応ダイヤル、警察署で対応

イ　相 談 先　　こども家庭相談課

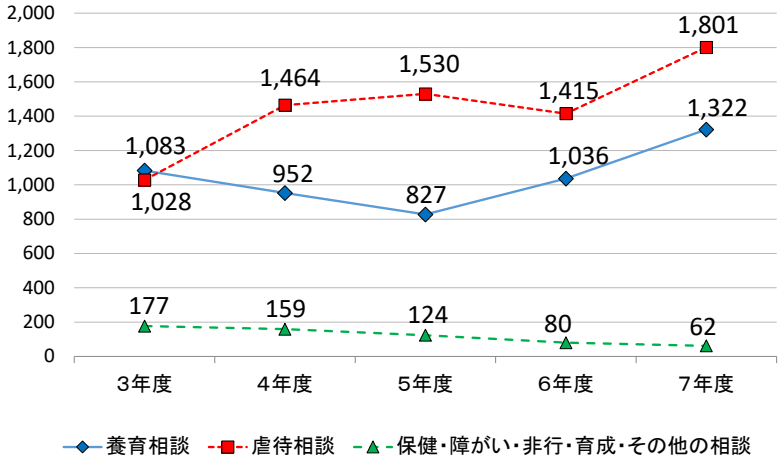
ウ　相談方法　　電話相談、来所相談、メール相談　※　予約不要

（２）相談・通報後の対応

相談、通報があった場合は、こども家庭相談課で受理会議を開き、調査方針を決定し対応している。虐待通告の場合は、48 時間以内に子どもの安全確認を行う。

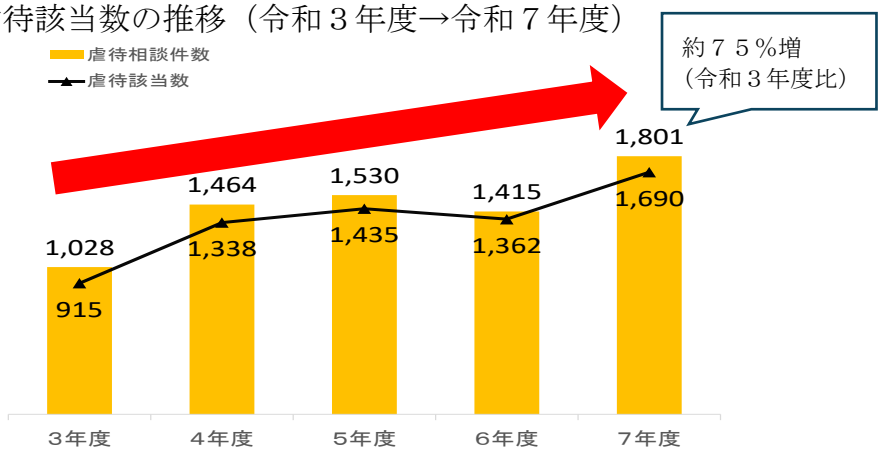
２　児童家庭相談の状況

（１）相談件数の推移



（２）児童虐待相談状況

虐待該当数の推移（令和３年度→令和７年度）



３　児童家庭相談の分析・今後の方針

（１）児童家庭相談増（令和６年度→令和７年度）の分析

ア　主な通告元と要因

増加件数	通告元	要因
146 件増	福祉事務所・保健センター	心配情報の相談先・通告先が、こども家庭相談課であることについての認知が進んだと考えられる。
	保育所	
	家族・親族	
111 件増	児童相談所（都）	警察からの面前夫婦喧嘩など、地域（区）での支援が適切であると都と区で方針を共有し、都から区への引継件数が増えたため

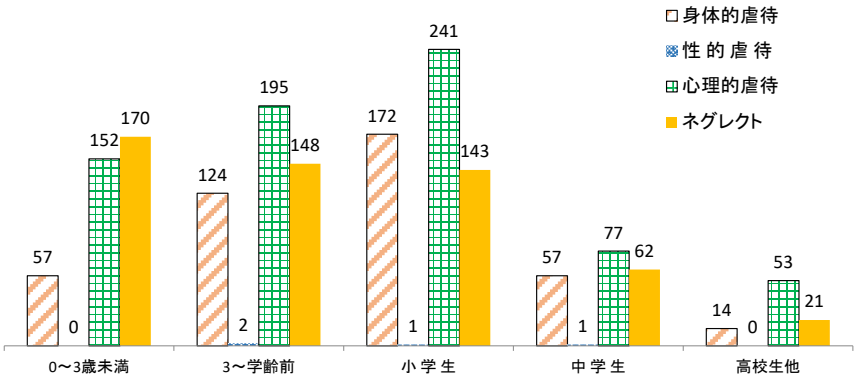
イ　今後の方針

（ア）啓発活動等を行った結果、児童家庭相談件数の増につながったと思われるため、今後も継続して啓発活動を行い、通告元の相談するハードルを下げる。

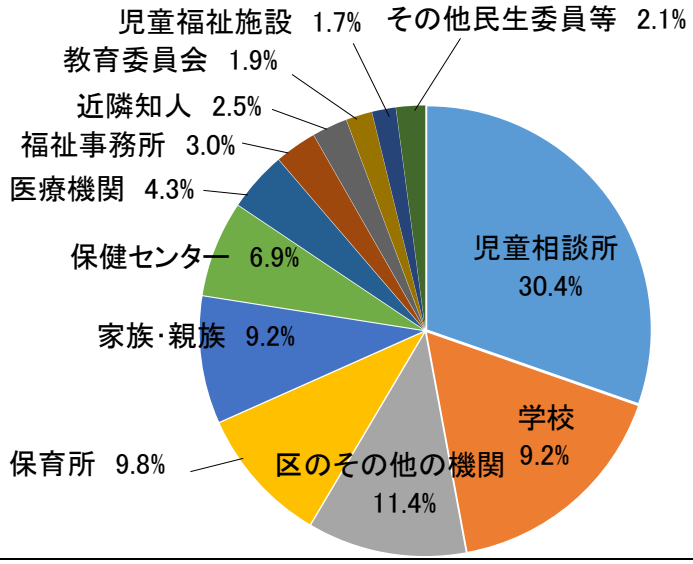
（イ）令和８年４月に児童相談所内に設置した家庭支援第四係職員と児童相談所職員による合同会議などを通して、相互の役割や考えの理解を深めることで、連携を強化していく。

（２）参考情報

ア　虐待該当数の年齢別・種別件数（令和７年度）



イ　虐待該当数の通告元割合　1,690 件（令和７年度総件数）



教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**「ヤングケアラー実態調査アンケート」の実施について**
所管部課名	こども家庭相談室こども家庭相談課
内　　容	ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくく、全国的にも現状把握が不十分であるため、当区に置いても実態調査アンケートを実施する。 **１　実態調査の目的** 当区のヤングケアラーの実態について把握し、今後の調査方法・支援に繋げる仕組みを構築するため **２　実施方法等** （１）実施時期 令和８年９月（予定） （２）対象 区立小・中学校在籍の小学５年生（約４，９００人）・中学２年生（約４，５００人） ※　「高学年の方が自認しやすいこと」「学校生活に慣れてから実施すること」「卒業等で支援がすぐに途絶えないようにすること」を踏まえ、小学５年生・中学２年生を対象とした。 （３）方法 学校配布のタブレットにてオンラインで回答する。 学校名・学年・出席番号を入力してもらうことで個人特定を行う。 （４）内容 生活の実態、家族へのケアの状況やその影響など全１０問 **３　アンケートの設問について** Ｐ１５６～１５８のとおり **４　アンケート実施後の支援** 学校やSC・SSWなどの関係機関の協力を経て、児童・生徒の意見を聞き取り、設問９を複数選択している児童・生徒について、家庭状況に応じた介護サービス、障がいサービス、家事支援などの必要とする支援に繋げていく。

５　今後の予定

（１）スケジュール

時期	内容
令和８年　７月	教員向けにヤングケアラーの理解度を深める研修の実施
９月	実態調査実施
１０月	集計・スクリーニング
１１月	実態調査後の個別ケースの支援等開始
令和９年　１月	文教委員会に実績報告

（２）その他

ア　実態調査アンケートは令和８年度の実施結果を踏まえ、内容を見直しつつ、毎年度実施していく予定

イ　令和８年度中に高校生への実態調査アンケートも実施予定

ウ　アンケート結果を踏まえ、令和９年度以降のヤングケアラー支援のあり方・予算要求を検討していく。

実際のアンケートは
「生活実態に関するアンケート」とする予定です。

ヤングケアラー実態調査アンケート

このアンケートは、みなさんの生活の様子を知り、今後の支援に役立てるために行うものです。

答えた内容が成績などに影響することはありません。安心して答えてください。答えたくない質問は無理に答える必要はありません。

１　スマートフォンは、平日（学校に登校した日）で何時間くらい使っていますか

①　１時間未満

②　１時間以上～３時間未満

③　３時間以上～５時間未満

④　５時間以上

２　スマートフォンでどんなことをしていますか
（当てはまるものすべて選んで下さい）

①　勉強

②　遊び（SNS のやりとりなど）

③　ゲーム

④　家族との連絡

⑤　動画視聴

３　いつも何時間くらい寝ていますか

①　５時間未満

②　５時間以上～６時間未満

③　６時間以上～８時間未満

④　８時間以上

４　１週間のうち、学校以外で友だちと遊ぶ日数はどのくらいですか（対面/オンライン含む）

①　０日

②　週に１～２日

③　週に３日以上

5　いつも家族の世話やサポートをしていますか（家事、介護、兄弟姉妹のお世話、話を聞く・気持ちを支えるなどの感情面の精神的サポートなど）

① はい　⇒設問６に進んでください。
② いいえ　⇒回答終了です。
③ よくわからない　⇒回答終了です。

6　５で「①はい」と答えた方は、どのようなサポートをしていますか（当てはまるものすべて選んで下さい）

① 病気や障がいがある親または高齢の親の世話や手伝いや見守りをしている
② 家族の代わりに自分が家事（料理、掃除など）をしている
③ 祖父母の介護や見守りをしている
④ 兄弟姉妹の世話や見守りをしている（遊びは含めません）
⑤ 家族の話を聞いたり、気持ちを支えたりしている（感情面の精神的サポート）
⑥ 家族の機嫌や状態にいつも気を配っている
⑦ 手続きや通訳（区役所・病院など）
⑧ 答えたくない

7　サポートしている家族の状態について（当てはまるものすべて選んで下さい）

① 病気や障がいがある
② 高齢である
③ こころの不調や精神的な問題がある
④ 仕事などで家にいないことが多い
⑤ 幼い弟や妹がいる
⑥ 日本語がわからない・にがて
⑦ 答えたくない

8　家族の世話やサポートをしていることで、「やりたいことができない」「負担に感じている」ことはありますか

① よくある　⇒設問９に進んでください。
② ときどきある　⇒設問９に進んでください。
③ あまりない（少しある）　⇒設問９に進んでください。
④ まったくない　⇒回答終了です。

9　８で①～③を答えた人は、どのようなことですか

（当てはまるものすべて選んで下さい）

① 勉強する時間

② 学校生活（授業や提出物など）

③ 部活動や習い事

④ 友だちと遊ぶ時間

⑤ 寝る時間やきゅうけい時間

⑥ 自分の自由な時間

⑦ 将来や進路のこと

⑧ 答えたくない

10　困ったときに相談できる人はいますか

（当てはまるものすべて選んで下さい）

① 家族

② 親族（おじいちゃん、おばあちゃん、いとこなど）

③ 友だち

④ 学校の先生

⑤ スクールカウンセラー

⑥ いない

⑦ わからない

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年６月１２日

件　　名	**ギャラクシティ休館中の文化団体への助成制度の創設について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課
内　　容	令和９年３月から西新井文化ホールが３年間という長期休館に入る。 休館中、これまで区が活動支援している文化団体や共催事業を、継続して支援するための施設使用料等助成金について、その費用の補正予算が可決された場合には、次のとおり実施する。 **１　目的** ギャラクシティの休館中、西新井文化ホールを拠点にしている文化団体の活動を維持するためには、コンサート等の発表機会の確保が重要となることから、他施設を使用した際に発生する施設使用料及び付帯設備使用料への助成を行う。 **２　支援の考え方** （１）原則として、施設使用料が免除となる区施設で代替開催する方向で各団体と相談し、施設の予約手続等を支援していく。 （２）特別な理由により区施設が利用できず、シアター１０１０や区外の有料施設を使用せざるを得ない場合に助成金で対応する。 **３　支援対象団体及び共催事業** 団体名： ①　足立シティオーケストラ ②　足立吹奏楽団 ③　足立区民合唱団 ④　足立ジュニア吹奏楽団 ⑤　文化団体連合会の加盟団体 共催事業名： ⑥　春のふれあいコンサート ⑦　海の日ジョイントコンサート ⑧　足立区音楽祭 ⑨　足立区合唱祭 ⑩　郷土芸能大会 ⑪　その他区長が必要と認めた文化共催事業 **４　申請開始日** 令和８年７月１日（水）

	５　助成金額 事業開催に要した施設使用料及び付帯設備使用料の全額 ただし、１日あたり上限５０万円※とする。 ※　近隣施設の使用料を参考に積算している。 （例）かつしかシンフォニーヒルズを使用した場合 施設使用料 360,000 円＋付帯設備使用料 100,000 円程度 **６　今後の方針** （１）対象団体に対し、申請漏れのないよう周知を徹底していく。 （２）その他の利用者に対しても、代替施設の案内等、丁寧な対応を行っていく。